

長崎県地域防災計画（基本計画編）

令和7年度修正（案）

令和7年11月

長崎県防災会議

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正のため（危機管理部防災企画課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
3	<p>第1編 序説 第1章 総則 第3節 計画の基本理念</p> <p>1 災害予防段階</p> <p>災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。</p> <p>最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第1編 序説 第1章 総則 第3節 計画の基本理念</p> <p>1 灾害予防段階</p> <p>災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。</p> <p>最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。</p> <p>また、<u>災害復旧や災害からの復興に必要な準備をするものとする。</u></p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	観測地点（雲仙岳）追加に伴う修正、及び統計期間の更新（長崎地方気象台）																																																																																																																																																																								
ページ	現 行 計 画																																																																																																																																																																								
12	<p>第1編 序説 第2章 長崎県の概況 第2節 長崎県の風水害</p> <p>2 長崎県内気象官署の気象観測記録</p> <p>(1) 月及び年平均気温の平年値（統計期間：1991年～2020年）（単位：℃）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎</td><td>7.2</td><td>8.1</td><td>11.2</td><td>15.6</td><td>19.7</td><td>23</td><td>26.9</td><td>28.1</td><td>24.9</td><td>20</td><td>14.5</td><td>9.4</td><td>17.4</td></tr> <tr> <td>福江</td><td>7.6</td><td>8.3</td><td>10.9</td><td>14.9</td><td>18.8</td><td>22.1</td><td>26.2</td><td>27.3</td><td>24.1</td><td>19.5</td><td>14.6</td><td>9.8</td><td>17</td></tr> <tr> <td>厳原</td><td>6</td><td>6.9</td><td>10</td><td>14.2</td><td>18.2</td><td>21.3</td><td>25.4</td><td>26.8</td><td>23.4</td><td>18.7</td><td>13.3</td><td>8</td><td>16</td></tr> <tr> <td>佐世保</td><td>7</td><td>7.8</td><td>11</td><td>15.3</td><td>19.7</td><td>23</td><td>26.8</td><td>28</td><td>24.8</td><td>20</td><td>14.4</td><td>9.2</td><td>17.2</td></tr> <tr> <td>平戸</td><td>7</td><td>7.6</td><td>10.3</td><td>14.2</td><td>18</td><td>21.1</td><td>25.1</td><td>26.5</td><td>23.5</td><td>19.2</td><td>14.2</td><td>9.3</td><td>16.3</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 月及び年降水量の平年値（統計期間：1991年～2020年）（単位：mm）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎</td><td>63.1</td><td>84</td><td>123.2</td><td>153</td><td>160.7</td><td>335.9</td><td>292.7</td><td>217.9</td><td>186.6</td><td>102.1</td><td>100.7</td><td>74.8</td><td>1894.7</td></tr> <tr> <td>福江</td><td>93.4</td><td>109.5</td><td>172.1</td><td>216.1</td><td>210.2</td><td>324.2</td><td>308.8</td><td>239.6</td><td>289.2</td><td>132.7</td><td>134.1</td><td>108.9</td><td>2338.8</td></tr> <tr> <td>厳原</td><td>80.1</td><td>94.7</td><td>172.3</td><td>218.4</td><td>241.2</td><td>294.4</td><td>370.5</td><td>326.4</td><td>235.5</td><td>120.8</td><td>100.6</td><td>68</td><td>2302.6</td></tr> <tr> <td>佐世保</td><td>63.4</td><td>81.1</td><td>120.7</td><td>152.9</td><td>171.1</td><td>328.9</td><td>342.2</td><td>255.4</td><td>195.6</td><td>98.6</td><td>101.6</td><td>77.5</td><td>1989</td></tr> <tr> <td>平戸</td><td>84.9</td><td>93.6</td><td>148.7</td><td>189</td><td>198.4</td><td>319</td><td>345.7</td><td>289.1</td><td>223.5</td><td>116.6</td><td>112.3</td><td>85.3</td><td>2206</td></tr> </tbody> </table>		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年	長崎	7.2	8.1	11.2	15.6	19.7	23	26.9	28.1	24.9	20	14.5	9.4	17.4	福江	7.6	8.3	10.9	14.9	18.8	22.1	26.2	27.3	24.1	19.5	14.6	9.8	17	厳原	6	6.9	10	14.2	18.2	21.3	25.4	26.8	23.4	18.7	13.3	8	16	佐世保	7	7.8	11	15.3	19.7	23	26.8	28	24.8	20	14.4	9.2	17.2	平戸	7	7.6	10.3	14.2	18	21.1	25.1	26.5	23.5	19.2	14.2	9.3	16.3		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年	長崎	63.1	84	123.2	153	160.7	335.9	292.7	217.9	186.6	102.1	100.7	74.8	1894.7	福江	93.4	109.5	172.1	216.1	210.2	324.2	308.8	239.6	289.2	132.7	134.1	108.9	2338.8	厳原	80.1	94.7	172.3	218.4	241.2	294.4	370.5	326.4	235.5	120.8	100.6	68	2302.6	佐世保	63.4	81.1	120.7	152.9	171.1	328.9	342.2	255.4	195.6	98.6	101.6	77.5	1989	平戸	84.9	93.6	148.7	189	198.4	319	345.7	289.1	223.5	116.6	112.3	85.3	2206
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年																																																																																																																																																												
長崎	7.2	8.1	11.2	15.6	19.7	23	26.9	28.1	24.9	20	14.5	9.4	17.4																																																																																																																																																												
福江	7.6	8.3	10.9	14.9	18.8	22.1	26.2	27.3	24.1	19.5	14.6	9.8	17																																																																																																																																																												
厳原	6	6.9	10	14.2	18.2	21.3	25.4	26.8	23.4	18.7	13.3	8	16																																																																																																																																																												
佐世保	7	7.8	11	15.3	19.7	23	26.8	28	24.8	20	14.4	9.2	17.2																																																																																																																																																												
平戸	7	7.6	10.3	14.2	18	21.1	25.1	26.5	23.5	19.2	14.2	9.3	16.3																																																																																																																																																												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年																																																																																																																																																												
長崎	63.1	84	123.2	153	160.7	335.9	292.7	217.9	186.6	102.1	100.7	74.8	1894.7																																																																																																																																																												
福江	93.4	109.5	172.1	216.1	210.2	324.2	308.8	239.6	289.2	132.7	134.1	108.9	2338.8																																																																																																																																																												
厳原	80.1	94.7	172.3	218.4	241.2	294.4	370.5	326.4	235.5	120.8	100.6	68	2302.6																																																																																																																																																												
佐世保	63.4	81.1	120.7	152.9	171.1	328.9	342.2	255.4	195.6	98.6	101.6	77.5	1989																																																																																																																																																												
平戸	84.9	93.6	148.7	189	198.4	319	345.7	289.1	223.5	116.6	112.3	85.3	2206																																																																																																																																																												

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

(3) 日降水量 100 mm以上の日数の合計と平均（統計期間：1991年～2020年）（単位：日）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
長崎	合計	0	0	0	2	1	12	19	11	7	2	1	0	55
	平均	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.4	0.6	0.4	0.2	0.1	0.0	0.0	1.8
福江	合計	0	1	1	6	6	17	19	6	17	6	5	2	86
	平均	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.6	0.6	0.2	0.6	0.2	0.2	0.1	2.9
厳原	合計	0	0	1	9	14	16	26	23	9	4	2	1	105
	平均	0.0	0.0	0.0	0.3	0.5	0.5	0.9	0.8	0.3	0.1	0.1	0.0	3.4
佐世保	合計	0	0	0	2	3	17	27	10	8	2	1	1	71
	平均	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.6	0.9	0.3	0.3	0.1	0.0	0.0	2.4
平戸	合計	1	0	0	6	5	18	20	14	13	4	4	1	86
	平均	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.6	0.7	0.5	0.4	0.1	0.1	0.0	2.9

13

(4) 日最大風速 10m/s以上の日数の合計と平均（統計期間：1991年～2020年）（単位：日）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
長崎	合計	34	44	47	42	9	25	25	15	18	9	21	41	330
	平均	1.1	1.5	1.6	1.4	0.3	0.8	0.8	0.5	0.6	0.3	0.7	1.4	11.0
福江	合計	57	69	87	79	31	40	43	50	50	35	28	56	625
	平均	1.9	2.3	2.9	2.6	1.0	1.3	1.4	1.7	1.7	1.1	0.9	1.9	20.9
厳原	合計	104	103	130	149	119	102	137	88	44	51	68	113	1208
	平均	3.5	3.4	4.3	5.0	4.0	3.4	4.6	2.9	1.5	1.7	2.3	3.8	40.3
佐世保	合計	80	73	116	104	41	48	68	62	70	58	43	93	855
	平均	2.7	2.4	3.9	3.5	1.4	1.6	2.3	2.1	2.3	1.9	1.4	3.1	28.5
平戸	合計	69	52	65	40	15	16	23	28	47	42	28	67	492
	平均	2.3	1.7	2.2	1.3	0.5	0.5	0.8	0.9	1.6	1.4	0.9	2.2	16.4

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

		(5) 日最大風速 15m/s 以上の日数の合計と平均（統計期間：1991年～2020年）（単位：日）													
長崎	合計	0	0	0	1	0	0	1	1	5	0	0	0	0	8
	平均	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
福江	合計	0	0	0	0	1	2	3	10	14	6	1	0	0	37
	平均	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.3	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0	1.2
厳原	合計	0	2	9	8	2	4	10	7	14	7	1	1	1	65
	平均	0.0	0.1	0.3	0.3	0.1	0.1	0.3	0.2	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0	2.2
佐世保	合計	1	1	3	4	0	2	2	6	16	5	1	2	2	43
	平均	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.5	0.2	0.0	0.1	0.1	1.4
平戸	合計	0	2	0	0	0	1	2	6	10	4	0	0	0	25
	平均	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.8

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

14	(6) 日最大1時間降水量の極値・順位値(単位:mm)					
		1位	2位	3位	4位	5位
	長崎 1897/4～ 2024/8	127.5 1982/7/23	102.0 1981/9/25	87.8 1923/9/5	87.0 2020/9/12	86.2 1927/8/27
	雲仙岳 1937/1～ 2024/8	134.5 2015/8/25	124.5 2016/6/20	103.5 1972/7/6	99.0 1964/8/23	96.8 1956/8/27
	福江 1962/5～ 2024/8	113.5 1967/7/9	93.5 1989/9/12	89.0 2005/9/10	88.0 2020/9/7	86.7 1965/11/19
	厳原 1904/1～ 2024/8	116.0 2003/7/23	111.8 1915/11/25	98.0 1980/7/25	96.3 1967/7/5	95.8 1954/7/16
	佐世保 1946/11～ 2024/8	125.1 1967/7/9	104.5 2001/6/23	102.4 1956/8/27	90.0 1948/9/11	87.0 2001/9/5
	平戸 1940/1～ 2024/8	125.5 1999/9/2	114.5 2011/8/23	108.0 1989/7/28	104.0 1982/7/23	90.0 1959/7/15

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

(7) 日降水量の極値・順位値(単位: mm)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長崎 1878/7～ <u>2024/8</u>	448.0 1982/7/23	385.4 1928/6/28	345.4 1882/4/11	344.5 1945/9/3	344.0 1989/7/28
雲仙岳 1924/1～ <u>2024/8</u>	482.0 1982/7/24	470.4 1964/8/23	465.2 1957/7/25	459.2 1928/6/28	456.5 2006/8/18
福江 1962/5～ <u>2024/8</u>	432.5 2005/9/10	326.0 1985/6/28	310.5 1974/5/18	294.0 2019/7/20	290.5 2011/11/18
厳原 1886/9～ <u>2024/8</u>	392.5 1916/9/24	344.0 1985/6/23	328.5 1972/8/20	305.5 1972/7/11	290.6 1928/9/18
佐世保 1946/11～ <u>2024/8</u>	371.8 1957/7/25	344.4 1955/4/15	322.5 1990/7/2	301.5 1989/7/28	274.0 2020/6/25
平戸 1940/1～ <u>2024/8</u>	406.9 1959/7/13	365.5 2011/8/23	359.5 1953/6/25	335.5 2023/9/15	329.5 1980/8/29

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

(8) 月降水量の多い方からの極値・順位値(単位：mm)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長崎 1878/7～ <u>2024/8</u>	1178.5 1982/7	985.4 1885/6	973.4 1922/9	939.4 1928/6	935.0 2021/8
雲仙岳 1924/1～ <u>2024/8</u>	1587.5 2021/8	1579.5 1982/7	1362.0 2020/7	1324.5 1987/7	1306.7 1928/6
福江 1962/5～ <u>2024/8</u>	961.5 2021/8	872.5 1987/7	711.5 1972/6	702.5 2019/9	696.5 2019/7
厳原 <u>1886/9～</u> <u>2024/8</u>	1152.0 1891/7	1101.0 1985/6	1014.0 2020/7	992.0 1993/8	915.5 1899/8
佐世保 1946/11～ <u>2024/8</u>	1154.9 1957/7	1058.0 1953/6	989.5 2021/8	836.5 2020/7	807.1 1962/7
平戸 1940/1～ <u>2024/8</u>	1183.7 1953/6	1126.0 1945/9	1075.0 2021/8	1028.1 1957/7	1008.5 2020/7

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

15	(9) 月降水量の少ない方からの極値・順位値(単位: mm)					
		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
	長崎 1878/7～ 2024/8	1.8 1967/9	3.5 1997/10	4.5 1998/12	5.1 1929/10	5.5 1994/7
	雲仙岳 1924/1～ 2024/8	3.0 1998/12	3.4 1939/12	3.8 1967/9	9.0 1997/10	13.0 2006/10
	福江 1962/5～ 2024/8	3.5 1971/11	4.5 2007/11	5.0 2003/10	6.5 1984/10	7.5 1997/10
	厳原 1886/9～ 2024/8	0.0 2011/1	0.0 2007/11	0.5 1976/1	2.0 1987/12	2.1 1918/1
	佐世保 1946/11～ 2024/8	0.5 2003/10	2.0 1998/12	6.0 2021/10	10.5 1974/8	10.5 1971/11
	平戸 1940/1～ 2024/8	3.0 2007/11	4.0 2003/10	4.5 1978/7	9.5 1998/12	10.0 1997/10

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

(10) 日最大風速の極値・順位値及びその風向(単位：m/s及び16方位)

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎 1878/7～ 2024/8	43.5 南南東 1900/8/24	35.0 西北西 1942/8/27	33.8 東南東 1927/9/13	33.5 南西 1919/8/16	32.4 南南東 1930/7/18
雲仙岳 1924/1～ 2024/8	60.0 東南東 1942/8/27	49.0 南東 1927/9/13	42.0 南南東 1940/9/11	42.0 北東 1939/10/16	41.4 北北東 1938/10/15
福江 1962/5～ 2024/8	31.3 南 1987/8/31	26.9 南南西 1991/7/29	26.6 南 1978/9/15	26.5 南 1987/8/30	26.0 北北西 2006/9/17
厳原 1886/9～ 2024/8	31.4 南東 2020/9/7	29.4 南南東 2020/9/3	28.1 南南東 2022/9/6	28.1 南東 2020/9/2	27.1 南南東 2004/8/19
佐世保 1946/11～ 2024/8	29.8 北 1951/10/14	29.2 北 1951/10/15	26.3 南南東 2020/9/7	26.1 北 1950/9/13	25.7 北 1949/6/21
平戸 1940/1～ 2024/8	36.8 北西 1942/8/27	32.4 南南東 1956/9/10	31.1 南南東 1959/9/17	29.0 北北東 1951/10/14	27.5 北北東 1945/10/10

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

16

(11) 日最大瞬間風速の極値・順位値及びその風向(単位: m/s 及び 16 方位)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長崎 1951/9～ 2024/8	54.3 南西 1991/9/27	43.5 東南東 2006/9/17	41.9 南西 2004/9/7	41.5 南西 1957/12/12	39.1 南東 1993/8/10
雲仙岳 1938/1～ 2024/8	63.7 北 2004/10/20	60.0] 南東 1942/8/27	58.1 東南東 2006/9/17	54.8 × 1970/8/14	54.4 北東 1939/10/16
福江 1962/5～ 2024/8	55.6 南 1987/8/31	54.1 南 1987/8/30	53.4 北 2006/9/17	49.5 南 1991/7/29	47.5 北北西 1991/9/27
厳原 1918/10～ 2024/8	52.1 南東 1987/8/31	48.7 南南東 2004/8/19	47.2 南南西 1968/8/16	46.5 南南東 2003/9/12	46.2 南南東 2020/9/3
佐世保 1951/3～ 2024/8	49.3 北 2004/10/20	43.5 北東 2006/9/17	42.1 西 1991/9/27	41.6 東南東 2020/9/7	41.4 北北西 2004/8/30
平戸 1940/1～ 2024/8	53.2 南 1987/8/31	49.5 北西 1991/9/27	47.0 北西 1942/8/27	44.3 南南東 1993/8/10	42.8 南東 2020/9/7

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	観測地点（雲仙岳）追加に伴う修正、及び統計期間の更新（長崎地方気象台）																																																																																																																																																																																																				
ページ	修 正 計 画 (案)																																																																																																																																																																																																				
1 2	<p>第1編 序説</p> <p>第2章 長崎県の概況</p> <p>第2節 長崎県の風水害</p> <p>2 長崎県内気象官署の気象観測記録</p> <p><u>※ (1) ~ (5)において雲仙が追加</u></p> <p>(1) 月及び年平均気温の平年値（統計期間：1991年～2020年）（単位：℃）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎</td><td>7.2</td><td>8.1</td><td>11.2</td><td>15.6</td><td>19.7</td><td>23</td><td>26.9</td><td>28.1</td><td>24.9</td><td>20</td><td>14.5</td><td>9.4</td><td>17.4</td></tr> <tr> <td>雲仙岳</td><td>2.5</td><td>3.6</td><td>6.8</td><td>11.5</td><td>15.9</td><td>19.2</td><td>22.5</td><td>23.3</td><td>20.4</td><td>15.3</td><td>10.0</td><td>4.7</td><td>13.0</td></tr> <tr> <td>福江</td><td>7.6</td><td>8.3</td><td>10.9</td><td>14.9</td><td>18.8</td><td>22.1</td><td>26.2</td><td>27.3</td><td>24.1</td><td>19.5</td><td>14.6</td><td>9.8</td><td>17</td></tr> <tr> <td>厳原</td><td>6</td><td>6.9</td><td>10</td><td>14.2</td><td>18.2</td><td>21.3</td><td>25.4</td><td>26.8</td><td>23.4</td><td>18.7</td><td>13.3</td><td>8</td><td>16</td></tr> <tr> <td>佐世保</td><td>7</td><td>7.8</td><td>11</td><td>15.3</td><td>19.7</td><td>23</td><td>26.8</td><td>28</td><td>24.8</td><td>20</td><td>14.4</td><td>9.2</td><td>17.2</td></tr> <tr> <td>平戸</td><td>7</td><td>7.6</td><td>10.3</td><td>14.2</td><td>18</td><td>21.1</td><td>25.1</td><td>26.5</td><td>23.5</td><td>19.2</td><td>14.2</td><td>9.3</td><td>16.3</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 月及び年降水量の平年値（統計期間：1991年～2020年）（単位：mm）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎</td><td>63.1</td><td>84</td><td>123.2</td><td>153</td><td>160.7</td><td>335.9</td><td>292.7</td><td>217.9</td><td>186.6</td><td>102.1</td><td>100.7</td><td>74.8</td><td>1894.7</td></tr> <tr> <td>雲仙岳</td><td>88.2</td><td>129.2</td><td>202.5</td><td>253.3</td><td>265.1</td><td>575.4</td><td>513.6</td><td>314.4</td><td>260.7</td><td>132.8</td><td>123.5</td><td>103.1</td><td>2927.1</td></tr> <tr> <td>福江</td><td>93.4</td><td>109.5</td><td>172.1</td><td>216.1</td><td>210.2</td><td>324.2</td><td>308.8</td><td>239.6</td><td>289.2</td><td>132.7</td><td>134.1</td><td>108.9</td><td>2338.8</td></tr> <tr> <td>厳原</td><td>80.1</td><td>94.7</td><td>172.3</td><td>218.4</td><td>241.2</td><td>294.4</td><td>370.5</td><td>326.4</td><td>235.5</td><td>120.8</td><td>100.6</td><td>68</td><td>2302.6</td></tr> <tr> <td>佐世保</td><td>63.4</td><td>81.1</td><td>120.7</td><td>152.9</td><td>171.1</td><td>328.9</td><td>342.2</td><td>255.4</td><td>195.6</td><td>98.6</td><td>101.6</td><td>77.5</td><td>1989</td></tr> <tr> <td>平戸</td><td>84.9</td><td>93.6</td><td>148.7</td><td>189</td><td>198.4</td><td>319</td><td>345.7</td><td>289.1</td><td>223.5</td><td>116.6</td><td>112.3</td><td>85.3</td><td>2206</td></tr> </tbody> </table>		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年	長崎	7.2	8.1	11.2	15.6	19.7	23	26.9	28.1	24.9	20	14.5	9.4	17.4	雲仙岳	2.5	3.6	6.8	11.5	15.9	19.2	22.5	23.3	20.4	15.3	10.0	4.7	13.0	福江	7.6	8.3	10.9	14.9	18.8	22.1	26.2	27.3	24.1	19.5	14.6	9.8	17	厳原	6	6.9	10	14.2	18.2	21.3	25.4	26.8	23.4	18.7	13.3	8	16	佐世保	7	7.8	11	15.3	19.7	23	26.8	28	24.8	20	14.4	9.2	17.2	平戸	7	7.6	10.3	14.2	18	21.1	25.1	26.5	23.5	19.2	14.2	9.3	16.3		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年	長崎	63.1	84	123.2	153	160.7	335.9	292.7	217.9	186.6	102.1	100.7	74.8	1894.7	雲仙岳	88.2	129.2	202.5	253.3	265.1	575.4	513.6	314.4	260.7	132.8	123.5	103.1	2927.1	福江	93.4	109.5	172.1	216.1	210.2	324.2	308.8	239.6	289.2	132.7	134.1	108.9	2338.8	厳原	80.1	94.7	172.3	218.4	241.2	294.4	370.5	326.4	235.5	120.8	100.6	68	2302.6	佐世保	63.4	81.1	120.7	152.9	171.1	328.9	342.2	255.4	195.6	98.6	101.6	77.5	1989	平戸	84.9	93.6	148.7	189	198.4	319	345.7	289.1	223.5	116.6	112.3	85.3	2206
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年																																																																																																																																																																																								
長崎	7.2	8.1	11.2	15.6	19.7	23	26.9	28.1	24.9	20	14.5	9.4	17.4																																																																																																																																																																																								
雲仙岳	2.5	3.6	6.8	11.5	15.9	19.2	22.5	23.3	20.4	15.3	10.0	4.7	13.0																																																																																																																																																																																								
福江	7.6	8.3	10.9	14.9	18.8	22.1	26.2	27.3	24.1	19.5	14.6	9.8	17																																																																																																																																																																																								
厳原	6	6.9	10	14.2	18.2	21.3	25.4	26.8	23.4	18.7	13.3	8	16																																																																																																																																																																																								
佐世保	7	7.8	11	15.3	19.7	23	26.8	28	24.8	20	14.4	9.2	17.2																																																																																																																																																																																								
平戸	7	7.6	10.3	14.2	18	21.1	25.1	26.5	23.5	19.2	14.2	9.3	16.3																																																																																																																																																																																								
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年																																																																																																																																																																																								
長崎	63.1	84	123.2	153	160.7	335.9	292.7	217.9	186.6	102.1	100.7	74.8	1894.7																																																																																																																																																																																								
雲仙岳	88.2	129.2	202.5	253.3	265.1	575.4	513.6	314.4	260.7	132.8	123.5	103.1	2927.1																																																																																																																																																																																								
福江	93.4	109.5	172.1	216.1	210.2	324.2	308.8	239.6	289.2	132.7	134.1	108.9	2338.8																																																																																																																																																																																								
厳原	80.1	94.7	172.3	218.4	241.2	294.4	370.5	326.4	235.5	120.8	100.6	68	2302.6																																																																																																																																																																																								
佐世保	63.4	81.1	120.7	152.9	171.1	328.9	342.2	255.4	195.6	98.6	101.6	77.5	1989																																																																																																																																																																																								
平戸	84.9	93.6	148.7	189	198.4	319	345.7	289.1	223.5	116.6	112.3	85.3	2206																																																																																																																																																																																								

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

(3) 日降水量 100 mm以上の日数の合計と平均（統計期間：1991 年～2020 年）（単位：日）														
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
長崎	合計	0	0	0	2	1	12	19	11	7	2	1	0	55
	平均	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.4	0.6	0.4	0.2	0.1	0.0	0.0	1.8
雲仙岳	合計	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>4</u>	<u>8</u>	<u>12</u>	<u>46</u>	<u>42</u>	<u>20</u>	<u>12</u>	<u>3</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>148</u>
	平均	<u>0.0</u>	<u>0.0</u>	<u>0.1</u>	<u>0.3</u>	<u>0.4</u>	<u>1.5</u>	<u>1.4</u>	<u>0.7</u>	<u>0.4</u>	<u>0.1</u>	<u>0.0</u>	<u>0.0</u>	<u>4.8</u>
福江	合計	0	1	1	6	6	17	19	6	17	6	5	2	86
	平均	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.6	0.6	0.2	0.6	0.2	0.2	0.1	2.9
厳原	合計	0	0	1	9	14	16	26	23	9	4	2	1	105
	平均	0.0	0.0	0.0	0.3	0.5	0.5	0.9	0.8	0.3	0.1	0.1	0.0	3.4
佐世保	合計	0	0	0	2	3	17	27	10	8	2	1	1	71
	平均	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.6	0.9	0.3	0.3	0.1	0.0	0.0	2.4
平戸	合計	1	0	0	6	5	18	20	14	13	4	4	1	86
	平均	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.6	0.7	0.5	0.4	0.1	0.1	0.0	2.9

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

13	(4) 日最大風速 10m/s 以上の日数の合計と平均（統計期間：1991年～2020年）（単位：日）													
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
長崎	合計	34	44	47	42	9	25	25	15	18	9	21	41	330
	平均	1.1	1.5	1.6	1.4	0.3	0.8	0.8	0.5	0.6	0.3	0.7	1.4	11.0
雲仙岳	合計	<u>147</u>	<u>163</u>	<u>213</u>	<u>205</u>	<u>167</u>	<u>158</u>	<u>185</u>	<u>130</u>	<u>152</u>	<u>173</u>	<u>135</u>	<u>185</u>	<u>2013</u>
	平均	<u>4.9</u>	<u>5.4</u>	<u>7.1</u>	<u>6.8</u>	<u>5.6</u>	<u>5.3</u>	<u>6.2</u>	<u>4.3</u>	<u>5.1</u>	<u>5.8</u>	<u>4.5</u>	<u>6.2</u>	<u>65.6</u>
福江	合計	57	69	87	79	31	40	43	50	50	35	28	56	625
	平均	1.9	2.3	2.9	2.6	1.0	1.3	1.4	1.7	1.7	1.1	0.9	1.9	20.9
厳原	合計	104	103	130	149	119	102	137	88	44	51	68	113	1208
	平均	3.5	3.4	4.3	5.0	4.0	3.4	4.6	2.9	1.5	1.7	2.3	3.8	40.3
佐世保	合計	80	73	116	104	41	48	68	62	70	58	43	93	<u>856</u>
	平均	2.7	2.4	3.9	3.5	1.4	1.6	2.3	2.1	2.3	1.9	1.4	3.1	28.5
平戸	合計	69	52	65	40	15	16	23	28	47	42	28	67	492
	平均	2.3	1.7	2.2	1.3	0.5	0.5	0.8	0.9	1.6	1.4	0.9	2.2	16.4

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

(5) 日最大風速 15m/s 以上の日数の合計と平均（統計期間：1991年～2020年）（単位：日）														
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
長崎	合計	0	0	0	1	0	0	1	1	5	0	0	0	8
	平均	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.3
雲仙岳	合計	<u>11</u>	<u>28</u>	<u>43</u>	<u>52</u>	<u>35</u>	<u>38</u>	<u>27</u>	<u>30</u>	<u>40</u>	<u>44</u>	<u>11</u>	<u>11</u>	<u>370</u>
	平均	<u>0.4</u>	<u>0.9</u>	<u>1.4</u>	<u>1.7</u>	<u>1.2</u>	<u>1.2</u>	<u>0.9</u>	<u>1.0</u>	<u>1.3</u>	<u>1.5</u>	<u>0.4</u>	<u>0.4</u>	<u>12.1</u>
福江	合計	0	0	0	0	1	2	3	10	14	6	1	0	37
	平均	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.3	0.5	0.2	0.0	0.0	1.2
厳原	合計	0	2	9	8	2	4	10	7	14	7	1	1	65
	平均	0.0	0.1	0.3	0.3	0.1	0.1	0.3	0.2	0.5	0.2	0.0	0.0	2.2
佐世保	合計	1	1	3	4	0	2	2	6	16	5	1	2	43
	平均	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.5	0.2	0.0	0.1	1.4
平戸	合計	0	2	0	0	0	1	2	6	10	4	0	0	25
	平均	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.3	0.1	0.0	0.0	0.8

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

14

(6) 日最大1時間降水量の極値・順位値(単位:mm)

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎 1897/4～ <u>2025/8</u>	127.5 1982/7/23	102.0 1981/9/25	87.8 1923/9/5	87.0 2020/9/12	86.2 1927/8/27
雲仙岳 1937/1～ <u>2025/8</u>	134.5 2015/8/25	124.5 2016/6/20	103.5 1972/7/6	99.0 1964/8/23	96.8 1956/8/27
福江 1962/5～ <u>2025/8</u>	113.5 1967/7/9	93.5 1989/9/12	89.0 2005/9/10	88.0 2020/9/7	86.7 1965/11/19
厳原 1904/1～ <u>2025/8</u>	116.0 2003/7/23	111.8 1915/11/25	98.0 1980/7/25	96.3 1967/7/5	95.8 1954/7/16
佐世保 1946/11～ <u>2025/8</u>	125.1 1967/7/9	104.5 2001/6/23	102.4 1956/8/27	90.0 1948/9/11	87.0 2001/9/5
平戸 1940/1～ <u>2025/8</u>	125.5 1999/9/2	114.5 2011/8/23	108.0 1989/7/28	104.0 1982/7/23	90.0 1959/7/15

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

(7) 日降水量の極値・順位値(単位: mm)						
	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	
長崎 1878/7～ <u>2025/8</u>	448.0 1982/7/23	385.4 1928/6/28	345.4 1882/4/11	344.5 1945/9/3	344.0 1989/7/28	
雲仙岳 1924/1～ <u>2025/8</u>	482.0 1982/7/24	470.4 1964/8/23	465.2 1957/7/25	459.2 1928/6/28	456.5 2006/8/18	
福江 1962/5～ <u>2025/8</u>	432.5 2005/9/10	326.0 1985/6/28	310.5 1974/5/18	294.0 2019/7/20	290.5 2011/11/18	
厳原 1886/9～ <u>2025/8</u>	392.5 1916/9/24	344.0 1985/6/23	328.5 1972/8/20	305.5 1972/7/11	290.6 1928/9/18	
佐世保 1946/11～ <u>2025/8</u>	371.8 1957/7/25	344.4 1955/4/15	322.5 1990/7/2	301.5 1989/7/28	274.0 2020/6/25	
平戸 1940/1～ <u>2025/8</u>	406.9 1959/7/13	365.5 2011/8/23	359.5 1953/6/25	335.5 2023/9/15	329.5 1980/8/29	

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

(8) 月降水量の多い方からの極値・順位値(単位: mm)						
	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	
長崎 1878/7～ <u>2025/8</u>	1178.5 1982/7	985.4 1885/6	973.4 1922/9	939.4 1928/6	935.0 2021/8	
雲仙岳 1924/1～ <u>2025/8</u>	1587.5 2021/8	1579.5 1982/7	1362.0 2020/7	1324.5 1987/7	1306.7 1928/6	
福江 1962/5～ <u>2025/8</u>	961.5 2021/8	872.5 1987/7	711.5 1972/6	702.5 2019/9	696.5 2019/7	
厳原 <u>1886/9～</u> <u>2025/8</u>	1152.0 1891/7	1101.0 1985/6	1014.0 2020/7	992.0 1993/8	915.5 1899/8	
佐世保 1946/11～ <u>2025/8</u>	1154.9 1957/7	1058.0 1953/6	989.5 2021/8	836.5 2020/7	807.1 1962/7	
平戸 1940/1～ <u>2025/8</u>	1183.7 1953/6	1126.0 1945/9	1075.0 2021/8	1028.1 1957/7	1008.5 2020/7	

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

15 (9) 月降水量の少ない方からの極値・順位値(単位：mm)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長崎 1878/7～ <u>2025/8</u>	1.8 1967/9	3.5 1997/10	4.5 1998/12	5.1 1929/10	5.5 1994/7
雲仙岳 1924/1～ <u>2025/8</u>	3.0 1998/12	3.4 1939/12	3.8 1967/9	9.0 1997/10	13.0 2006/10
福江 1962/5～ <u>2025/8</u>	3.5 1971/11	4.5 2007/11	5.0 2003/10	6.5 1984/10	7.5 1997/10
厳原 1886/9～ <u>2025/8</u>	0.0 2011/1	0.0 2007/11	0.5 1976/1	<u>1.0</u> <u>2024/12</u>	<u>2.0</u> <u>1987/12</u>
佐世保 1946/11～ <u>2025/8</u>	0.5 2003/10	2.0 1998/12	6.0 2021/10	10.5 1974/8	10.5 1971/11
平戸 1940/1～ <u>2025/8</u>	3.0 2007/11	4.0 2003/10	4.5 1978/7	9.5 1998/12	10.0 1997/10

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

(10) 日最大風速の極値・順位値及びその風向(単位：m/s及び16方位)						
	1位	2位	3位	4位	5位	
長崎 1878/7～ <u>2025/8</u>	43.5 南南東 1900/8/24	35.0 西北西 1942/8/27	33.8 東南東 1927/9/13	33.5 南西 1919/8/16	32.4 南南東 1930/7/18	
雲仙岳 1924/1～ <u>2025/8</u>	60.0 東南東 1942/8/27	49.0 南東 1927/9/13	42.0 南南東 1940/9/11	42.0 北東 1939/10/16	41.4 北北東 1938/10/15	
福江 1962/5～ <u>2025/8</u>	31.3 南 1987/8/31	26.9 南南西 1991/7/29	26.6 南 1978/9/15	26.5 南 1987/8/30	26.0 北北西 2006/9/17	
厳原 1886/9～ <u>2025/8</u>	31.4 南東 2020/9/7	29.4 南南東 2020/9/3	28.1 南南東 2022/9/6	28.1 南東 2020/9/2	27.1 南南東 2004/8/19	
佐世保 1946/11～ <u>2025/8</u>	29.8 北 1951/10/14	29.2 北 1951/10/15	26.3 南南東 2020/9/7	26.1 北 1950/9/13	25.7 北 1949/6/21	
平戸 1940/1～ <u>2025/8</u>	36.8 北西 1942/8/27	32.4 南南東 1956/9/10	31.1 南南東 1959/9/17	29.0 北北東 1951/10/14	27.5 北北東 1945/10/10	

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

16 (11) 日最大瞬間風速の極値・順位値及びその風向(単位: m/s 及び 16 方位)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長崎 1951/9～ <u>2025/8</u>	54.3 南西 1991/9/27	43.5 東南東 2006/9/17	41.9 南西 2004/9/7	41.5 南西 1957/12/12	39.1 南東 1993/8/10
雲仙岳 1938/1～ <u>2025/8</u>	63.7 北 2004/10/20	60.0 南東 1942/8/27	58.1 東南東 2006/9/17	54.8 × 1970/8/14	54.4 北東 1939/10/16
福江 1962/5～ <u>2025/8</u>	55.6 南 1987/8/31	54.1 南 1987/8/30	53.4 北 2006/9/17	49.5 南 1991/7/29	47.5 北北西 1991/9/27
厳原 1918/10～ <u>2025/8</u>	52.1 南東 1987/8/31	48.7 南南東 2004/8/19	47.2 南南西 1968/8/16	46.5 南南東 2003/9/12	46.2 南南東 2020/9/3
佐世保 1951/3～ <u>2025/8</u>	49.3 北 2004/10/20	43.5 北東 2006/9/17	42.1 西 1991/9/27	41.6 東南東 2020/9/7	41.4 北北西 2004/8/30
平戸 1940/1～ <u>2025/8</u>	53.2 南 1987/8/31	49.5 北西 1991/9/27	47.0 北西 1942/8/27	44.3 南南東 1993/8/10	42.8 南東 2020/9/7

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	九州管区行政評価局（行政監視行政相談センター）が指定地方行政機関に指定されたことに伴う修正 国の防災基本計画に、総務省の特別行政相談活動が位置づけられたことに伴う修正（長崎行政監視行政相談センター）																	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）																
37	<p>第1編 序説</p> <p>第4章 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 所掌事務又は業務</p> <p style="text-align: right;">(関係課：関係機関)</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>所 掌 事 項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州管区警察局 (長崎県警察本部)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr> <tr> <td>九州総合通信局</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 項	九州管区警察局 (長崎県警察本部)	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	九州総合通信局	(略)	<p>第1編 序説</p> <p>第4章 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 所掌事務又は業務</p> <p style="text-align: right;">(関係課：関係機関)</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>所 掌 事 項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州管区警察局 (長崎県警察本部)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>九州管区行政評価局 (長崎行政監視行政 相談センター)</u></td><td><u>(1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設</u></td></tr> <tr> <td>九州総合通信局</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 項	九州管区警察局 (長崎県警察本部)	(略)	<u>九州管区行政評価局 (長崎行政監視行政 相談センター)</u>	<u>(1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設</u>	九州総合通信局	(略)
機 関 名	所 掌 事 項																	
九州管区警察局 (長崎県警察本部)	(略)																	
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																	
九州総合通信局	(略)																	
機 関 名	所 掌 事 項																	
九州管区警察局 (長崎県警察本部)	(略)																	
<u>九州管区行政評価局 (長崎行政監視行政 相談センター)</u>	<u>(1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設</u>																	
九州総合通信局	(略)																	

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正（危機管理部防災企画課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
42	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 地域防災体制の確立</p> <p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>4.2 防災関係職員及び一般住民に対し、<u>(追加)</u> 災害予防又は災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施に努めるものとする。その際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう留意することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</p> <p>また県及び市町は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 地域防災体制の確立</p> <p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>防災関係職員及び一般住民に対し、<u>平時から</u> 災害予防又は災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施に努めるものとする。その際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう留意することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</p> <p>また県及び市町は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正（危機管理部防災企画課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
43	<p>第2編 災害予防計画 第3章 地域防災体制の確立 第2節 防災知識普及計画</p> <p>(5) 災害教訓の伝承</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 地域防災体制の確立 第1節 防災知識普及計画</p> <p>(5) 災害教訓の伝承</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p><u>さらに住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰靈祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</u></p> <p><u>(6) 県、市町は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。</u></p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	県総合防災訓練における「保健医療福祉調整訓練」の追加、左記に伴う所管課の追加に伴う修正(福祉保健部地域保健推進課)	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 地域防災体制の確立</p> <p>第2節 防災訓練計画</p> <p>(防災企画課：県民生活環境課：交通・地域安全課：福祉保健課： <u>(追加)</u>：河川課)</p> <p>1 総合防災訓練（資料編7 長崎県総合防災訓練実施要綱）</p> <p>(1) 訓練参加機関（順序不同）</p> <p>主な訓練参加機関は以下のとおりであるが、その他、自主防災組織、ボランティア組織、一般県民の参加も広く呼びかけるものとする。</p> <p>ア～ソ (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 地域防災体制の確立</p> <p>第2節 防災訓練計画</p> <p>(防災企画課：県民生活環境課：交通・地域安全課：福祉保健課、<u>地域保健推進課</u>、河川課)</p> <p>1 総合防災訓練（資料編7 長崎県総合防災訓練実施要綱）</p> <p>(1) 訓練参加機関（順序不同）</p> <p>主な訓練参加機関は以下のとおりであるが、その他、自主防災組織、ボランティア組織、一般県民の参加も広く呼びかけるものとする。</p> <p>ア～ソ (略) <u>タ 保健医療福祉活動チーム</u></p>
4 4	<p>(2) 訓練項目</p> <p>(略)</p> <p><input type="radio"/> 自衛隊による架橋及び輸送訓練 <u><input type="radio"/> (追加)</u> <input type="radio"/> その他</p>	<p>(2) 訓練項目</p> <p>(略)</p> <p><input type="radio"/> 自衛隊による架橋及び輸送訓練 <u><input type="radio"/> 保健医療福祉調整訓練</u> <input type="radio"/> その他</p>
4 5		

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正（県民生活環境部県民生活環境課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
50	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 地域防災体制の確立</p> <p>第5節 自主防災活動</p> <p>（4）災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備</p> <p>県及び市町は、県・市町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネータの養成、ボランティアの拠点相互のネットワーク構築等に努める。</p> <p>災害時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、自主防災組織は、地域の被災者のニーズとボランティアをつなぐ役割を果たすものとし、自主防災組織と市町災害ボランティアセンター（市町社会福祉協議会）との役割分担をあらかじめ定めておく。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 地域防災体制の確立</p> <p>第5節 自主防災活動</p> <p>（4）災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備</p> <p>県及び市町は、県・市町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネータの養成、ボランティアの拠点相互のネットワーク構築等に努めるとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。</p> <p>災害時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、自主防災組織は、地域の被災者のニーズとボランティアをつなぐ役割を果たすものとし、自主防災組織と市町災害ボランティアセンター（市町社会福祉協議会）との役割分担をあらかじめ定めておく。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正（危機管理部防災企画課、県民生活環境部県民生活環境課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
53	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 地域防災体制の確立</p> <p>第5節 自主防災活動</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 地域防災体制の確立</p> <p>第5節 自主防災活動</p> <p><u>4 多様な主体との連携</u></p> <p>県、市町は、地域コミュニティの防災体制の充実強化を図るため、消防団や自主防災組織、防災士等の多様な主体との連携等を図るものとする。</p> <p>また、国が進める被災者援護協力団体の登録及びそのデータベースの整備を踏まえ、県、市町においても登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努める。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正（県民生活環境部男女参画・女性活躍推進室）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
54	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 地域防災体制の確立</p> <p>第6節 男女共同参画の視点の強化</p> <p>1 防災担当部局と男女共同参画担当部局との連携体制の構築や役割の明確化</p> <p>(2) 県及び市町は、<u>平常時</u>において、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 地域防災体制の確立</p> <p>第6節 男女共同参画の視点の強化</p> <p>1 防災担当部局と男女共同参画担当部局との連携体制の構築や役割の明確化</p> <p>(2) 県及び市町は、<u>平時</u>において、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	道路管理者との連携推進の観点から、上下水道所管課を追加することに伴う修正（県民生活環境部水環境対策課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
55	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 地域防災体制の確立</p> <p>第7節 防災体制の課題への備え</p> <p>（防災企画課：<u>（追加）</u>福祉保健課：地域保健推進課：道路維持課）</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 地域防災体制の確立</p> <p>第7節 防災体制の課題への備え</p> <p>（防災企画課：<u>水環境対策課</u>：福祉保健課：地域保健推進課：道路維持課）</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	新たな道路施設の整備に伴う修正（土木部道路維持課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
55	<p>第2編 災害予防計画 第4章 地域防災体制の確立 第7節 防災体制の課題への備え</p> <p>1 連携と協力 (1) 連携と協力 平常時から、県、市町は、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、・・・・(中略)・・・・民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。 さらに、トイレカーやトイレトレーラー、トレーラーハウス、キッチンカー、セントラルキッチン <u>(追加)</u>などの活用に係る連携についても、県、市町が連携にして取り組むよう努める。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 地域防災体制の確立 第7節 防災体制の課題への備え</p> <p>1 連携と協力 (1) 連携と協力 平常時から、県、市町は、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、・・・・(中略)・・・・民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。 さらに、トイレカーやトイレトレーラー、トレーラーハウス、キッチンカー、セントラルキッチン、<u>コンテナ型トイレ</u>などの活用に係る連携についても、県、市町が連携にして取り組むよう努める。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正（危機管理部防災企画課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
55	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 地域防災体制の確立</p> <p>第7節 防災体制の課題への備え</p> <p>1 連携と協力</p> <p>(1) 連携と協力</p> <p>平常時から、県、市町は、<u>企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</u></p> <p>さらに、トイレカーやトイレトレーラー、トレーラーハウス、キッチンカー、セントラルキッチンなどの活用に係る連携についても、県、市町が連携にして取り組むよう努める。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 地域防災体制の確立</p> <p>第7節 防災体制の課題への備え</p> <p>1 連携と協力</p> <p>(1) 連携と協力</p> <p>平常時から、県、市町は、<u>災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</u></p> <p>県は、市町に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、トイレカーやトイレトレーラー、トレーラーハウス、キッチンカー、セントラルキッチンなどの活用に係る連携について</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

<p>(2) 防災行動計画（タイムライン）の策定</p> <p>県、市町は、他の関係機関との連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</p> <p>(3) 道路管理者とインフラ事業者との連携推進</p> <p>県、市町の道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化に努めるものとする。</p> <p><u>(4) (追加)</u></p>	<p>も、県、市町が連携にして取り組むよう努める。</p> <p>(2) 防災行動計画（タイムライン）の策定</p> <p>県、市町は、他の関係機関との連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</p> <p>(3) 道路管理者とインフラ事業者との連携推進</p> <p>県、市町の道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化に努めるものとする。</p> <p><u>(4) 火入れの許可申請等について</u></p> <p><u>市町は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。</u></p> <p><u>市町は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u></p>
---	---

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正（危機管理部防災企画課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
55	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第7章 地域防災体制の確立</p> <p>第7節 防災体制の課題への備え</p> <p>2 情報の収集について</p> <p>(2) 多様な情報の活用</p> <p>県は、情報の共有化を図るため、国の総合防災情報システム（S O B O－W E B）に接続し、共有した防災情報を活用して、災害対応に努める。<u>(追加)</u></p> <p>(3) 体制の整備</p> <p>県は、機動的な情報収集活動を行うため、関係防災機関と連携して、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶等の多様な情報集手段を活用できる体制の構築を図るとともに、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るよう努める。特に、災害時に孤立するおそれのある市町で<u>停電が発生した</u>場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町との双方の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。</p> <p>(4) 通信手段の確保</p> <p>県、市町は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 地域防災体制の確立</p> <p>第7節 防災体制の課題への備え</p> <p>2 情報の収集について</p> <p>(2) 多様な情報の活用</p> <p>県は、情報の共有化を図るため、国の総合防災情報システム（S O B O－W E B）に接続し、共有した防災情報を活用した、災害対応とともに、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(3) 体制の整備</p> <p>県は、機動的な情報収集活動を行うため、関係防災機関と連携して、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶等の多様な情報集手段を活用できる体制の構築を図るとともに、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るよう努める。特に、災害時に孤立するおそれのある市町で<u>地上回線が途絶した</u>が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制確保を<u>推進</u>するものとする。</p> <p>(4) 通信手段の確保</p> <p>県、市町は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

<p>を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的な実施に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的な実施に努める。</p> <p><u>県、市町は、平時から自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。</u></p>
---	--

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正（危機管理部防災企画課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
56	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第8章 地域防災体制の確立</p> <p>第7節 防災体制の課題への備え</p> <p>3 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>市町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>市町は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>県は、市町と調整の上、市町の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。<u>(追加)</u></p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 地域防災体制の確立</p> <p>第7節 防災体制の課題への備え</p> <p>3 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>市町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>市町は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p><u>県は、市町と調整の上、市町の相互応援が円滑に進むよう、配慮するとともに、市町の受援計画の作成や実行性の確保に向けて適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u></p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正（危機管理部防災企画課、福祉保健部福祉保健課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
56	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 地域防災体制の確立</p> <p>第7節 防災体制の課題への備え</p> <p>4 物資の調達、供給活動関係</p> <p>ア 県、市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u></p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 地域防災体制の確立</p> <p>第7節 自主防災活動</p> <p>4 物資の調達、供給活動関係</p> <p>ア 県、市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正（危機管理部防災企画課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
58	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 地域防災体制の確立</p> <p>第7節 防災体制の課題への備え</p> <p>6 避難所環境の整備</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 地域防災体制の確立</p> <p>第7節 防災体制の課題への備え</p> <p>6 避難所環境の整備</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 業務効率化</u></p> <p><u>市町は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を検討するものとする。</u></p> <p>7. 地方公共団体の活動体制</p> <p><u>県及び市町の災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるとともに、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、県が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待つとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u></p> <p><u>市町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u></p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

	<p><u>市町は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u></p>
--	---

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正及び備蓄物資の現状を踏まえた修正（福祉保健部福祉保健課）																										
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）																									
65	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 災害備蓄物資及び災害対策基金等の確保</p> <p>第1節 災害備蓄物資並びに資器材の確保計画</p> <p>2 食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品、医薬品等の確保</p> <p>(1) 食品、飲料水、被服、寝具、その他生活必需品等</p> <p>災害に係る食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品等の救助物資については、被災者に対して給与又は貸与できるよう、備蓄しておくものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>なお、備蓄品目や備蓄量、備蓄場所等については、「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」(H26.3.31策定)に基づき定めるものとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 災害備蓄物資及び災害対策基金等の確保</p> <p>第1節 災害備蓄物資並びに資器材の確保計画</p> <p>2 食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品、医薬品等の確保</p> <p>(1) 食品、飲料水、被服、寝具、その他生活必需品等</p> <p>災害に係る食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品等の救助物資については、被災者に対して給与又は貸与できるよう、備蓄しておくものとする。</p> <p><u>その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する。</u></p> <p><u>また、備蓄場所ごとの備蓄物資の品目・数量などを定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p> <p>なお、備蓄品目や備蓄量、備蓄場所等については、「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」(H26.3.31策定)に基づき定めるものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>備蓄場所</th> <th>住所・連絡先等</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎県災害備蓄倉庫</td> <td>(略)</td> <td>白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ブルーシート、標識ロープほか</td> </tr> <tr> <td>県央振興局</td> <td>(略)</td> <td>白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、</td> </tr> <tr> <td>島原振興局</td> <td>(略)</td> <td>白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備蓄場所</th> <th>住所・連絡先等</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎県災害備蓄倉庫</td> <td>(略)</td> <td>アルファ化米、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ブルーシート、標識ロープほか</td> </tr> <tr> <td>県央振興局</td> <td>(略)</td> <td>アルファ化米、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品</td> </tr> <tr> <td>島原振興局</td> <td>(略)</td> <td>アルファ化米、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品</td> </tr> </tbody> </table>	備蓄場所	住所・連絡先等	内 容	長崎県災害備蓄倉庫	(略)	白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ブルーシート、標識ロープほか	県央振興局	(略)	白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、	島原振興局	(略)	白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、	備蓄場所	住所・連絡先等	内 容	長崎県災害備蓄倉庫	(略)	アルファ化米、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ブルーシート、標識ロープほか	県央振興局	(略)	アルファ化米、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品	島原振興局	(略)	アルファ化米、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品
備蓄場所	住所・連絡先等	内 容																									
長崎県災害備蓄倉庫	(略)	白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ブルーシート、標識ロープほか																									
県央振興局	(略)	白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、																									
島原振興局	(略)	白飯、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、																									
備蓄場所	住所・連絡先等	内 容																									
長崎県災害備蓄倉庫	(略)	アルファ化米、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ブルーシート、標識ロープほか																									
県央振興局	(略)	アルファ化米、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品																									
島原振興局	(略)	アルファ化米、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品																									

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

	県北振興局	(略)	<u>白飯</u> 、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、				品、
	五島振興局	(略)	<u>白飯</u> 、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、		県北振興局	(略)	<u>アルファ化米</u> 、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、
	五島振興局 上五島支所	(略)	<u>白飯</u> 、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、		五島振興局	(略)	<u>アルファ化米</u> 、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、
	壱岐振興局	(略)	<u>白飯</u> 、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、		五島振興局 上五島支所	(略)	<u>アルファ化米</u> 、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、
	対馬振興局	(略)	<u>白飯</u> 、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、		壱岐振興局	(略)	<u>アルファ化米</u> 、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	災害用備蓄医薬品・医療機器等を保管する場所の変更による修正（福祉保健部業務行政室）																		
ページ	現 行 計 画			修 正 計 画 (案)															
66	第2編 災害予防計画 第3章 災害備蓄物資及び災害対策基金等の確保 第1節 災害備蓄物資並びに資器材の確保計画 災害用備蓄医薬品・医療機器等			第2編 災害予防計画 第3章 災害備蓄物資及び災害対策基金等の確保 第1節 災害備蓄物資並びに資器材の確保計画 災害用備蓄医薬品・医療機器等															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>備蓄場所</th> <th>住所・連絡先</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>藤村薬品(株)</td> <td>長崎市田中町2022</td> <td> T E L 095 - 839 - 3232 <ul style="list-style-type: none"> ・心電計 ・眼科、耳鼻科用具 ・マジックギブスセット ・喉頭鏡セット ・自動蘇生器 ・殺菌消毒剤・止血剤 ・抗生物質 ・局所麻酔剤 ・強心剤 ほか </td> </tr> <tr> <td>東七(株)</td> <td>佐世保市瀬戸越4丁目 1318-1</td> <td> T E L 0956 - 41 - 0777 <ul style="list-style-type: none"> 同 上 </td> </tr> <tr> <td>(株)宮崎温仙堂商店島原支店</td> <td>島原市上野町900</td> <td> T E L 0957 - 62 - 2201 <ul style="list-style-type: none"> 同 上 </td> </tr> <tr> <td>(株) 宮崎温仙堂商店 大村支店</td> <td>大村市松山町265-1</td> <td> T E L 0957- 53-2163 <ul style="list-style-type: none"> 同 上 </td> </tr> </tbody> </table>			備蓄場所	住所・連絡先	内 容	藤村薬品(株)	長崎市田中町2022	T E L 095 - 839 - 3232 <ul style="list-style-type: none"> ・心電計 ・眼科、耳鼻科用具 ・マジックギブスセット ・喉頭鏡セット ・自動蘇生器 ・殺菌消毒剤・止血剤 ・抗生物質 ・局所麻酔剤 ・強心剤 ほか 	東七(株)	佐世保市瀬戸越4丁目 1318-1	T E L 0956 - 41 - 0777 <ul style="list-style-type: none"> 同 上 	(株)宮崎温仙堂商店島原支店	島原市上野町900	T E L 0957 - 62 - 2201 <ul style="list-style-type: none"> 同 上 	(株) 宮崎温仙堂商店 大村支店	大村市松山町265-1	T E L 0957- 53-2163 <ul style="list-style-type: none"> 同 上 	
備蓄場所	住所・連絡先	内 容																	
藤村薬品(株)	長崎市田中町2022	T E L 095 - 839 - 3232 <ul style="list-style-type: none"> ・心電計 ・眼科、耳鼻科用具 ・マジックギブスセット ・喉頭鏡セット ・自動蘇生器 ・殺菌消毒剤・止血剤 ・抗生物質 ・局所麻酔剤 ・強心剤 ほか 																	
東七(株)	佐世保市瀬戸越4丁目 1318-1	T E L 0956 - 41 - 0777 <ul style="list-style-type: none"> 同 上 																	
(株)宮崎温仙堂商店島原支店	島原市上野町900	T E L 0957 - 62 - 2201 <ul style="list-style-type: none"> 同 上 																	
(株) 宮崎温仙堂商店 大村支店	大村市松山町265-1	T E L 0957- 53-2163 <ul style="list-style-type: none"> 同 上 																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>備蓄場所</th> <th>住所・連絡先</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>藤村薬品(株)</td> <td>長崎市田中町2022</td> <td> T E L 095 - 839 - 3232 <ul style="list-style-type: none"> ・心電計 ・眼科、耳鼻科用具 ・マジックギブスセット ・喉頭鏡セット ・自動蘇生器 ・殺菌消毒剤・止血剤 ・抗生物質 ・局所麻酔剤 ・強心剤 ほか </td> </tr> <tr> <td>東七(株)</td> <td>佐世保市瀬戸越4丁目1318 - 1</td> <td> T E L 0956 - 41 - 0777 <ul style="list-style-type: none"> 同 上 </td> </tr> <tr> <td>(株)宮崎温仙堂商店島原支店</td> <td>島原市弁天町2丁目7109-4</td> <td> T E L 0957 - 62 - 2201 <ul style="list-style-type: none"> 同 上 </td> </tr> <tr> <td>(株) 宮崎温仙堂商店 薬品倉庫</td> <td>諫早市東小路町2番28号</td> <td> T E L 0957-22- 3350 <ul style="list-style-type: none"> 同 上 </td> </tr> </tbody> </table>			備蓄場所	住所・連絡先	内 容	藤村薬品(株)	長崎市田中町2022	T E L 095 - 839 - 3232 <ul style="list-style-type: none"> ・心電計 ・眼科、耳鼻科用具 ・マジックギブスセット ・喉頭鏡セット ・自動蘇生器 ・殺菌消毒剤・止血剤 ・抗生物質 ・局所麻酔剤 ・強心剤 ほか 	東七(株)	佐世保市瀬戸越4丁目1318 - 1	T E L 0956 - 41 - 0777 <ul style="list-style-type: none"> 同 上 	(株)宮崎温仙堂商店島原支店	島原市弁天町2丁目7109-4	T E L 0957 - 62 - 2201 <ul style="list-style-type: none"> 同 上 	(株) 宮崎温仙堂商店 薬品倉庫	諫早市東小路町2番28号	T E L 0957-22- 3350 <ul style="list-style-type: none"> 同 上 	
備蓄場所	住所・連絡先	内 容																	
藤村薬品(株)	長崎市田中町2022	T E L 095 - 839 - 3232 <ul style="list-style-type: none"> ・心電計 ・眼科、耳鼻科用具 ・マジックギブスセット ・喉頭鏡セット ・自動蘇生器 ・殺菌消毒剤・止血剤 ・抗生物質 ・局所麻酔剤 ・強心剤 ほか 																	
東七(株)	佐世保市瀬戸越4丁目1318 - 1	T E L 0956 - 41 - 0777 <ul style="list-style-type: none"> 同 上 																	
(株)宮崎温仙堂商店島原支店	島原市弁天町2丁目7109-4	T E L 0957 - 62 - 2201 <ul style="list-style-type: none"> 同 上 																	
(株) 宮崎温仙堂商店 薬品倉庫	諫早市東小路町2番28号	T E L 0957-22- 3350 <ul style="list-style-type: none"> 同 上 																	

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	事象の追加及び文言の修正による修正（農林部森林整備室）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
	第2編 災害予防計画 第4章 県土保全対策計画	第2編 災害予防計画 第4章 県土保全対策計画
70	<p>1 治山事業</p> <p>近年の集中豪雨は、諫早水害を始めとして、昭和57年7月の長崎大水害、平成元年の五島・平戸災害、平成2年の県北地方の災害、平成3年の雲仙・普賢岳の火山灾害 <u>（追加）</u> 等により、多数の尊い犠牲者を出すとともに、各地に山地の荒廃をもたらし、災害多発県として治山事業の必要性、緊急性を高めている。</p>	<p>1 治山事業</p> <p>近年の集中豪雨は、諫早水害を始めとして、昭和57年7月の長崎大水害、平成元年の五島・平戸災害、平成2年の県北地方の災害、平成3年の雲仙・普賢岳の火山灾害 <u>（令和3年の雲仙土砂災害）</u> 等により、多数の尊い犠牲者を出すとともに、各地に山地の荒廃をもたらし、災害多発県として治山事業の必要性、緊急性を高めている。</p>
71	<p>③ 防災林造成</p> <p>風倒木、山火事 <u>（追加）</u> 等が発生し、機能が失われた森林及びその周辺の機能に低位な森林からの土砂の流出防止のため、簡易施設の整備、森林の造成、森林の整備を実施する。</p> <p>また、海岸から <u>に</u> 飛砂、潮風、<u>強風</u> による被害から人家、農地等を保護するため潮工・防風工・植栽工等を実施する。</p>	<p>③ 防災林造成</p> <p>風倒木、山火事 <u>（病害虫）</u> 等が発生し、機能が失われた森林及びその周辺の機能に低位な森林からの土砂の流出防止のため、簡易施設の整備、森林の造成、森林の整備を実施する。</p> <p>また、海岸から <u>の</u> 飛砂、潮風、<u>強風等</u> による被害から人家、農地等を保護するため潮工・防風工・植栽工等を実施する。</p>
74	<p>6 地すべり、山崩れ等災害予防対策</p> <p>(1) 地すべり、山崩れ対策</p> <p>地すべり対策事業は、「地すべり等防止法」に基づき国土交通、林野、耕地で防止対策を進めているが、<u>大地内</u>の現象であり、原因究明、的確な対策には極めて困難な問題があるが、対策の基本としては、地すべりの最大の原因と考えられる地下水の排除のためのボーリング工、遂道工、集水井、地すべり土塊の支持擁壁、地表水の</p>	<p>6 地すべり、山崩れ等災害予防対策</p> <p>(1) 地すべり、山崩れ対策</p> <p>地すべり対策事業は、「地すべり等防止法」に基づき国土交通、林野、耕地で防止対策を進めているが、<u>地中内部</u>の現象であり、原因究明、的確な対策には極めて困難な問題があるが、対策の基本としては、地すべりの最大の原因と考えられる地下水の排除のためのボーリング工、遂道工、集水井、地すべり土塊の支持擁壁、地表水の</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

地下浸透防止のため排水路工事などが主な工事である。	の地下浸透防止のため排水路工事などが主な工事である。
---------------------------	----------------------------

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	最新の情報に更新したことに伴う修正（土木部河川課）																																																															
ページ	現 行 計 画					修 正 計 画 (案)																																																										
72	第2編 災害予防計画 第4章 県土保全対策計画 2 治水事業 令和 <u>2</u> 年度末の河川改修率					第2編 災害予防計画 第4章 県土保全対策計画 2 治水事業 令和 <u>6</u> 年度末の河川改修率																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>水系</th><th>河川数</th><th>延長</th><th>要改修 延長</th><th>改修延 長</th><th>改修率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級河川</td><td>1</td><td>35</td><td>136.2 k m</td><td>83.1 k m</td><td>47.6 k m</td><td>57.3%</td></tr> <tr> <td>二級河川</td><td>210</td><td>341</td><td>1026.1</td><td>770.4</td><td><u>440.1</u></td><td><u>57.1</u></td></tr> <tr> <td>計</td><td>211</td><td>376</td><td>1126.3</td><td>853.5</td><td><u>487.7</u></td><td><u>57.1</u></td></tr> </tbody> </table>					区分	水系	河川数	延長	要改修 延長	改修延 長	改修率	一級河川	1	35	136.2 k m	83.1 k m	47.6 k m	57.3%	二級河川	210	341	1026.1	770.4	<u>440.1</u>	<u>57.1</u>	計	211	376	1126.3	853.5	<u>487.7</u>	<u>57.1</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>水系</th><th>河川数</th><th>延長</th><th>要改修 延長</th><th>改修延 長</th><th>改修率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級河川</td><td>1</td><td>35</td><td>136.2 k m</td><td>83.1 k m</td><td>47.6 k m</td><td>57.3%</td></tr> <tr> <td>二級河川</td><td>210</td><td>341</td><td>1026.1</td><td>770.4</td><td><u>442.6</u></td><td><u>57.5</u></td></tr> <tr> <td>計</td><td>211</td><td>376</td><td>1126.3</td><td>853.5</td><td><u>490.2</u></td><td><u>57.4</u></td></tr> </tbody> </table>			区分	水系	河川数	延長	要改修 延長	改修延 長	改修率	一級河川	1	35	136.2 k m	83.1 k m	47.6 k m	57.3%	二級河川	210	341	1026.1	770.4	<u>442.6</u>	<u>57.5</u>	計	211	376	1126.3	853.5	<u>490.2</u>	<u>57.4</u>
区分	水系	河川数	延長	要改修 延長	改修延 長	改修率																																																										
一級河川	1	35	136.2 k m	83.1 k m	47.6 k m	57.3%																																																										
二級河川	210	341	1026.1	770.4	<u>440.1</u>	<u>57.1</u>																																																										
計	211	376	1126.3	853.5	<u>487.7</u>	<u>57.1</u>																																																										
区分	水系	河川数	延長	要改修 延長	改修延 長	改修率																																																										
一級河川	1	35	136.2 k m	83.1 k m	47.6 k m	57.3%																																																										
二級河川	210	341	1026.1	770.4	<u>442.6</u>	<u>57.5</u>																																																										
計	211	376	1126.3	853.5	<u>490.2</u>	<u>57.4</u>																																																										

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(R3～R12)に基づき、決壊時に人的被害を及ぼすおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」として指定し、整備対象の選定基準を明確化したことなどに伴う修正（農林部農村整備課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
74	<p>第2編 災害予防計画 第4章 県土保全対策計画</p> <p>6 地すべり、山崩れ等災害予防対策</p> <p>(1) 地すべり、山崩れ対策</p> <p>地すべり対策事業は、「地すべり等防止法」に基づき<u>国土交通</u>、<u>林野</u>、<u>耕地</u>で防災対策を進めているが、大地内の現象であり、原因究明、的確な対策には極めて困難な問題があるが、対策の基本としては、地すべりの最大の原因と考えられる地下水の排除のためのボーリング工、遂道工、集水井、地すべり土塊の支持擁壁、地表水の地下浸透防止のため排水路工事などが主な工事である。</p> <p>7 農地防災事業</p> <p>(1) 農地防災事業</p> <p>イ 脆弱した農業用施設による周辺農地等の被災を防止するため、ため池等整備事業・・・・・かんがい用ため池で、<u>老朽化し補強の必要なものは逐次事業を実施する。</u></p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 県土保全対策計画</p> <p>6 地すべり、山崩れ等災害予防対策</p> <p>(1) 地すべり、山崩れ対策</p> <p>地すべり対策事業は、「地すべり等防止法」に基づき<u>国土交通</u>省、<u>林野庁</u>、<u>農林水産省農村振興局</u>で防災対策を進めているが、大地内の現象であり、原因究明、的確な対策には極めて困難な問題があるが、対策の基本としては、地すべりの最大の原因と考えられる地下水の排除のためのボーリング工、遂道工、集水井、地すべり土塊の支持擁壁、地表水の地下浸透防止のため排水路工事などが主な工事である。</p> <p>7 農地防災事業</p> <p>(1) 農地防災事業</p> <p>イ 脆弱した農業用施設による周辺農地等の被災を防止するため、ため池等整備事業・・・・・かんがい用ため池で、<u>決壊した場合に下流に人家や公共施設があり、人的被害を与える恐れのある防災重点農業用ため池を計画的に整備する。</u></p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	誤字の修正（水産部漁港漁場課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
75	<p>第2編 災害予防計画 第4章 県土保全対策計画</p> <p>8 漁港海岸保全施設整備事業及び水産基盤整備事業 (2) 侵食対策事業</p> <p>海岸<u>浸</u>食による被害が発生する恐れのある地域について、国民経済上及び民生安定上重要な地域に係る海岸に重点を置き、<u>浸</u>食の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸管理者が海岸法に基づき一定の計画のもとに海岸保全施設の新設・改良等を行う事業である。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 県土保全対策計画</p> <p>8 漁港海岸保全施設整備事業及び水産基盤整備事業 (2) 侵食対策事業</p> <p>海岸<u>侵</u>食による被害が発生する恐れのある地域について、国民経済上及び民生安定上重要な地域に係る海岸に重点を置き、<u>侵</u>食の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸管理者が海岸法に基づき一定の計画のもとに海岸保全施設の新設・改良等を行う事業である。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	事象の追加及び文言の修正 山地災害危険地区数の時点修正に伴う修正（農林部森林整備室）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
77	<p>第2編 災害予防計画 第5章 形態別災害予防対策 第1節 災害危険区域の設定</p> <p>2 危険区域の設定</p> <p>(2) 地すべり等危険区域</p> <p>地すべり等防止法の指定地域は<u>325</u>箇所であるが、そのうちほとんどが県北地域の第3紀層地帯の丘陵地に分布し、その他は一部東彼杵郡及び県南部の地域にも及んでいる。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 形態別災害予防対策 第1節 災害危険区域の設定</p> <p>2 危険区域の設定</p> <p>(2) 地すべり等危険区域</p> <p>地すべり等防止法の指定地域は<u>326</u>箇所であるが、そのうちほとんどが県北地域の第3紀層地帯の丘陵地に分布し、その他は一部東彼杵郡及び県南部の地域にも及んでいる。</p>
79	<p>(7) 山地災害危険地</p> <p>なお、山地災害危険地区数は、<u>平成29</u>年度末現在で山腹崩壊危険地<u>1,642</u>箇所、崩壊土砂流出危険地<u>1,245</u>箇所、地すべり危険地181箇所となっている。</p>	<p>(7) 山地災害危険地</p> <p>なお、山地災害危険地区数は、<u>令和6</u>年度末現在で山腹崩壊危険地<u>1,641</u>箇所、崩壊土砂流出危険地<u>1,246</u>箇所、地すべり危険地181箇所となっている。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	実施機関の変更及び削除に伴う修正（土木部都市政策課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
7 7	第5章 形態別災害予防対策 第1節 災害危険区域の設定 (農村整備課：森林整備室：砂防課： 都市政策課)	第5章 形態別災害予防対策 第1節 災害危険区域の設定 (農村整備課：森林整備室：砂防課： 建築課)

改正理由 (機関)	令和7年5月23日から宅地造成規制法（R7.5.25失効）に代わり、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用が開始し、県内全域を宅地造成等工事規制区域若しくは特定盛土等規制区域に指定したことによる修正（土木部盛土対策室）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
77	<p>第5章 形態別災害予防対策</p> <p>第1節 災害危険区域設定</p> <p>2 危険区域の設定</p> <p><u>(3) 宅地造成工事規制区域</u></p> <p>ア 区域設定の基準（宅地造成等規制法第3条）</p> <p><u>宅地造成に伴いがけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれがあり市街地又は市街地となる土地の区域を知事（長崎市及び佐世保市においては市長）が指定し、その区域内の宅地造成に関する工事等について災害の防止のために必要な規制を行う。</u></p> <p>イ 規制基準の概要</p> <p>1 知事等の許可を要するもの</p> <p>(1) 土地の形質の変更（2mをこえる切土、1mをこえる盛土、2mをこえる切盛土）をする場合</p> <p>(2) 土地の形質の変更に該当しないが、切土又は盛土があり、その土地の面積が500m²をこえる場合</p> <p>2 切土、盛土をしたがけ面は、高さ、土質及び勾配に応じた擁壁を要する。</p> <p>3 切土、盛土をする場合には、地表水を有効に排除できる排水施設を要する。</p> <p>4 区域指定の概要</p> <p><u>現在長崎市内に3,127ha、佐世保市内に2,356ha指定されている。</u></p>	<p>第5章 形態別災害予防対策</p> <p>第1節 災害危険区域設定</p> <p>2 危険区域の設定</p> <p><u>(削除)</u></p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

(4) 造成宅地防災区域

ア 区域設定の基準（宅地造成等規制法第20条）

宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域以外の土地であつて、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれが大きい一団の造成宅地の区域を知事（長崎市及び佐世保市においては市町）が指定し、災害の防止のために必要な規制を行う。

イ 区域指定の要件（宅地造成等規制法施行令第19条）

1 盛土した土地の区域であつて、安定計算によって地震力及び盛土の自重によって当該盛土自体が滑り出す力が、滑り面における最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回ることが確かめられたもので次のいずれかに該当するもの

- ・盛土をした土地の面積が3,000m²以上であり、盛土部分の内部に地下水が浸入しているもの
- ・盛土をする前の地盤面が水平面に対して20度以上の角度であり、当該盛土の高さが5mを超えるもの

2 切土又は盛土をした後、地盤の滑動や造成工事により設置された擁壁の沈下及び崖の崩落その他これらに類する事象が生じているもの（現在県内において、指定された区域はない。）

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	境界防火線等の整備状況について関係市町の最新状況を反映することに伴う修正（農林部森林整備室）																										
ページ	現 行 計 画			修 正 計 画 (案)																							
81	第5章 形態別災害予防対策 第2節 火災予防計画 3 森林火災を未然に防止し、又は火災による災害の拡大防止を図る。 (1) 境界防火線等の整備状況 (R<u>3</u>. <u>3</u>. 31現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th><th>防火線延長</th><th>地区名</th><th>防火線延長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市</td><td>23,639 m</td><td>松浦市</td><td><u>2,550</u> m</td></tr> <tr> <td>佐世保市</td><td><u>13,447</u> m</td><td>対馬市</td><td>—</td></tr> <tr> <td>諫早市</td><td><u>3,950</u> m</td><td>佐々町</td><td>600 m</td></tr> <tr> <td>大村市</td><td><u>3,130</u> m</td><td>新上五島町</td><td><u>17,000</u> m</td></tr> <tr> <td>五島市</td><td>27,470 m</td><td>計</td><td><u>91,786</u> m</td></tr> </tbody> </table>			地区名	防火線延長	地区名	防火線延長	長崎市	23,639 m	松浦市	<u>2,550</u> m	佐世保市	<u>13,447</u> m	対馬市	—	諫早市	<u>3,950</u> m	佐々町	600 m	大村市	<u>3,130</u> m	新上五島町	<u>17,000</u> m	五島市	27,470 m	計	<u>91,786</u> m
地区名	防火線延長	地区名	防火線延長																								
長崎市	23,639 m	松浦市	<u>2,550</u> m																								
佐世保市	<u>13,447</u> m	対馬市	—																								
諫早市	<u>3,950</u> m	佐々町	600 m																								
大村市	<u>3,130</u> m	新上五島町	<u>17,000</u> m																								
五島市	27,470 m	計	<u>91,786</u> m																								
	第5章 形態別災害予防対策 第2節 火災予防計画 3 森林火災を未然に防止し、又は火災による災害の拡大防止を図る。 (1) 境界防火線等の整備状況 (R<u>7</u>. <u>8</u>. 31現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th><th>防火線延長</th><th>地区名</th><th>防火線延長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市</td><td>23,639 m</td><td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr> <tr> <td>佐世保市</td><td><u>3,606</u> m</td><td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr> <tr> <td>諫早市</td><td><u>3,250</u> m</td><td>佐々町</td><td>600 m</td></tr> <tr> <td>大村市</td><td><u>2,240</u> m</td><td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr> <tr> <td>五島市</td><td>27,470 m</td><td>計</td><td><u>60,805</u> m</td></tr> </tbody> </table>			地区名	防火線延長	地区名	防火線延長	長崎市	23,639 m	(削除)	(削除)	佐世保市	<u>3,606</u> m	(削除)	(削除)	諫早市	<u>3,250</u> m	佐々町	600 m	大村市	<u>2,240</u> m	(削除)	(削除)	五島市	27,470 m	計	<u>60,805</u> m
地区名	防火線延長	地区名	防火線延長																								
長崎市	23,639 m	(削除)	(削除)																								
佐世保市	<u>3,606</u> m	(削除)	(削除)																								
諫早市	<u>3,250</u> m	佐々町	600 m																								
大村市	<u>2,240</u> m	(削除)	(削除)																								
五島市	27,470 m	計	<u>60,805</u> m																								

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	雨水排水に関する県有施設がないため、市町のみの記載とし、県に係る記載を削除することに伴う修正（県民生活環境部水環境対策課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
91	<p>第2編 災害予防計画 第5章 形態別災害予防対策 第7節 都市災害予防計画</p> <p>〔災害予防〕</p> <p>4 公共下水道等の排水施設等の災害予防対策</p> <p>(1) 県又は市町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなかった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、県にあっては関係市町の長に通知するものとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 形態別災害予防対策 第7節 都市災害予防計画</p> <p>〔災害予防〕</p> <p>4 <u>上下水道施設</u>の災害予防対策</p> <p>(1) <u>水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となつた対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>県又は市町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなかった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、県にあっては関係市町の長に通知するものとする。</u></p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	当局所掌業務に該当しないため（危機管理部防災企画課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
90	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 形態別災害予防対策</p> <p>第4節 都市災害予防計画</p> <p>（都市政策課：道路建設課：道路維持課：住宅課：水環境対策課：九州 経済産業局）</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 形態別災害予防対策</p> <p>第4節 都市災害予防計画</p> <p>（都市政策課：道路建設課：道路維持課：住宅課：水環境対策課：九州 地方整備局）</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	新たな道路施設の整備に伴う修正（土木部道路維持課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
91	<p>第2編 災害予防計画 第5章 形態別災害予防対策 第7節 都市災害予防計画</p> <p>3 防災拠点の確保・整備</p> <p>(1) 防災拠点となる都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう、必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置を図るものとする。 下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図るものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 形態別災害予防対策 第7節 都市災害予防計画</p> <p>3 防災拠点の確保・整備</p> <p>(1) 防災拠点となる都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう、必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置を図るものとする。 下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図るものとする。</p> <p>(2) <u>道の駅を防災拠点として防災機能強化を図る。</u></p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の防災基本計画の修正に伴う修正及び、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）等の一部改正伴う修正（福祉保健部福祉保健課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
100	<p>第2編 災害予防計画 第6章 生活福祉に係る災害予防計画</p> <p>3 地域における避難行動要支援者対策の強化</p> <p>災害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する避難行動要支援者に対する<u>平常時</u>からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設等の防災対策の充実を図る。</p> <p>（1）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画と支援体制の整備</p> <p>① 避難行動要支援者名簿の作成及び更新</p> <p>市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、<u>平常時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第6章 生活福祉に係る災害予防計画</p> <p>3 地域における避難行動要支援者対策の強化</p> <p>災害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する避難行動要支援者に対する<u>平時</u>からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設等の防災対策の充実を図る。</p> <p>（1）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画と支援体制の整備</p> <p>① 避難行動要支援者名簿の作成及び更新</p> <p>市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、<u>平時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

<p>② 個別避難計画の作成</p> <p>市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。また、<u>個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p> <p>③及び④ (略)</p> <p>⑤ 避難行動要支援者への配慮</p> <p>市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p>	<p>② 個別避難計画の作成</p> <p>市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。また、<u>個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p> <p>③及び④ (略)</p> <p>⑤ 避難行動要支援者への配慮</p> <p>市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p>
---	---

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の災害基本計画の修正に伴う修正（県民生活環境部県民生活環境課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
102	<p>第2編 災害予防計画 第6章 生活福祉に係る災害予防計画</p> <p>4 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備</p> <p>(2) 県及び市町は、県・市町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネータの養成、ボランティアの拠点相互のネットワーク構築等に<u>努める。</u></p> <p>また、専門的な知識や技術を有するボランティア団体の受入れを円滑に進めるため、県は、平時から、専門的NPO・ボランティア団体等との連携体制を構築するとともに、関係課と連携し、専門的な知識や技術を有するボランティア団体等に係る情報を共有するよう努める。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第6章 生活福祉に係る災害予防計画</p> <p>4 灾害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備</p> <p>(2) 県及び市町は、県・市町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネータの養成、ボランティアの拠点相互のネットワーク構築等に<u>努めるとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。</u></p> <p>また、専門的な知識や技術を有するボランティア団体の受入れを円滑に進めるため、県は、平時から、専門的NPO・ボランティア団体等との連携体制を構築するとともに、関係課と連携し、専門的な知識や技術を有するボランティア団体等に係る情報を共有するよう努める。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	担当課の記載の修正に伴う修正（危機管理部防災企画課：秘書・広報戦略部広報課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
104	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 活動計画</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>(<u>広報課</u>：防災企画課：関係機関)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 活動計画</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>(防災企画課 : <u>各課</u>：関係機関)</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	連絡先電話番号の変更に伴う修正（長崎地方気象台、九州管区行政評価局長崎行政監視相談センター）													
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)												
106	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 活動計画</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>2 長崎県の災害対策系統</p> <p>(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方行政機関 長崎地方気象台</td> <td>095 (811) 4861</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	電話	指定地方行政機関 長崎地方気象台	095 (811) 4861	(追加)	(追加)	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 活動計画</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>2 長崎県の災害対策系統</p> <p>(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方行政機関 長崎地方気象台</td> <td>095 (811) 4862</td> </tr> <tr> <td>九州管区行政評価局 長崎行政監視相談センター</td> <td>095 (849) 1101</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	電話	指定地方行政機関 長崎地方気象台	095 (811) 4862	九州管区行政評価局 長崎行政監視相談センター	095 (849) 1101
機関名	電話													
指定地方行政機関 長崎地方気象台	095 (811) 4861													
(追加)	(追加)													
機関名	電話													
指定地方行政機関 長崎地方気象台	095 (811) 4862													
九州管区行政評価局 長崎行政監視相談センター	095 (849) 1101													

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	警報・注意報発表基準変更に伴う修正（長崎地方気象台）
ページ	現 行 計 画
1 2 3	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 通信及び情報収集伝達計画</p> <p>第1節 防災気象情報の伝達計画</p> <p>2 特別警報・警報・注意報</p> <p>警報・注意報発表基準一覧表 (別紙6 6ページ上段に記載)</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	警報・注意報発表基準変更に伴う修正（長崎地方気象台）
ページ	修 正 計 画 (案)
1 2 3	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 通信及び情報収集伝達計画</p> <p>第1節 防災気象情報の伝達計画</p> <p>2 特別警報・警報・注意報</p> <p>警報・注意報発表基準一覧表 (別紙6 7ページ下段に記載)</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	別表番号の誤りに伴う修正（長崎地方気象台）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
124	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画</p> <p>2 特別警報・警報・注意報</p> <p>府県版警報・注意報発表基準一覧表の解説 (1)～(7) 略 【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】 (1)～(3) 略 (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表1 <u>及び</u> <u>3</u>の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。 (5) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、別表1 <u>及び</u> <u>3</u>の土壤雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。 (6) 略 (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画</p> <p>2 特別警報・警報・注意報</p> <p>府県版警報・注意報発表基準一覧表の解説 (1)～(7) 略 【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】 (1)～(3) 略 (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表1 <u>（削除）</u>の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。 (5) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、別表1 <u>（削除）</u>の土壤雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。 (6) 略 (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

<p>に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。</p> <p>(8)～(10) 略</p>	<p>に設定しているが、別表2及び3の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。</p> <p>(8)～(10) 略</p>
--	--

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	警報・注意報発表基準変更に伴う修正（長崎地方気象台）					
ページ	現 行 計 画				修 正 計 画 (案)	
	第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画				第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画	
125	2 特別警報・警報・注意報				2 特別警報・警報・注意報	
	別表1 大雨警報・注意報基準			令和6年5月23日現在		
	市町村を まとめた 地域	市町村等	大雨警報		大雨注意報	
			表面雨量指 数基準	土壤雨量指 数基準	表面雨量指 数基準	土壤雨量 指数基準
	島原半島	南島原市	22	173	12	100
	長崎地区	長崎市	29	160	19	92
		長与町	29	176	19	102
		時津町	29	163	18	94
	西彼杵 半島	西海市(江 島・平島を 除く)	30	196	20	113
	佐世保・ 東彼杵地区	東彼杵町	22	200	15	116
		川棚町	22	203	17	117
		波佐見町	21	207	14	120
	別表1 大雨警報・注意報基準				令和7年5月29日現在	
	市町村を まとめた 地域	市町村等	大雨警報		大雨注意報	
			表面雨量指 数基準	土壤雨量指 数基準	表面雨量指 数基準	土壤雨量 指数基準
	島原半島	南島原市	24	173	12	100
	長崎地区	長崎市	33	160	20	92
		長与町	31	176	21	102
		時津町	31	163	18	94
	西彼杵 半島	西海市(江 島・平島を 除く)	30	196	21	113
	佐世保・ 東彼杵地区	東彼杵町	26	200	15	116
		川棚町	24	203	18	117
		波佐見町	24	207	14	120

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

126	別表2 洪水警報基準 令和6年5月23日現在					別表2 洪水警報基準 令和7年5月29日現在				
	市町村をまとめた地域	市町村等	流域雨量指數基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	市町村をまとめた地域	市町村等	流域雨量指數基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
島原半島	島原市	島原市	湯江川流域=11.6, 西川流域=9.2, 大手川流域=5.7, 水無川流域=11.8	(略)	(略)	島原市	島原市	湯江川流域=11.6, 西川流域=9.2, 大手川流域=5.7, 水無川流域=10.6	(略)	(略)
			湯田川流域=7 山田川流域=8.5 西郷川流域=9.3 神代川流域=10.4, 多比良川流域=3.1 土黒川流域=11.9, 千々石川流域=18 境川流域=9.4	(略)	(略)			湯田川流域=7 山田川流域=8.5 西郷川流域=9.3 神代川流域=10.4, 多比良川流域=3.1 土黒川流域=12.2, 千々石川流域=18 境川流域=9.4	(略)	(略)
	南島原市	南島原市	深江川流域=11, 有家川流域=15.1, 大手川流域=5.1, 有馬川流域=9.7, 堀川流域=10.4	(略)	(略)	島原半島	南島原市	深江川流域=11.9, 有家川流域=15.1, 大手川流域=5.3, 有馬川流域=9.7, 堀川流域=10.4	(略)	(略)
長崎地区	長崎市	長崎市	戸根川流域=11, 神浦川流域=15.3, 出津川流域=8.4 浦上川流域=18.3 中島川流域=13.7, 鹿尾川流域	(略)	(略)	長崎地区	長崎市	戸根川流域=11, 神浦川流域=13.9, 出津川流域=8.8 浦上川流域=18.3 中島川流域	(略)	(略)

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

		=13.1, 大川流域 =10.7、八郎川流域 =17.1, 大井手川流域 =7.5					=13.7, 鹿尾川流域 =13.1, 大川流域 =10.7、八郎川流域 =17.1, 大井手川流域 =7.5		
諫早・大村地区	諫早市	長田川流域=10.5, 福田川流域=7.3, 長里川流域=10.3, 境川流域=12.5, 小江川流域=10.6, 仁反田川流域=5, 東大川流域=15.5, 喜々津川流域= <u>12.2</u> , 江ノ浦川流域=12.2, 半造川流域=16.7	(略) 江ノ浦川流域 =(10, 10.9) (略)	(略)		諫早・大村地区	長田川流域=10.5, 福田川流域=7.3, 長里川流域=10.3, 境川流域=12.5, 小江川流域=10.6, 仁反田川流域=5, 東大川流域=15.5, 喜々津川流域= <u>12.5</u> , 江ノ浦川流域=12.2, 半造川流域=16.7	(略) 江ノ浦川流域 =(10, 10.9) (略)	
西彼杵半島	西海市(江島・平島を除く)	大明寺川流域= <u>12.4</u> , 木場川流域= <u>8.8</u> , 多良川流域= <u>10</u> 雪浦川流域= <u>20.4</u>	(略)	(略)		西彼杵半島	西海市(江島・平島を除く)	大明寺川流域= <u>13</u> , 木場川流域= <u>9.6</u> , 多良川流域= <u>10.9</u> 雪浦川流域= <u>21.2</u>	(略) (略)
平戸・松浦地区	松浦市	今福川流域= <u>9.3</u> , 調川川流域=8.7, 志佐川流域=16.6, 竜尾川流域=11.2	(略)	(略)		平戸・松浦地区	松浦市	今福川流域= <u>9.1</u> , 調川川流域=8.7, 志佐川流域=16.6, 竜尾川流域=11.2	(略) (略)
佐世保・東彼地区	佐世保市(宇久地域を除く)	江迎川流域=16.5, 鹿町川流域= <u>11.6</u> , 佐々川流域=21.3, 相浦川流域=23.7, 佐世保川	(略)	(略)		佐世保・東彼地区	佐世保市(宇久地域を除く)	江迎川流域=16.5, 鹿町川流域= <u>11.5</u> , 佐々川流域=21.3, 相浦川	(略) (略)

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

127～ 128			流域=11, 日宇川流域 =12.2, 小森川流域 =14.5, 金田川流域 =9.2, 宮村川流域 =10.4, 小川内川流域 =8.7, 牟田川流域 =7.4, 早岐川流域=8.9				流域=23.7, 佐世保川 流域=11, 日宇川流域 =12.2, 小森川流域 =14.5, 金田川流域 =9.2, 宮村川流域 =10.9, 小川内川流域 =8.7, 牟田川流域 =7.4, 早岐川流域=8.9		
			東彼杵町	彼杵川流域=13.3, 千綿川流域=12.1	(略)		彼杵川流域=15, 千綿川流域=12.1	(略)	(略)
			川棚町	川棚川流域=22.7	(略)		川棚川流域=25	(略)	(略)
			波佐見町	川棚川流域=15	(略)		川棚川流域=15.5	(略)	(略)
			壱岐	壱岐市	幡鉾川流域=16.7, 永田川流域=6.5 谷江川流域=15.1	(略)	幡鉾川流域=16.7, 永田川流域=6.5 谷江川流域=15.8	(略)	(略)
			下対馬	下対馬	(略)	け知川 流域=(7, 6.5)	(略)	け知川 流域=(11, 6.5)	(略)
			上五島	新上五島 町	釣道川流域=9.8 佐野 原川流域=10.4	(略)	釣道川流域=8.1 佐野 原川流域=10.4	(略)	(略)
			*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。						*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

別表3 洪水注意報基準 <u>令和6年5月23日現在</u>					別表3 洪水注意報基準 <u>令和7年5月29日現在</u>				
市町村をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	市町村をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
島原半島	島原市	湯江川流域=9.2, 西川流域=7.3, 大手川流域=4.6 水無川流域=9.4	(略)	(略)	島原半島	島原市	湯江川流域=9.2, 西川流域=7.3, 大手川流域=4.6 水無川流域=8.4	(略)	(略)
	雲仙市	湯田川流域=5.6, 山田川流域=6.8, 西郷川流域=7.4, 神代川流域=8.3, 多比良川流域=2.5 土黒川流域=9.5, 千々石川流域 =14.4, 境川流域 =7.5	(略)	(略)		雲仙市	湯田川流域=5.6, 山田川流域=6.8, 西郷川流域=7.4, 神代川流域=8.3, 多比良川流域=2.5 土黒川流域=9.7, 千々石川流域 =14.4, 境川流域 =7.5	(略)	(略)
	南島原市	深江川流域=8.8, 有家川流域=12, 大手川流域=4.1, 有馬川流域=7.7, 堀川流域=8.3	大手川流域= (10.4) 有馬川流域 (6,6.9)	(略)		南島原市	深江川流域=9.5, 有家川流域=12, 大手川流域=4.2, 有馬川流域=6.9, 堀川流域=8.3	大手川流域= (6,4.2) 有馬川流域 (6,6.9)	(略)
長崎	長崎市	戸根川流域=8.8,	(略)	(略)	長崎	長崎市	戸根川流域=8.8,	(略)	(略)

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

	地区	神浦川流域 =12.2, 出津川流域=6.7, 浦上川流域=14.6, 中島川流域=10.9, 鹿尾川流域=10.4, 大川流域=8.5, 八郎川流域=13.6, 大井手川流域=6			地区	神浦川流域 =11.1, 出津川流域=7, 浦上川流域=14.6, 中島川流域=10.9, 鹿尾川流域=10.4, 大川流域=8.5, 八郎川流域=13.6, 大井手川流域=6		
	諫早・大村地区	諫早市 長田川流域=8.4, 福田川流域=5.8, 長里川流域=8.2, 境川流域=8.9, 小江川流域=8.4, 仁反田川流域=4, 東大川流域=12.4, 喜々津川流域=9.7, 江ノ浦川流域=9.7, 半造川流域=13.3	(略)	(略)	諫早・大村地区	諫早市 長田川流域=8.4, 福田川流域=5.8, 長里川流域=8.2, 境川流域=8.9, 小江川流域=8.4, 仁反田川流域=4, 東大川流域=12.4, 喜々津川流域=10, 江ノ浦川流域=9.7, 半造川流域=13.3	(略)	(略)
	西彼杵半島	西海市(江島・平島を除く) 大明寺川流域=9.9, 木場川流域=7, 多以良川流域=8, 雪浦川流域=16.3	(略)	(略)	西彼杵半島	西海市(江島・平島を除く) 大明寺川流域=10.4, 木場川流域=7.6, 多以良川流域=8.7, 雪浦川流域=16.9	(略)	(略)
	平戸・	松浦市 今福川流域=7.4,	(略)	(略)	平戸・	松浦市 今福川流域=7.2,	(略)	(略)

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

	松浦地区	調川川流域=6.9, 志佐川流域 =13.2, 竜尾川流 域=8.9			松浦地区	調川川流域=6.9, 志佐川流域 =13.2, 竜尾川流 域=8.9		
佐世保・ 東彼地区	佐世保市(宇 久地域を除 <)	江迎川流域=9.1, 鹿町川流域=9.2, 佐々川流域=17, 相浦川流域 =18.9, 佐世保川流域 =8.8, 日宇川流域 =9.7, 小森川 流 域=11.6, 金田川 流域=7.3, 宮村川 流域= <u>8.3</u> , 小川内 川流域=6.9, 牟田 川流域=5.9, 早岐 川流域=7.1	(略)	(略)	佐世保・ 東彼地区	江迎川流域=9.1, 鹿町川流域=9.2, 佐々川流域=17, 相浦川流域 =18.9, 佐世保川流域 =8.8, 日宇川流域 =9.7, 小森川 流 域=11.6, 金田川 流域=7.3, 宮村川 流域= <u>8.7</u> , 小川内 川流域=6.9, 牟田 川流域=5.9, 早岐 川流域=7.1	(略)	(略)
	東彼杵町	彼杵川流域 = <u>10.6</u> , 千綿川流域=9.6	(略)	(略)	東彼杵町	彼杵川流域= <u>12</u> , 千綿川流域=9.6	(略)	(略)
	川棚町	川棚川流域= <u>18.1</u>	(略)	(略)	川棚町	川棚川流域= <u>20</u>	(略)	(略)
	波佐見町	川棚川流域= <u>12</u>	(略)	(略)	波佐見町	川棚川流域= <u>12.4</u>	(略)	(略)
	壱岐	壱岐市	幡鉾川流域 =13.3, 永田川流域=5.2	(略)	(略)	壱岐	幡鉾川流域 =13.3, 永田川流域=5.2 谷江川流域= <u>12.6</u>	(略)

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

			谷江川流域=12						仁田川流域 = (5,8.2), 佐護川流域= (7, 11) 飼所川流域= (5,11.2)	
上対馬	上対馬	(略)	仁田川流域 = (5,8.2) 佐護川流域= (7, 11) 飼所川流域= (5,11.2)	(略)	上対馬	上対馬	(略)	上対馬	仁田川流域 = (5,8.2), 佐護川流域= (7, 11) 飼所川流域= (5,11.2)	(略)
下対馬	下対馬	(略)	け知川流域= (5,5.2) 巖原本川流域= (11,1.6) 加志川流域= (5,6.1) 瀬川流域= (5,10.2) 久根川流域= (5,6.9)	(略)	下対馬	下対馬	(略)	下対馬	け知川流域= (11,5.5) 瀬川流域= (11,8.2) 久根川流域= (7,6.9) 加志川流域= (11,4.9) 巖原本川流域= (11,1.6)	(略)
上五島	新上五島町	釣道川流域=7.8 佐野原川流域=8.3	釣道川流域=	(略)	上五島	新上五島町	釣道川流域=6.4 佐野原川流域=8.3	釣道川流域=6.4 佐野原川流域=8.3	釣道川流域 = (6,6.3) (削除)	(略)

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

			(6, <u>7.5</u>) 二		下五島	五島市	(略)	一の川流域 = (<u>10,11.4</u>)	(略)
下五島	五島市	(略)	一の川流域 = (<u>13,11.2</u>)	(略)					

令和 7 年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	数値の誤りに伴う修正（長崎地方気象台）																						
ページ	現 行 計 画		修 正 計 画 (案)																				
129	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画</p> <p>2 特別警報・警報・注意報</p> <p>別表4 高潮警報・注意報発表基準 平成24年5月29日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村等をま とめた地域</th> <th rowspan="2">市町村等</th> <th colspan="2">潮 位</th> </tr> <tr> <th>警報</th> <th>注意報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上五島</td> <td>西海市（江 島・平島）</td> <td>(略)</td> <td><u>2.4m</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		市町村等をま とめた地域	市町村等	潮 位		警報	注意報	上五島	西海市（江 島・平島）	(略)	<u>2.4m</u>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画</p> <p>2 特別警報・警報・注意報</p> <p>別表4 高潮警報・注意報発表基準 平成24年5月29日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村等をま とめた地域</th> <th rowspan="2">市町村等</th> <th colspan="2">潮 位</th> </tr> <tr> <th>警報</th> <th>注意報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上五島</td> <td>西海市（江 島・平島）</td> <td>(略)</td> <td><u>1.9m</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	市町村等をま とめた地域	市町村等	潮 位		警報	注意報	上五島	西海市（江 島・平島）	(略)	<u>1.9m</u>
市町村等をま とめた地域	市町村等	潮 位																					
		警報	注意報																				
上五島	西海市（江 島・平島）	(略)	<u>2.4m</u>																				
市町村等をま とめた地域	市町村等	潮 位																					
		警報	注意報																				
上五島	西海市（江 島・平島）	(略)	<u>1.9m</u>																				

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	不要な注釈の削除、及び概要の説明文追記による修正（長崎地方気象台）													
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)												
130	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画</p> <p>3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 キキクル等の種類と概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度布) ※</td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 <p><u>(追加)</u></p> </td></tr> <tr> <td>洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)</td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 </td></tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度布) ※	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 <p><u>(追加)</u></p>	洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画</p> <p>3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 キキクル等の種類と概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) <u>(削除)</u></td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 <u>「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> </td></tr> <tr> <td>洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)</td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 </td></tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) <u>(削除)</u>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 <u>「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 	洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
種類	概要													
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度布) ※	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 <p><u>(追加)</u></p>													
洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 													
種類	概要													
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) <u>(削除)</u>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 <u>「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 													
洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 													

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

	<p>必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>あるとされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
	<p><u>※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	海上保安庁への伝達系統の変更に伴う修正（長崎地方気象台）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
135	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画</p> <p>1.7 気象情報の伝達系統</p> <p>気象警報等の伝達系統図</p> <pre> graph LR MA[気象庁、福岡管区気象台又は長崎地方気象台] --> NTT[NTT東日本又はNTT西日本] MA --> NagasakiPref[長崎県（危機管理部防災企画課）] MA --> FireDept[消防庁] MA --> NLRB[関東（九州）地方整備局] MA --> PoliceDept[警察庁] MA --> Media[報道機関] MA --> NHK[NHK] MA --> 7thMAB[第七管区海上保安本部] NTT --> KM[関係市町] NagasakiPref --> KM FireDept --> KM NLRB --> LRB[長崎河川国道事務所] PoliceDept --> LPS[長崎県警察本部] LPS --> RS[関係警察署] RS --> PS[交番・駐在所] Media --> KM NHK --> KM 7thMAB --> RBPB[関係保安部・保安署] RBPB --> RSF[関係船舶] KM --> Residents[住民等] </pre> <p>注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号（追記）の規定に基づく法定伝達先。 注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 注3) 気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほかに気象庁ホームページ等を通じて、各関係機関へ提供。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画</p> <p>1.7 気象情報の伝達系統</p> <p>気象警報等の伝達系統図</p> <pre> graph LR MA[気象庁、福岡管区気象台又は長崎地方気象台] --> NTT[NTT東日本又はNTT西日本] MA --> NagasakiPref[長崎県（危機管理部防災企画課）] MA --> FireDept[消防庁] MA --> NLRB[関東（九州）地方整備局] MA --> PoliceDept[警察庁] MA --> Media[報道機関] MA --> NHK[NHK] MA --> 7thMAB[第七管区海上保安本部] NTT --> KM[関係市町] NagasakiPref --> KM FireDept --> KM NLRB --> LRB[長崎河川国道事務所] PoliceDept --> LPS[長崎県警察本部] LPS --> RS[関係警察署] RS --> PS[交番・駐在所] Media --> KM NHK --> KM 7thMAB --> RBPB[関係保安部・保安署] RBPB --> RSF[関係船舶] KM --> Residents[住民等] 7thMAB --> RBPB RBPB --> RSF </pre> <p>注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号（並びに第9条）の規定に基づく法定伝達先。 注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 注3) 気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほかに気象庁ホームページ等を通じて、各関係機関へ提供。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	連絡先の修正に伴う修正（国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所）																																		
ページ	現 行 計 画			修 正 計 画 (案)																															
138	第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画 水防警報等の伝達系統			第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画 水防警報等の伝達系統																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th><th>河川名</th><th>発報担当者</th><th>受報担当者</th><th>水防管理者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級河川 本明川</td><td>本明川</td><td>長崎河川国道事務所 <u>調査第一課長</u></td><td>県央振興局長</td><td>諫早市長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>			水系名	河川名	発報担当者	受報担当者	水防管理者	一級河川 本明川	本明川	長崎河川国道事務所 <u>調査第一課長</u>	県央振興局長	諫早市長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th><th>河川名</th><th>発報担当者</th><th>受報担当者</th><th>水防管理者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級河川 本明川</td><td>本明川</td><td>長崎河川国道事務所 <u>流域治水課長</u></td><td>県央振興局長</td><td>諫早市長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>		水系名	河川名	発報担当者	受報担当者	水防管理者	一級河川 本明川	本明川	長崎河川国道事務所 <u>流域治水課長</u>	県央振興局長	諫早市長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
水系名	河川名	発報担当者	受報担当者	水防管理者																															
一級河川 本明川	本明川	長崎河川国道事務所 <u>調査第一課長</u>	県央振興局長	諫早市長																															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																															
水系名	河川名	発報担当者	受報担当者	水防管理者																															
一級河川 本明川	本明川	長崎河川国道事務所 <u>流域治水課長</u>	県央振興局長	諫早市長																															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																															

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	誤字の修正（九州電力）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
150	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 通信及び情報収集伝達計画</p> <p>第2節 通信施設利用計画</p> <p>8 非常無線通信の運用</p> <p>(2) 非常無線通信を行う機関</p> <p>エ 電力通信</p> <p>九電本店、支店（<u>営業所</u>含む）、九電送配本店、支社（配電事業者含む）、発変電所相互間の有線、無線及び移動無線</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 通信及び情報収集伝達計画</p> <p>第2節 通信施設利用計画</p> <p>8 非常無線通信の運用</p> <p>(2) 非常無線通信の運用</p> <p>エ 電力通信</p> <p>九電本店、支店（<u>営業センター</u>含む）、九電送配本店、支社（配電事業者含む）、発変電所相互間の有線、無線及び移動無線</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正（危機管理部防災企画課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
153	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 通信及び情報収集伝達計画</p> <p>第3節 災害情報収集及び被害報告取扱計画</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>2 被害等の調査</u></p> <p><u>3 被害の認定基準</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 通信及び情報収集伝達計画</p> <p>第3節 災害情報収集及び被害報告取扱計画</p> <p><u>2 発災直後の情報収集</u></p> <p>県、市町は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災 I o T システム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。</p> <p>県、市町は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁に当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（S O B O - W E B ）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。</p> <p><u>3 被害等の調査</u></p> <p><u>4 被害の認定基準</u></p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	担当課の記載に伴う修正（秘書・広報戦略部 広報課） 指定地方行政機関に指定されたことに伴う修正（長崎行政監視行政相談センター）	
ページ	現 行 計 画	
168	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 災害広報計画</p> <p>（広報課：防災企画課：報道機関）</p> <p>2 実施内容</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）住民からの問い合わせに対する対応 県及び市町においては、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応できるような総合案内所、相談所等を設置するが、その施設は専用電話を備えた窓口を設置するとともに、人員の配置等体制の整備を図る。この場合、被災者が必要とする多様な問い合わせ、相談、手続き等に対応できるワンストップ化に努める。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 災害広報計画</p> <p>（広報課：防災企画課：<u>各課</u>：報道機関）</p> <p>2 実施内容</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）住民からの問い合わせに対する対応 県及び市町においては、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応できるような総合案内所、相談所等を設置するが、その施設は専用電話を備えた窓口を設置するとともに、人員の配置等体制の整備を図る。この場合、被災者が必要とする多様な問い合わせ、相談、手続き等に対応できるワンストップ化に努める。</p> <p><u>九州管区行政評価局、長崎行政監視相談センターは、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u></p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	交通情報収集に関する通達の発出に伴う修正（警察本部交通部交通規制課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
171	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第4章 公安警備計画</p> <p>第2節 災害に備えての措置</p> <p>2 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 情報収集の手段及び方法 (略) ・ヘリコプターテレビシステム、<u>交通監視カメラ等の画像情報を収集する資機材の平素からの積極的な活用</u>を図るものとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第4章 公安警備計画</p> <p>第2節 災害に備えての措置</p> <p>2 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 情報収集の手段及び方法 (略) ・ヘリコプターテレビシステム、<u>交通管制システムを活用した映像情報収集の他、プローブ情報等を有効に活用して交通情報収集</u>を図るものとする。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	土石流の数値更新及び標題の修正に伴う修正（土木部砂防課）											
ページ	現 行 計 画											
	第3編 災害応急対策計画 第6章 水防計画 第3節 重要水防区域と重要水防箇所											
189	4 土石流危険溪流及び土砂災害警戒区域（土石流）	長崎	県央	島原	県北	田平	大瀬戸	五島	上五島	壱岐	対馬	計
	土砂災害警戒区域	1,061	<u>488</u>	206	<u>1,004</u>	209	183	<u>512</u>	630	35	<u>937</u>	<u>5,315箇所</u>

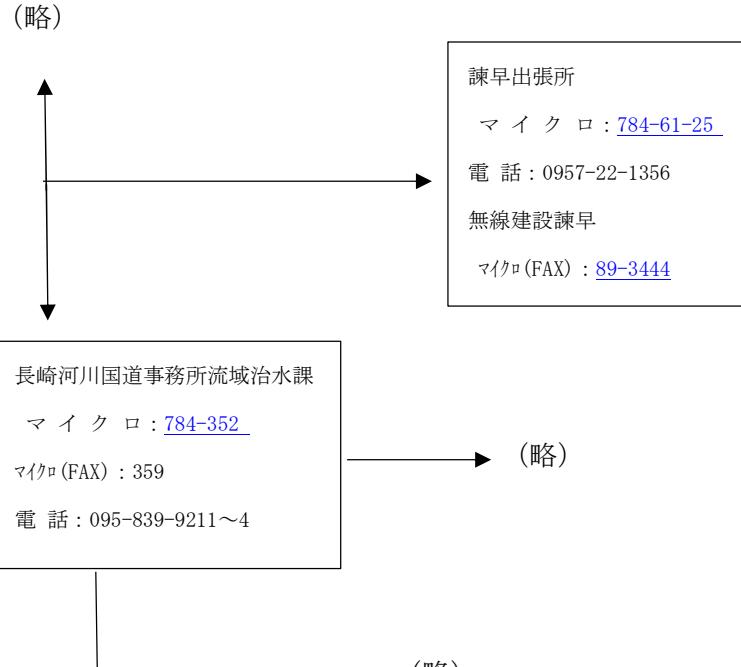
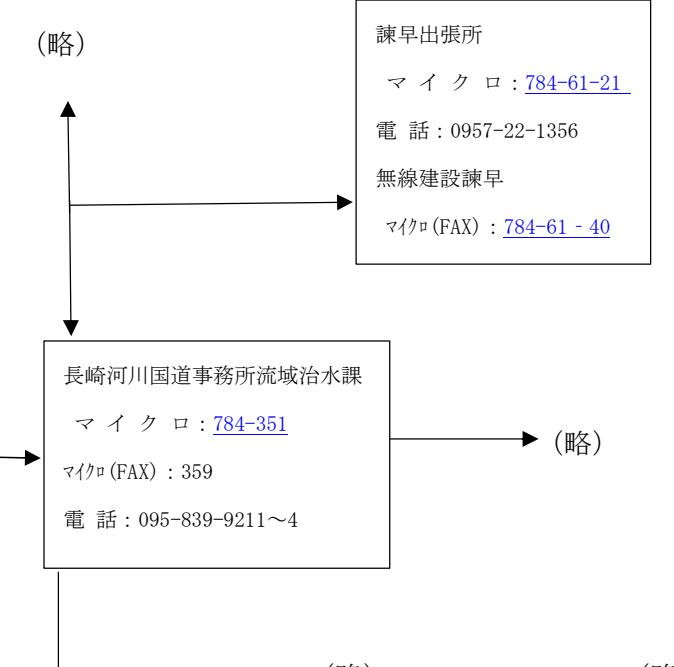
令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	土石流の数値更新及び標題の修正に伴う修正（土木部砂防課）																								
ページ	修 正 計 画																								
189	<p>第3編 災害応急対策計画 第6章 水防計画 第3節 重要水防区域と重要水防箇所</p> <p>4 土石流危険溪流及び土砂災害警戒区域（土石流）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>長崎</th><th>県央</th><th>島原</th><th>県北</th><th>田平</th><th>大瀬戸</th><th>五島</th><th>上五島</th><th>壱岐</th><th>対馬</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒区域</td><td>1,061</td><td><u>467</u></td><td>206</td><td><u>1,046</u></td><td>209</td><td>183</td><td><u>595</u></td><td>630</td><td>35</td><td><u>1,012</u></td><td><u>5,484箇所</u></td></tr> </tbody> </table>		長崎	県央	島原	県北	田平	大瀬戸	五島	上五島	壱岐	対馬	計	土砂災害警戒区域	1,061	<u>467</u>	206	<u>1,046</u>	209	183	<u>595</u>	630	35	<u>1,012</u>	<u>5,484箇所</u>
	長崎	県央	島原	県北	田平	大瀬戸	五島	上五島	壱岐	対馬	計														
土砂災害警戒区域	1,061	<u>467</u>	206	<u>1,046</u>	209	183	<u>595</u>	630	35	<u>1,012</u>	<u>5,484箇所</u>														

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	連絡先電話番号の変更に伴う修正（長崎地方気象台）									
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)								
201	<p>第3編 災害応急対策計画 第6章 水防計画 第5節 水位・潮位・雨量の観測、通報及び公表</p> <p>5 国が行う観測及び通報 (2) 水位および雨量の通報 雨量及び水位通報系統図</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎地方気象台</td> <td>095 (811) 4861</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	電話	長崎地方気象台	095 (811) 4861	<p>第3編 災害応急対策計画 第6章 水防計画 第5節 水位・潮位・雨量の観測、通報及び公表</p> <p>5 国が行う観測及び通報 (2) 水位および雨量の通報 雨量及び水位通報系統図</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎地方気象台</td> <td>095 (811) 4862</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	電話	長崎地方気象台	095 (811) 4862
機関名	電話									
長崎地方気象台	095 (811) 4861									
機関名	電話									
長崎地方気象台	095 (811) 4862									

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	連絡先名及び連絡番号の修正に伴う修正（国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
201	<p>第6章 水防計画</p> <p>第5節 水位・潮位・雨量の観測、通報及び公表</p> <p>（3）水位および雨量の通報</p> <p>（略）</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 諫早出張所 マイクロ : 784-61-25 電話 : 0957-22-1356 無線建設諫早 マイクロ(FAX) : 89-3444 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 長崎河川国道事務所流域治水課 マイクロ : 784-352 マイクロ(FAX) : 359 電話 : 095-839-9211~4 </div> <p>（略）</p>	<p>第6章 水防計画</p> <p>第5節 水位・潮位・雨量の観測、通報及び公表</p> <p>（2）水位および雨量の通報</p> <p>（略）</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 諫早出張所 マイクロ : 784-61-21 電話 : 0957-22-1356 無線建設諫早 マイクロ(FAX) : 784-61-40 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 長崎河川国道事務所流域治水課 マイクロ : 784-351 マイクロ(FAX) : 359 電話 : 095-839-9211~4 </div> <p>（略）</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	問い合わせ先変更に伴う土砂災害警戒情報（例）の図の差し替え 文言の誤りの修正に伴う修正（長崎地方気象台）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
223	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第5節 土砂災害における避難に資する情報</p> <p>1 土砂災害警戒情報 (4) 土砂災害警戒情報の作成・発表手順 図 土砂災害警戒情報（例）</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第5節 土砂災害における避難に資する情報</p> <p>1 土砂災害警戒情報 (4) 土砂災害警戒情報の作成・発表手順 図 土砂災害警戒情報（例）</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

長崎県土砂災害警戒情報 第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

長崎県 長崎地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

長崎市* 諫早市* 雲仙市*

【警戒解除地域】

佐世保市（宇久地域を除く） 西海市（江島・平島を除く）

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報【土砂災害】】。

崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町から発表される避難指示などの情報に注意してください。

【補足情報】

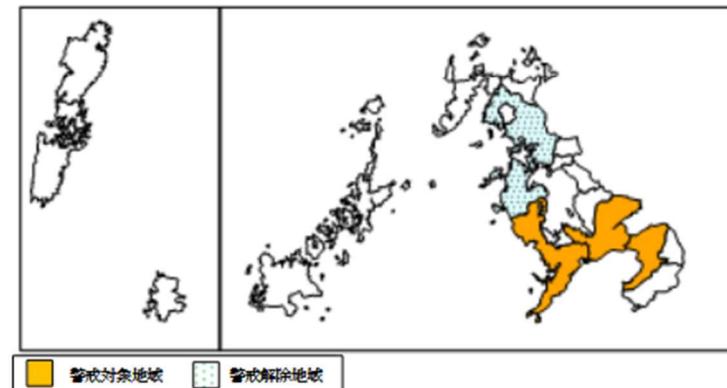
市町内で危険度が高まっている区域は、長崎県や気象庁のホームページ等でも確認できます。

長崎県「長崎県河川砂防情報システム（土砂災害危険度情報）」

<http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/nagasaki/main/index.php>

気象庁「土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>



問い合わせ先

095-820-4788 (長崎県土木部砂防課)

095-811-4861 (長崎地方気象台)

長崎県土砂災害警戒情報 第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

長崎県 長崎地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

諫早市* 大村市* 小値賀町*

【警戒解除地域】

長崎市 長与町 時津町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報【土砂災害】】。

崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町から発表される避難指示などの情報に注意してください。

【補足情報】

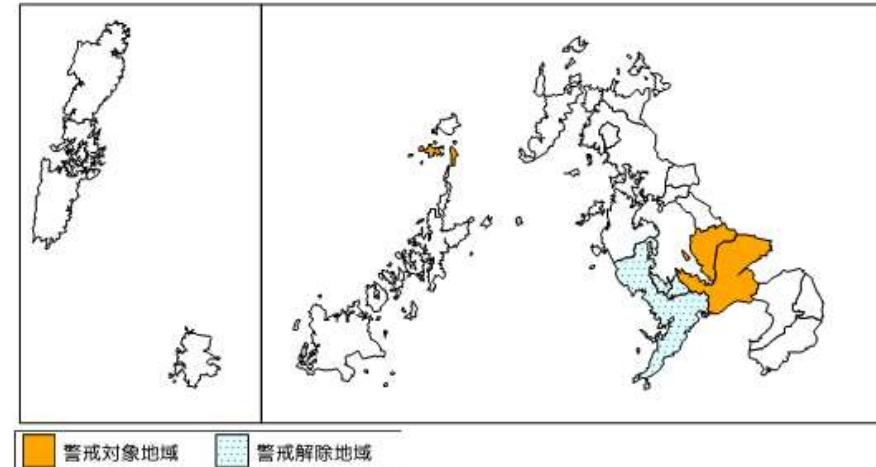
市町内で危険度が高まっている区域は、長崎県や気象庁のホームページ等でも確認できます。

長崎県「長崎県河川砂防情報システム（土砂災害危険度情報）」

<http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/nagasaki/main/index.php>

気象庁「土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>



問い合わせ先

095-820-4788 (長崎県土木部砂防課)

092-401-0950 (福岡管区気象台気象防災部予報課)

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

225	<p>(7) 土砂災害警戒情報の発表、解除基準 (略) ②<u>発表</u>基準</p> <p>(10) 地震発生時の暫定基準 ①暫定基準を設定する事象 (略) ・その他、<u>通常基</u>、事象による影響範囲が極めて限られている場合や、周辺に住家がないなど被害が発生しないと判断できる場合には、土砂移動現象の監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討することとする。</p>	<p>(7) 土砂災害警戒情報の発表、解除基準 (略) ②<u>解除</u>基準</p> <p>(10) 地震発生時の暫定基準 ①暫定基準を設定する事象 (略) ・その他、<u>削除</u>、事象による影響範囲が極めて限られている場合や、周辺に住家がないなど被害が発生しないと判断できる場合には、土砂移動現象の監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討することとする。</p>
243	<p>第8節 避難指示等の判断・伝達</p> <p>4 避難指示等の発令判断基準設定の考え方</p> <p>4-2 避難指示</p> <p>(略)</p> <div data-bbox="323 1054 1174 1292" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(発令基準の例) (略) ・土砂災害の危険度分布で「<u>非常に</u>危険（<u>うす紫</u>）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 (略)</p> </div>	<p>第8節 避難指示等の判断・伝達</p> <p>4 避難指示等の発令判断基準設定の考え方</p> <p>4-2 避難指示</p> <p>(略)</p> <div data-bbox="1208 1054 2104 1292" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(発令基準の例) (略) ・土砂災害の危険度分布で「<u>削除</u>危険（<u>紫</u>）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 (略)</p> </div>

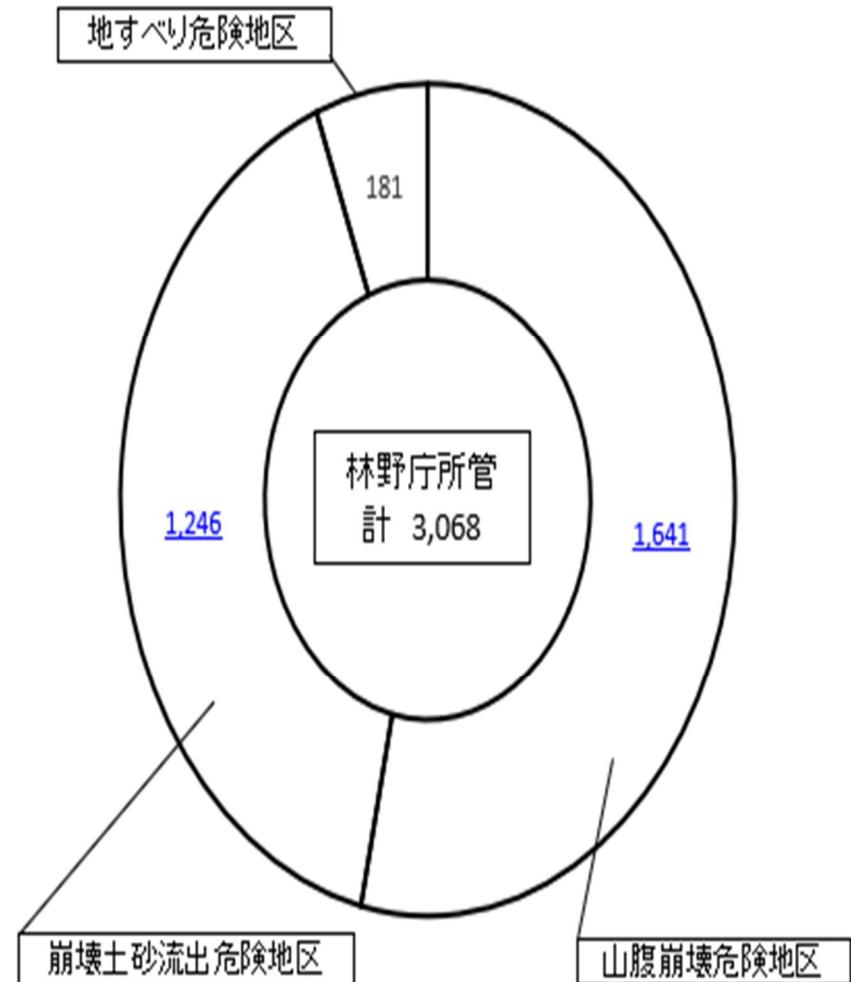
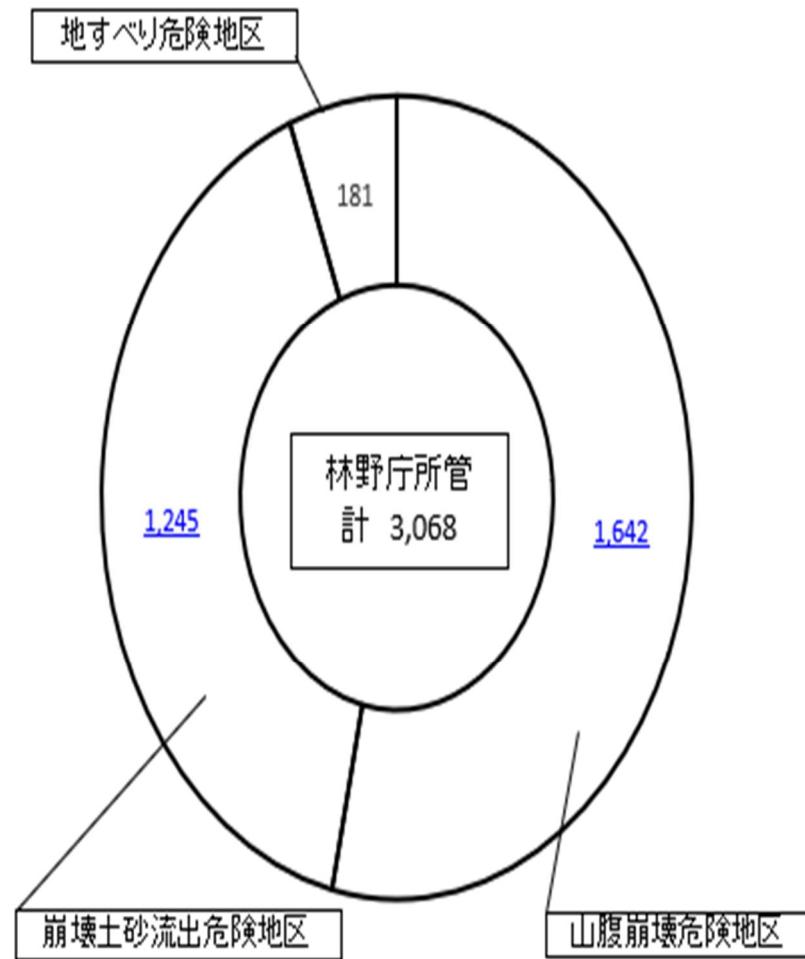
令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	土砂災害警戒区域数の時点修正に伴う修正（土木部砂防課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
251	<p>第 3 編 災害応急対策計画 第 7 章 土砂災害防止計画 第 10 節 土砂災害予防計画</p> <p>1-6 土砂災害防止法の推進（砂防課） (略) これにより、砂防三法等の既存の事業関連諸制度とあいまって総合的な土砂災害対策を講じていくことが可能となり、令和<u>5年度</u>末までに<u>37,023</u>箇所の警戒区域指定を実施している。今後は、地形改編による警戒区域等の見直しや、精度を高めた調査を引き続き実施していく。 (略)</p>	<p>第 3 編 災害応急対策計画 第 7 章 土砂災害防止計画 第 10 節 土砂災害予防計画</p> <p>1-6 土砂災害防止法の推進（砂防課） (略) これにより、砂防三法等の既存の事業関連諸制度とあいまって総合的な土砂災害対策を講じていくことが可能となり、令和<u>6年度</u>末までに<u>37,640</u>箇所の警戒区域指定を実施している。今後は、地形改編による警戒区域等の見直しや、精度を高めた調査を引き続き実施していく。 (略)</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

<p>改正理由 (機関)</p>	<p>山地災害危険地区数の時点修正に伴う修正（農林部森林整備室）</p>																																																						
<p>ページ</p>	<p>現 行 計 画</p>		<p>修 正 計 画 (案)</p>																																																				
<p>261</p>	<p>第 3 編 災害応急対策計画 第 7 章 土砂災害防止計画 第10節 土砂災害予防計画</p> <p>長崎県における土砂災害危険箇所</p> <p>長崎県下の山地災害の危険箇所等について以降に示す。</p> <p><u>(追加)</u></p>		<p>第 3 編 災害応急対策計画 第 7 章 土砂災害防止計画 第10節 土砂災害予防計画</p> <p>長崎県における土砂災害危険箇所</p> <p>長崎県下の山地災害の危険箇所等について以降に示す。</p> <p><u>長崎県防災ポータルサイト : https://www.bousai.pref.nagasaki.jp/</u></p>																																																				
	<p>林野庁所管</p> <p>(地区)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ランク</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山 腹 崩 壊 危 險 地 区</td> <td>1,017</td> <td>363</td> <td>262</td> <td>1,642</td> </tr> <tr> <td>崩 壊 土 砂 流 出 危 險 地 区</td> <td>545</td> <td>489</td> <td>211</td> <td>1,245</td> </tr> <tr> <td>地 す べ り 危 險 地 区</td> <td>133</td> <td>28</td> <td>20</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,695</td> <td>880</td> <td>493</td> <td>3,068</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29年度末現在 ※上表中、「A」、「B」、「C」は、被災危険度(人家戸数、公共施設道路等)と荒廃危険度(大中小)の組み合わせにより判定。</p>		区分	ランク	A	B	C	計	山 腹 崩 壊 危 險 地 区	1,017	363	262	1,642	崩 壊 土 砂 流 出 危 險 地 区	545	489	211	1,245	地 す べ り 危 險 地 区	133	28	20	181	計	1,695	880	493	3,068	<p>林野庁所管</p> <p>(地区)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ランク</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山 腹 崩 壊 危 險 地 区</td> <td>1,016</td> <td>364</td> <td>261</td> <td>1,641</td> </tr> <tr> <td>崩 壊 土 砂 流 出 危 險 地 区</td> <td>546</td> <td>489</td> <td>211</td> <td>1,246</td> </tr> <tr> <td>地 す べ り 危 險 地 区</td> <td>133</td> <td>28</td> <td>20</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,695</td> <td>881</td> <td>492</td> <td>3,068</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和6年度末現在 ※上表中、「A」、「B」、「C」は、被災危険度(人家戸数、公共施設道路等)と荒廃危険度(大中小)の組み合わせにより判定。</p>		区分	ランク	A	B	C	計	山 腹 崩 壊 危 險 地 区	1,016	364	261	1,641	崩 壊 土 砂 流 出 危 險 地 区	546	489	211	1,246	地 す べ り 危 險 地 区	133	28	20	181	計	1,695	881	492
区分	ランク	A	B	C	計																																																		
山 腹 崩 壊 危 險 地 区	1,017	363	262	1,642																																																			
崩 壊 土 砂 流 出 危 險 地 区	545	489	211	1,245																																																			
地 す べ り 危 險 地 区	133	28	20	181																																																			
計	1,695	880	493	3,068																																																			
区分	ランク	A	B	C	計																																																		
山 腹 崩 壊 危 險 地 区	1,016	364	261	1,641																																																			
崩 壊 土 砂 流 出 危 險 地 区	546	489	211	1,246																																																			
地 す べ り 危 險 地 区	133	28	20	181																																																			
計	1,695	881	492	3,068																																																			

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）



令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	事業進捗による時点修正に伴う修正（土木部砂防課）																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ページ	現 行 計 画			修 正 計 画（案）																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	第 3 編 災害応急対策計画 第 7 章 土砂災害防止計画 第 10 節 土砂災害予防計画			第 3 編 災害応急対策計画 第 7 章 土砂災害防止計画 第 10 節 土砂災害予防計画																																																																																																																																																																																																																																																																																												
266	①令和5年度までの土砂災害警戒区域等指定状況			②令和6年度までの土砂災害警戒区域等指定状況																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	<table border="1"> <tbody> <tr><td>R5.6.16</td><td>西海市</td><td>40(38)</td><td>408(408)</td><td></td><td>448(446)</td></tr> <tr><td>R5.5.23</td><td>佐世保市</td><td></td><td>-2(-2)</td><td></td><td>-2(-2)</td></tr> <tr><td>R5.7.7</td><td>西海市</td><td>10(10)</td><td>455(455)</td><td></td><td>465(465)</td></tr> <tr><td>R5.7.7</td><td>佐世保市</td><td>35(30)</td><td>252(252)</td><td></td><td>287(282)</td></tr> <tr><td>R5.7.21</td><td>長崎市</td><td>25(20)</td><td>162(162)</td><td></td><td>187(182)</td></tr> <tr><td>R5.8.4</td><td>五島市</td><td>40(40)</td><td>170(170)</td><td></td><td>210(210)</td></tr> <tr><td>R5.8.29</td><td>長崎市</td><td>27(23)</td><td>468(464)</td><td></td><td>495(487)</td></tr> <tr><td>R5.9.12</td><td>雲仙市</td><td>6(3)</td><td>331(331)</td><td></td><td>337(334)</td></tr> <tr><td>R5.10.3</td><td>対馬市</td><td>180(154)</td><td>267(267)</td><td></td><td>447(421)</td></tr> <tr><td>R5.11.10</td><td>佐世保市</td><td>38(38)</td><td>328(328)</td><td></td><td>366(366)</td></tr> <tr><td>R6.1.30</td><td>松浦市</td><td></td><td>1(0)</td><td></td><td>1(0)</td></tr> <tr><td>R6.1.30</td><td>松浦市</td><td></td><td>-1(-1)</td><td></td><td>-1(-1)</td></tr> <tr><td>R6.1.30</td><td>佐世保市</td><td></td><td>-1(-1)</td><td></td><td>-1(-1)</td></tr> <tr><td>R6.2.27</td><td>平戸市</td><td>38(37)</td><td>432(432)</td><td></td><td>470(469)</td></tr> <tr><td>R6.3.26</td><td>五島市</td><td>53(52)</td><td>121(121)</td><td></td><td>174(173)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>5,368</td><td>30,453</td><td>1,202</td><td>37,023</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>(4,957)</td><td>(29,673)</td><td>(0)</td><td>(34,630)</td></tr> </tbody> </table>			R5.6.16	西海市	40(38)	408(408)		448(446)	R5.5.23	佐世保市		-2(-2)		-2(-2)	R5.7.7	西海市	10(10)	455(455)		465(465)	R5.7.7	佐世保市	35(30)	252(252)		287(282)	R5.7.21	長崎市	25(20)	162(162)		187(182)	R5.8.4	五島市	40(40)	170(170)		210(210)	R5.8.29	長崎市	27(23)	468(464)		495(487)	R5.9.12	雲仙市	6(3)	331(331)		337(334)	R5.10.3	対馬市	180(154)	267(267)		447(421)	R5.11.10	佐世保市	38(38)	328(328)		366(366)	R6.1.30	松浦市		1(0)		1(0)	R6.1.30	松浦市		-1(-1)		-1(-1)	R6.1.30	佐世保市		-1(-1)		-1(-1)	R6.2.27	平戸市	38(37)	432(432)		470(469)	R6.3.26	五島市	53(52)	121(121)		174(173)							合計		5,368	30,453	1,202	37,023			(4,957)	(29,673)	(0)	(34,630)	<table border="1"> <tbody> <tr><td>R5.6.16</td><td>西海市</td><td>40(38)</td><td>408(408)</td><td></td><td>448(446)</td></tr> <tr><td>R5.5.23</td><td>佐世保市</td><td></td><td>-2(-2)</td><td></td><td>-2(-2)</td></tr> <tr><td>R5.7.7</td><td>西海市</td><td>10(10)</td><td>455(455)</td><td></td><td>465(465)</td></tr> <tr><td>R5.7.7</td><td>佐世保市</td><td>35(30)</td><td>252(252)</td><td></td><td>287(282)</td></tr> <tr><td>R5.7.21</td><td>長崎市</td><td>25(20)</td><td>162(162)</td><td></td><td>187(182)</td></tr> <tr><td>R5.8.4</td><td>五島市</td><td>40(40)</td><td>170(170)</td><td></td><td>210(210)</td></tr> <tr><td>R5.8.29</td><td>長崎市</td><td>27(23)</td><td>468(464)</td><td></td><td>495(487)</td></tr> <tr><td>R5.9.12</td><td>雲仙市</td><td>6(3)</td><td>331(331)</td><td></td><td>337(334)</td></tr> <tr><td>R5.10.3</td><td>対馬市</td><td>180(154)</td><td>267(267)</td><td></td><td>447(421)</td></tr> <tr><td>R5.11.10</td><td>佐世保市</td><td>38(38)</td><td>328(328)</td><td></td><td>366(366)</td></tr> <tr><td>R6.1.30</td><td>松浦市</td><td></td><td>1(0)</td><td></td><td>1(0)</td></tr> <tr><td>R6.1.30</td><td>松浦市</td><td></td><td>-1(-1)</td><td></td><td>-1(-1)</td></tr> <tr><td>R6.1.30</td><td>佐世保市</td><td></td><td>-1(-1)</td><td></td><td>-1(-1)</td></tr> <tr><td>R6.2.27</td><td>平戸市</td><td>38(37)</td><td>432(432)</td><td></td><td>470(469)</td></tr> <tr><td>R6.3.26</td><td>五島市</td><td>53(42)</td><td>121(121)</td><td></td><td>174(173)</td></tr> <tr><td>R6.4.26</td><td>佐世保市</td><td>42(42)</td><td>282(282)</td><td></td><td>324(324)</td></tr> <tr><td>R6.5.7</td><td>佐世保市</td><td></td><td>-8(-8)</td><td></td><td>-8(-8)</td></tr> <tr><td>R6.5.7</td><td>佐世保市</td><td></td><td>9(6)</td><td>1</td><td>10(6)</td></tr> <tr><td>R6.6.28</td><td>佐世保市</td><td></td><td>5(5)</td><td></td><td>5(5)</td></tr> <tr><td>R6.6.28</td><td>佐世保市</td><td></td><td>-4(-4)</td><td></td><td>-4(-4)</td></tr> <tr><td>R6.6.28</td><td>佐世保市</td><td></td><td>-2(-2)</td><td></td><td>-2(-2)</td></tr> <tr><td>R6.7.12</td><td>対馬市</td><td>75(75)</td><td>218(218)</td><td></td><td>293(293)</td></tr> <tr><td>R6.8.2</td><td>佐世保市</td><td></td><td>-1(-1)</td><td></td><td>-1(-1)</td></tr> <tr><td>R6.8.2</td><td>佐世保市</td><td></td><td>1(1)</td><td></td><td>1(1)</td></tr> <tr><td>R6.12.24</td><td>諫早市</td><td>-1(-1)</td><td>-1(-1)</td><td></td><td>-2(-2)</td></tr> <tr><td>R7.1.14</td><td>諫早市</td><td></td><td>10(3)</td><td></td><td>10(3)</td></tr> <tr><td>R7.1.14</td><td>諫早市</td><td></td><td>-9(-9)</td><td></td><td>-9(-9)</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>(5,073)</td><td>(30,163)</td><td>(0)</td><td>(35,236)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>5,484</td><td>30,953</td><td>1,203</td><td>37,640</td></tr> </tbody> </table>			R5.6.16	西海市	40(38)	408(408)		448(446)	R5.5.23	佐世保市		-2(-2)		-2(-2)	R5.7.7	西海市	10(10)	455(455)		465(465)	R5.7.7	佐世保市	35(30)	252(252)		287(282)	R5.7.21	長崎市	25(20)	162(162)		187(182)	R5.8.4	五島市	40(40)	170(170)		210(210)	R5.8.29	長崎市	27(23)	468(464)		495(487)	R5.9.12	雲仙市	6(3)	331(331)		337(334)	R5.10.3	対馬市	180(154)	267(267)		447(421)	R5.11.10	佐世保市	38(38)	328(328)		366(366)	R6.1.30	松浦市		1(0)		1(0)	R6.1.30	松浦市		-1(-1)		-1(-1)	R6.1.30	佐世保市		-1(-1)		-1(-1)	R6.2.27	平戸市	38(37)	432(432)		470(469)	R6.3.26	五島市	53(42)	121(121)		174(173)	R6.4.26	佐世保市	42(42)	282(282)		324(324)	R6.5.7	佐世保市		-8(-8)		-8(-8)	R6.5.7	佐世保市		9(6)	1	10(6)	R6.6.28	佐世保市		5(5)		5(5)	R6.6.28	佐世保市		-4(-4)		-4(-4)	R6.6.28	佐世保市		-2(-2)		-2(-2)	R6.7.12	対馬市	75(75)	218(218)		293(293)	R6.8.2	佐世保市		-1(-1)		-1(-1)	R6.8.2	佐世保市		1(1)		1(1)	R6.12.24	諫早市	-1(-1)	-1(-1)		-2(-2)	R7.1.14	諫早市		10(3)		10(3)	R7.1.14	諫早市		-9(-9)		-9(-9)	合計		(5,073)	(30,163)	(0)	(35,236)			5,484	30,953	1,203	37,640
R5.6.16	西海市	40(38)	408(408)		448(446)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R5.5.23	佐世保市		-2(-2)		-2(-2)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R5.7.7	西海市	10(10)	455(455)		465(465)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R5.7.7	佐世保市	35(30)	252(252)		287(282)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R5.7.21	長崎市	25(20)	162(162)		187(182)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R5.8.4	五島市	40(40)	170(170)		210(210)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R5.8.29	長崎市	27(23)	468(464)		495(487)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R5.9.12	雲仙市	6(3)	331(331)		337(334)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R5.10.3	対馬市	180(154)	267(267)		447(421)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R5.11.10	佐世保市	38(38)	328(328)		366(366)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R6.1.30	松浦市		1(0)		1(0)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R6.1.30	松浦市		-1(-1)		-1(-1)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R6.1.30	佐世保市		-1(-1)		-1(-1)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R6.2.27	平戸市	38(37)	432(432)		470(469)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R6.3.26	五島市	53(52)	121(121)		174(173)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
合計		5,368	30,453	1,202	37,023																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		(4,957)	(29,673)	(0)	(34,630)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R5.6.16	西海市	40(38)	408(408)		448(446)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R5.5.23	佐世保市		-2(-2)		-2(-2)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R5.7.7	西海市	10(10)	455(455)		465(465)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R5.7.7	佐世保市	35(30)	252(252)		287(282)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R5.7.21	長崎市	25(20)	162(162)		187(182)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R5.8.4	五島市	40(40)	170(170)		210(210)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R5.8.29	長崎市	27(23)	468(464)		495(487)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R5.9.12	雲仙市	6(3)	331(331)		337(334)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R5.10.3	対馬市	180(154)	267(267)		447(421)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R5.11.10	佐世保市	38(38)	328(328)		366(366)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R6.1.30	松浦市		1(0)		1(0)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R6.1.30	松浦市		-1(-1)		-1(-1)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R6.1.30	佐世保市		-1(-1)		-1(-1)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R6.2.27	平戸市	38(37)	432(432)		470(469)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R6.3.26	五島市	53(42)	121(121)		174(173)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R6.4.26	佐世保市	42(42)	282(282)		324(324)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R6.5.7	佐世保市		-8(-8)		-8(-8)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R6.5.7	佐世保市		9(6)	1	10(6)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R6.6.28	佐世保市		5(5)		5(5)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R6.6.28	佐世保市		-4(-4)		-4(-4)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R6.6.28	佐世保市		-2(-2)		-2(-2)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R6.7.12	対馬市	75(75)	218(218)		293(293)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R6.8.2	佐世保市		-1(-1)		-1(-1)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R6.8.2	佐世保市		1(1)		1(1)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R6.12.24	諫早市	-1(-1)	-1(-1)		-2(-2)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R7.1.14	諫早市		10(3)		10(3)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
R7.1.14	諫早市		-9(-9)		-9(-9)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
合計		(5,073)	(30,163)	(0)	(35,236)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		5,484	30,953	1,203	37,640																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	※（ ）は土砂災害特別警戒区域																																																																																																																																																																																																																																																																																															

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	救急車の台数変更に伴う修正（長崎市消防局警防課）																																																		
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)																																																	
271 第3編 災害応急対策計画 第8章 消防活動計画			第3編 災害応急対策計画 第8章 消防活動計画																																																
8 救急業務 (略)			8 救急業務 (略)																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>消防本部</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市消防局</td> <td>19台</td> </tr> <tr> <td>佐世保市消防局</td> <td>21台</td> </tr> <tr> <td>平戸市消防本部</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>松浦市消防本部</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>対馬市消防本部</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>壱岐市消防本部</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>五島市消防本部</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>新上五島町消防本部</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>県央地域広域市町村圏組合消防本部</td> <td><u>14台</u></td> </tr> <tr> <td>島原地域広域市町村圏組合消防本部</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>98台</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和5年4月1日現在)</p>	消防本部	台数	長崎市消防局	19台	佐世保市消防局	21台	平戸市消防本部	7台	松浦市消防本部	5台	対馬市消防本部	8台	壱岐市消防本部	4台	五島市消防本部	7台	新上五島町消防本部	5台	県央地域広域市町村圏組合消防本部	<u>14台</u>	島原地域広域市町村圏組合消防本部	8台	合計	<u>98台</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>消防本部</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市消防局</td> <td>19台</td> </tr> <tr> <td>佐世保市消防局</td> <td>21台</td> </tr> <tr> <td>平戸市消防本部</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>松浦市消防本部</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>対馬市消防本部</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>壱岐市消防本部</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>五島市消防本部</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>新上五島町消防本部</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>県央地域広域市町村圏組合消防本部</td> <td><u>13台</u></td> </tr> <tr> <td>島原地域広域市町村圏組合消防本部</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>97台</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和6年4月1日)</p>	消防本部	台数	長崎市消防局	19台	佐世保市消防局	21台	平戸市消防本部	7台	松浦市消防本部	5台	対馬市消防本部	8台	壱岐市消防本部	4台	五島市消防本部	7台	新上五島町消防本部	5台	県央地域広域市町村圏組合消防本部	<u>13台</u>	島原地域広域市町村圏組合消防本部	8台	合計	<u>97台</u>	
消防本部	台数																																																		
長崎市消防局	19台																																																		
佐世保市消防局	21台																																																		
平戸市消防本部	7台																																																		
松浦市消防本部	5台																																																		
対馬市消防本部	8台																																																		
壱岐市消防本部	4台																																																		
五島市消防本部	7台																																																		
新上五島町消防本部	5台																																																		
県央地域広域市町村圏組合消防本部	<u>14台</u>																																																		
島原地域広域市町村圏組合消防本部	8台																																																		
合計	<u>98台</u>																																																		
消防本部	台数																																																		
長崎市消防局	19台																																																		
佐世保市消防局	21台																																																		
平戸市消防本部	7台																																																		
松浦市消防本部	5台																																																		
対馬市消防本部	8台																																																		
壱岐市消防本部	4台																																																		
五島市消防本部	7台																																																		
新上五島町消防本部	5台																																																		
県央地域広域市町村圏組合消防本部	<u>13台</u>																																																		
島原地域広域市町村圏組合消防本部	8台																																																		
合計	<u>97台</u>																																																		

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正（危機管理部防災企画課、消防保安室）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
271	<p>第3編 災害応急対策計画 第8章 消防活動計画</p> <p>11 林野火災への対応 <u>(追加)</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第8章 消防活動計画</p> <p>11 林野火災への対応</p> <p><u>市町は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u></p> <p><u>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、県、市町、消防機関は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。</u></p> <p><u>消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化に的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、都道府県は、必要に応じ、又は被災市町村からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。</u></p> <p><u>県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。</u></p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の防災基本計画の修正に伴う修正及び、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）等の一部改正伴う修正。（福祉保健部福祉保健課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
277	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第10章 救助計画</p> <p>第1節 救助法の適用に関する計画</p> <p>3 救助の種類</p> <p>救助法による救助の種類は次のとおりである。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>被災した住宅の応急修理</u></p> <p>(7) <u>生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</u></p> <p>(8) <u>学用品の給与</u></p> <p>(9) <u>埋葬</u></p> <p>(10) <u>死体の搜索及び処理</u></p> <p>(11) <u>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u></p> <p>第2節 避難計画</p> <p>13 救助法による避難所の設置</p> <p>(4) <u>避難所設置のための費用</u></p> <p>イ <u>国庫負担限度額</u></p> <p>避難所設置費 1人1日当たり <u>350円以内</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第10章 救助計画</p> <p>第1節 救助法の適用に関する計画</p> <p>3 救助の種類</p> <p>救助法による救助の種類は次のとおりである。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 福祉サービスの提供</u></p> <p><u>(7) 被災した住宅の応急修理</u></p> <p><u>(8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</u></p> <p><u>(9) 学用品の給与</u></p> <p><u>(10) 埋葬</u></p> <p><u>(11) 死体の搜索及び処理</u></p> <p><u>(12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u></p> <p>第2節 避難計画</p> <p>13 救助法による避難所の設置</p> <p>(4) <u>避難所設置のための費用</u></p> <p>イ <u>国庫負担限度額</u></p> <p>避難所設置費 1人1日当たり <u>360円以内</u></p>
289		

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

295	<p>第4節 死体搜索及び収容埋葬計画</p> <p>4 救助法による実施基準</p> <p>(1) 国庫負担限度額</p> <p>イ 死体の処理</p> <p>(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体当たり <u>3,600円以内</u></p> <p>(イ) 死体の一時保存 ○既存の建物が利用できない場合—1体当たり <u>5,700円以内</u></p> <p>ウ 死体の埋葬</p> <p>(ア) 大人（満12才以上） 1体当たり <u>226,100円以内</u> (イ) 小人（満12才未満） 1体当たり <u>180,800円以内</u></p>	<p>第4節 死体搜索及び収容埋葬計画</p> <p>4 救助法による実施基準</p> <p>(1) 国庫負担限度額</p> <p>イ 死体の処理</p> <p>(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体当たり <u>3,700円以内</u></p> <p>(イ) 死体の一時保存 ○既存の建物が利用できない場合—1体当たり <u>5,900円以内</u></p> <p>ウ 死体の埋葬</p> <p>(ア) 大人（満12才以上） 1体当たり <u>232,200円以内</u> (イ) 小人（満12才未満） 1体当たり <u>185,700円以内</u></p>
297	<p>第5節 食料供給計画</p> <p>1 災害におけるり災者および災害応急対策要員等に供給する食糧</p> <p>(4) 災害救助法による食糧供給</p> <p>(略)</p> <p>エ 食品の給与のための費用</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 国庫負担限度額 1人1日当たり <u>1,330円以内</u>とする。</p>	<p>第5節 食料供給計画</p> <p>1 災害におけるり災者および災害応急対策要員等に供給する食糧</p> <p>(4) 災害救助法による食糧供給</p> <p>(略)</p> <p>エ 食品の給与のための費用</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 国庫負担限度額 1人1日当たり <u>1,390円以内</u>とする。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	南海トラフ地震防災対策推進地域指定に伴う修正（危機管理部防災企画課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
285	<p>第10章 救助計画</p> <p>第 2節 避難計画</p> <p>11 避難場所及び避難所</p> <p>(6) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市町は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。</p> <p>必要に応じて、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て、避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等の避難所としての借り上げ、トレーラーハウスの活用など、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ウ～ク (略)</p> <p><u>ケ (追加)</u></p> <p>コ 市町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保</p>	<p>第10章 救助計画</p> <p>第 2節 避難計画</p> <p>11 避難場所及び避難所</p> <p>(6) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市町は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。</p> <p>必要に応じて、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て、避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等の避難所としての借り上げ、トレーラーハウスの活用など、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p><u>また、市町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>ウ～ク (略)</p> <p><u>ケ (追加)</u></p> <p>コ 市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

286	<p>し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテイション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>(7) 避難所の管理運営等</p> <p>ア～イ（省略）</p> <p>ウ 市町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所の状況に応じて、避難所開設当初からのパーテイションや段ボールベット等の簡易ベットの設置等</p>	<p>し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーテイション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。</p> <p>また、県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとする。</p> <p>(7) 避難所の管理運営等</p> <p>ア～イ（省略）</p> <p>ウ 市町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーテイションや段ボールベッド等の簡易ベ</p>
-----	---	--

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

<p><u>を検討するとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>エ（略）</p> <p>カヘシ（略）</p>	<p><u>ッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>エ（略）</p> <p>カヘシ（略）</p> <p><u>ス 広域一時滞在における受入市町村との情報共有</u></p> <p><u>被災市町は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p>
--	---

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	要領の改正に伴う修正（九州農政局、農林部農産園芸課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
299	<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 10 章 救助計画</p> <p>第 4 節 食料供給計画</p> <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（第4章I第11抜粋） (平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知) (最終改正 令和<u>6年3月29日付け5農産第4952号</u>農産局長通知)</p>	<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 10 章 救助計画</p> <p>第 4 節 食料供給計画</p> <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（第4章I第11抜粋） (平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知) (最終改正 令和<u>7年4月1日付け6農産第5106号</u>農産局長通知)</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の防災基本計画の修正に伴う修正（こども政策局こども未来課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
287	<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 10 章 救助計画</p> <p>第 2 節 避難計画</p> <p>11 避難場所及び避難所</p> <p>(7) 避難所の運営管理等 (略)</p> <p>オ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p>カ 市町は、避難所等における女性や<u>子供</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子供</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 10 章 救助計画</p> <p>第 2 節 避難計画</p> <p>11 避難場所及び避難所</p> <p>(7) 避難所の運営管理等 (略)</p> <p>オ <u>市町は、避難所等</u>の運営における女性<u>や子育て家庭</u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等への配慮<u>やこども・若者の居場所の確保に努める</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所等における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>こども・若者</u>のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p>カ 市町は、避難所等における女性や<u>こども</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>こども</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の防災基本計画の修正に伴う修正及び、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）等の一部改正に伴う修正（福祉保健部福祉保健課）																																																																																									
ページ	現 行 計 画					修 正 計 画 (案)																																																																																				
302	第10章 救助計画 第 6 節 衣料品及び生活必需品供給計画 5 国庫負担限度額					第10章 救助計画 第 6 節 衣料品及び生活必需品供給計画 5 国庫負担限度額																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯構成員</th> <th>季節</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人ごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全全流</td> <td>夏</td> <td>円以内 <u>19,800</u></td> <td>円以内 <u>25,400</u></td> <td>円以内 <u>37,700</u></td> <td>円以内 <u>45,000</u></td> <td>円以内 <u>57,000</u></td> <td>円以内 <u>8,300</u></td> </tr> <tr> <td>全全流</td> <td>冬</td> <td><u>32,800</u></td> <td><u>42,400</u></td> <td><u>59,000</u></td> <td><u>69,000</u></td> <td><u>87,000</u></td> <td><u>12,000</u></td> </tr> <tr> <td>半半床上浸水</td> <td>夏</td> <td><u>6,500</u></td> <td><u>8,700</u></td> <td><u>13,000</u></td> <td><u>15,900</u></td> <td><u>20,000</u></td> <td><u>2,800</u></td> </tr> <tr> <td>半半床上浸水</td> <td>冬</td> <td><u>10,400</u></td> <td><u>13,600</u></td> <td><u>19,400</u></td> <td><u>23,000</u></td> <td><u>29,000</u></td> <td><u>3,800</u></td> </tr> </tbody> </table>					世帯構成員	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人ごとに加算	全全流	夏	円以内 <u>19,800</u>	円以内 <u>25,400</u>	円以内 <u>37,700</u>	円以内 <u>45,000</u>	円以内 <u>57,000</u>	円以内 <u>8,300</u>	全全流	冬	<u>32,800</u>	<u>42,400</u>	<u>59,000</u>	<u>69,000</u>	<u>87,000</u>	<u>12,000</u>	半半床上浸水	夏	<u>6,500</u>	<u>8,700</u>	<u>13,000</u>	<u>15,900</u>	<u>20,000</u>	<u>2,800</u>	半半床上浸水	冬	<u>10,400</u>	<u>13,600</u>	<u>19,400</u>	<u>23,000</u>	<u>29,000</u>	<u>3,800</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯構成員</th> <th>季節</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人ごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全全流</td> <td>夏</td> <td>円以内 <u>20,300</u></td> <td>円以内 <u>26,100</u></td> <td>円以内 <u>38,700</u></td> <td>円以内 <u>46,200</u></td> <td>円以内 <u>58,500</u></td> <td>円以内 <u>8,500</u></td> </tr> <tr> <td>全全流</td> <td>冬</td> <td><u>33,700</u></td> <td><u>43,500</u></td> <td><u>60,600</u></td> <td><u>70,900</u></td> <td><u>89,300</u></td> <td><u>12,300</u></td> </tr> <tr> <td>半半床上浸水</td> <td>夏</td> <td><u>6,700</u></td> <td><u>8,900</u></td> <td><u>13,400</u></td> <td><u>16,300</u></td> <td><u>20,500</u></td> <td><u>2,900</u></td> </tr> <tr> <td>半半床上浸水</td> <td>冬</td> <td><u>10,700</u></td> <td><u>14,000</u></td> <td><u>19,900</u></td> <td><u>23,600</u></td> <td><u>29,800</u></td> <td><u>3,900</u></td> </tr> </tbody> </table>					世帯構成員	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人ごとに加算	全全流	夏	円以内 <u>20,300</u>	円以内 <u>26,100</u>	円以内 <u>38,700</u>	円以内 <u>46,200</u>	円以内 <u>58,500</u>	円以内 <u>8,500</u>	全全流	冬	<u>33,700</u>	<u>43,500</u>	<u>60,600</u>	<u>70,900</u>	<u>89,300</u>	<u>12,300</u>	半半床上浸水	夏	<u>6,700</u>	<u>8,900</u>	<u>13,400</u>	<u>16,300</u>	<u>20,500</u>	<u>2,900</u>	半半床上浸水	冬	<u>10,700</u>	<u>14,000</u>	<u>19,900</u>	<u>23,600</u>	<u>29,800</u>	<u>3,900</u>
世帯構成員	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人ごとに加算																																																																																			
全全流	夏	円以内 <u>19,800</u>	円以内 <u>25,400</u>	円以内 <u>37,700</u>	円以内 <u>45,000</u>	円以内 <u>57,000</u>	円以内 <u>8,300</u>																																																																																			
全全流	冬	<u>32,800</u>	<u>42,400</u>	<u>59,000</u>	<u>69,000</u>	<u>87,000</u>	<u>12,000</u>																																																																																			
半半床上浸水	夏	<u>6,500</u>	<u>8,700</u>	<u>13,000</u>	<u>15,900</u>	<u>20,000</u>	<u>2,800</u>																																																																																			
半半床上浸水	冬	<u>10,400</u>	<u>13,600</u>	<u>19,400</u>	<u>23,000</u>	<u>29,000</u>	<u>3,800</u>																																																																																			
世帯構成員	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人ごとに加算																																																																																			
全全流	夏	円以内 <u>20,300</u>	円以内 <u>26,100</u>	円以内 <u>38,700</u>	円以内 <u>46,200</u>	円以内 <u>58,500</u>	円以内 <u>8,500</u>																																																																																			
全全流	冬	<u>33,700</u>	<u>43,500</u>	<u>60,600</u>	<u>70,900</u>	<u>89,300</u>	<u>12,300</u>																																																																																			
半半床上浸水	夏	<u>6,700</u>	<u>8,900</u>	<u>13,400</u>	<u>16,300</u>	<u>20,500</u>	<u>2,900</u>																																																																																			
半半床上浸水	冬	<u>10,700</u>	<u>14,000</u>	<u>19,900</u>	<u>23,600</u>	<u>29,800</u>	<u>3,900</u>																																																																																			

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の防災基本計画の改定に伴う修正（危機管理部防災企画課 県民生活環境部水環境対策課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
303	<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 10 章 救助計画</p> <p>第 7 節 <u>(追加)</u> 給水計画</p> <p>(追加：水環境対策課：福祉保健課)</p> <p>被災地における飲料水の供給については、市町長が実施しなければならない。<u>従って、市町長は、あらかじめ次の事項についての計画を樹立しておく必要がある。</u></p> <p>1 補給水利の種別、所在、水量</p> <p>2 給水量</p> <p>3 給水方法</p> <p>4 給水用機材の確保</p> <p>5 その他必要とする事項</p> <p>6 災害救助法による飲料水の供給</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 10 章 救助計画</p> <p>第 7 節 <u>応急給水計画</u></p> <p>(防災企画課：水環境対策課：福祉保健課)</p> <p>被災地における飲料水の供給については、市町長が実施しなければならない。<u>(削除)</u></p> <p>1 (削除)</p> <p>2 (削除)</p> <p>3 (削除)</p> <p>4 (削除)</p> <p>2 自衛隊等への応援要請</p> <p>1 災害救助法による飲料水の供給</p> <p>3 応急給水計画について</p> <p>水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</p> <p>4 代替水源の確保について</p> <p>市町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の災害基本計画の修正に伴う修正及び、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）等の一部改正伴う修正（福祉保健部福祉保健課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
305	<p>第10章 救助計画</p> <p>第 8節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画</p> <p>1 応急仮設住宅の設置</p> <p>（略）</p> <p>（3） 供与の方法</p> <p>（略）</p> <p>ア 建設型応急住宅</p> <p>（略）</p> <p>（イ） 国庫負担限度額</p> <p>設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、<u>6,883,000円以内</u>とする。</p> <p>（略）</p>	<p>第10章 救助計画</p> <p>第 8節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画</p> <p>1 応急仮設住宅の設置</p> <p>（略）</p> <p>（3） 供与の方法</p> <p>（略）</p> <p>ア 建設型応急住宅</p> <p>（略）</p> <p>（イ） 国庫負担限度額</p> <p>設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、<u>7,089,000円以内</u>とする。</p> <p>（略）</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の防災基本計画の修正に伴う修正及び、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）等の一部改正伴う修正（福祉保健部福祉保健課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
306	<p>第10章 救助計画</p> <p>第 8節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画</p> <p>2 住宅の応急修理</p> <p>(略)</p> <p>(5) 費用</p> <p>国庫負担限度額 1世帯当たり次に掲げる額以内</p> <p>ア イに掲げる世帯以外の世帯 <u>717,000円</u></p> <p>イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>348,000円</u></p>	<p>第10章 救助計画</p> <p>第 8節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画</p> <p>2 住宅の応急修理</p> <p>(略)</p> <p>(5) 費用</p> <p>国庫負担限度額 1世帯当たり次に掲げる額以内</p> <p>ア イに掲げる世帯以外の世帯 <u>739,000円</u></p> <p>イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>358,000円</u></p>
309	<p>第9節 障害物の除去計画</p> <p>3 災害救助法による障害物の除去計画</p> <p>(略)</p> <p>(4) 除去のための費用</p> <p>(略)</p> <p>イ 国庫負担限度額</p> <p>1世帯につき <u>140,000円以内</u></p>	<p>第9節 障害物の除去計画</p> <p>3 災害救助法による障害物の除去計画</p> <p>(略)</p> <p>(4) 除去のための費用</p> <p>(略)</p> <p>イ 国庫負担限度額</p> <p>1世帯につき <u>143,900円以内</u></p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	情報共有に関するシステムにおける「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」の追加に伴う修正（福祉保健部地域保健推進課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
310	<p>第11章 保健衛生計画</p> <p>第 1 節 保健医療に係る対策</p> <p>1 被災地の状況把握</p> <p>非常災害時に迅速かつ適切な保健医療サービスを提供するためには、情報を迅速かつ正確に把握することが重要であることから、県及び被災地保健所は、<u>（追加）</u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等の情報共有に関するシステムを活用する等により、以下の事項について情報収集を行う。</p> <p>（1）～（6）（略）</p>	<p>第11章 保健衛生計画</p> <p>第 1 節 保健医療に係る対策</p> <p>1 被災地の状況把握</p> <p>非常災害時に迅速かつ適切な保健医療サービスを提供するためには、情報を迅速かつ正確に把握することが重要であることから、県及び被災地保健所は、<u>災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）</u>や広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等の情報共有に関するシステムを活用する等により、以下の事項について情報収集を行う。</p> <p>（1）～（6）（略）</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	文章表現の一部修正のための修正（福祉保健部障害福祉課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
311	<p>第11章 保健衛生計画</p> <p>第 1 節 保健医療に係る対策</p> <p>4 保健医療活動従事者の確保</p> <p>(1) 医療救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の派遣</p> <p>① (略)</p> <p><u>②県は、被災市町等から医療救護の派遣要請があった場合や被災地の状況を踏まえ医療救護の派遣が必要と認めた場合は、各種協定に基づき、基幹災害医療センター、被災市町以外の地域災害医療センター、長崎県医師会、長崎県歯科医師会、長崎県薬剤師会、長崎県看護協会、長崎県栄養士会、長崎災害リハビリテーション推進協議会または九州・山口各県に保健医療活動従事者の派遣について要請する。なお、これらの団体は、緊急やむを得ない場合は、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣する。なお、自らの判断により救護班を派遣する場合は、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。</u></p> <p><u>③県は、状況により、被災地において精神保健医療活動の支援を行うため、専門的な研修を・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム(DPAT)を派遣する。また、県に必要に応じて、被災県以外の都道府県に、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請する。</u></p> <p>④ (略)</p>	<p>第11章 保健衛生計画</p> <p>第 1 節 保健医療に係る対策</p> <p>4 保健医療活動従事者の確保</p> <p>(1) 医療救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の派遣</p> <p>① (略)</p> <p><u>②県は、必要に応じ、被災地において精神保健医療活動を行うため、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請する。</u></p> <p><u>③県は、被災市町等から医療救護の派遣要請があった場合や被災地の状況を踏まえ医療救護の派遣が必要と認めた場合は、各種協定に基づき、基幹災害医療センター、被災市町以外の地域災害医療センター、長崎県医師会、長崎県歯科医師会、長崎県薬剤師会、長崎県看護協会、長崎県栄養士会、長崎災害リハビリテーション推進協議会または九州・山口各県に保健医療活動従事者の派遣について要請する。なお、これらの団体は、緊急やむを得ない場合は、自らの判断により救護班を派遣する場合は、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。</u></p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

	<p><u>の判断に基づき速やかに救護班を派遣する。なお、自らの判断により救護班を派遣する場合は、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。</u></p> <p>④（略）</p>
--	--

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」通知発出に伴う通知名、「保健医療福祉活動チームとの平時からの連携体制の構築（研修・訓練等の実施）」について追加に伴う修正（福祉保健部地域保健推進課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
310	<p>第11章 保健衛生計画</p> <p>第 1 節 保健医療に係る対策</p> <p>2 県における保健医療福祉活動の総合調整の実施</p> <p>県及び保健所は、大規模災害が発生した場合には、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の<u>整備</u>について」（令和4年7月22日付け科発0722第1号、医政発0722第1号、健発0722第1号、薬生発0722第1号、社援発0722第1号、老発0722第1号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・<u>生活衛生</u>局長、社会・援護局障害<u>福祉</u>保健部長、老健局長通知）及び「災害医療コーディネーター活動要領及び災害時小児周産期リエゾン活動要領」（平成31年2月8日付け医政地発0208第2号）に基づき、市町と連携して、以下の措置を講ずる。</p> <p>（1）長崎県災害対策本部の下に、災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行うため、福祉保健部長は福祉保健部内に保健医療福祉調整班を設置し、以下の措置を講じる。また、災害が発生した地域を管轄する保健所長は、<u>保健所内に</u>地域保健医療福祉調整班を設置すること。</p> <p>3 被災地における指揮調整機能の維持</p> <p>（1）災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣</p> <p>県は、災害が発生し、保健医療福祉調整班が設置され、被災都道府県外からの保健医療<u>（追加）</u>活動チームの受援調整が必要に</p>	<p>第11章 保健衛生計画</p> <p>第 1 節 保健医療に係る対策</p> <p>2 県における保健医療福祉活動の総合調整の実施</p> <p>県及び保健所は、大規模災害が発生した場合には、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の<u>強化</u>について」（令和7年3月31日付け科発0331第10号、医政発0331第100号、健生発0331第52号、<u>感発</u>0331第20号、医薬発0331第60号、社援発0331第69号、<u>障</u>発0331第27号、老発0331第13号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康・<u>生活衛生</u>局長、<u>健康・生活衛生</u>局<u>感染症対策</u>部長、医薬局長、<u>社会・援護</u>局長、社会・援護局障害<u>保健</u>部長、老健局長通知）及び「災害医療コーディネーター活動要領及び災害時小児周産期リエゾン活動要領」（平成31年2月8日付け医政地発0208第2号）に基づき、市町と連携して、以下の措置を講ずる。</p> <p>（1）長崎県災害対策本部の下に、災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行うため、福祉保健部長は福祉保健部内に保健医療福祉調整班を設置し、以下の措置を講じる。また、災害が発生した地域を管轄する保健所長は、地域保健医療福祉調整<u>本部</u>を設置すること。</p> <p>3 被災地における指揮調整機能の維持</p> <p>（1）災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣</p> <p>県は、災害が発生し、保健医療福祉調整班が設置され、被災都道府県外からの保健医療<u>福祉</u>活動チームの受援調整が必要になるなど、県内</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

<p>なるなど、県内の保健所、保健所設置市の相互支援では保健医療福祉活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援要請をする。</p> <p>県は地方公共団体間の相互応援協定等に基づき被災県以外の都道府県等へ災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援要請を行うことができるが、都道府県間での調整が整わないときは、厚生労働省健康・生活衛生局に対して応援派遣に関する調整の依頼を行う。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（2）保健医療福祉調整班及び地域保健医療福祉調整班において 県における災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整として、災害派遣医療チーム（D M A T）・<u>災害派遣精神医療チーム（D P A T）</u>・日本医師会災害医療チーム（J M A T）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院からの救護班、日本災害歯科支援チーム（J D A T）、<u>日本薬剤師会、日本看護協会（災害支援ナース）</u> <u>日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）</u>、<u>保健師等</u>等 (「以下この項において「保健医療活動チーム」という。) 並びに災害派遣福祉チーム（D W A T）等の保健医療福祉活動従事者の派遣調整、保健医療活動に関する情報連携（保健医療<u>（追加）</u>活動チームに対する避難所等での保健医療活動の記録等のための統一的な様式の提示を含む。) 並びに保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析を行うこと。</p>	<p>の保健所、保健所設置市の相互支援では保健医療福祉活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援要請をする。</p> <p>県は地方公共団体間の相互応援協定等に基づき被災県以外の都道府県等へ災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援要請を行うことができるが、都道府県間での調整が整わないときは、厚生労働省健康・生活衛生局に対して応援派遣に関する調整の依頼を行う。</p> <p><u>なお、災害規模に応じて厚生労働省が必要性を判断した場合には、D H E A T先遣隊が派遣されるので、保健医療福祉調整班の設置及び運営等に活用する。</u></p> <p>（2）保健医療福祉調整班及び地域保健医療福祉調整<u>本部</u>において、 県における災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整として、災害派遣医療チーム（D M A T）、<u>日本医師会災害医療チーム（J M A T）</u>、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院からの救護班、日本災害歯科支援チーム（J D A T）、<u>薬剤師チーム</u>、<u>災害支援ナース等の看護師チーム</u>、<u>保健師等チーム</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）</u>、<u>災害派遣精神医療チーム（D P A T）</u>、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）</u>、<u>災害時感染症制御支援チーム（D I C T）</u>、<u>災害派遣福祉チーム（D W A T）</u>等（「以下、この項において「保健医療<u>福祉</u>活動チーム」という。) の保健医療福祉活動従事者の派遣調整、保健医療<u>福祉</u>活動に関する情報連携（保健医療<u>福祉</u>活動チームに対する避難所等での保健医療<u>福祉</u>活動の記録等のための統一的な様式の提示を含む。) 並びに保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析を行うこと。</p>
--	--

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

311	<p>(3) 保健医療<u>(追加)</u>調整班は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認める時は、被災県以外の都道府県等に対し、保健医療福祉調整班における業務を補助するための人的支援等を求めること。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(3) 保健医療<u>福祉</u>調整班は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行う必要があると認める時は、被災県以外の都道府県等に対し、保健医療福祉調整班における業務を補助するための人的支援等を求めること。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めること。</u></p>
-----	---	--

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	「公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣」を「保健師等チームの応援派遣」へ表記修正に伴う修正（福祉保健部地域保健推進課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
313	<p>第11章 保健衛生計画</p> <p>第 1 節 保健医療に係る対策</p> <p>6 <u>公衆衛生医師、保健師・管理栄養士等による健康管理</u></p> <p>(1) 健康管理に必要な情報の収集・共有化</p> <p>県及び被災市町は、避難所等の被災者の健康管理を適切に実施するため、速やかに避難所等の衛生状況など健康管理活動に必要な情報を収集し、厚生労働省健康・生活衛生局に報告するとともに、関係者間で共有する。なお、被災市町がその被災状況等により、情報収集ができない場合には、県が保健所等と連携して実施する。</p> <p>(2) 被災者への健康管理活動</p> <p>県及び被災市町は、以下により被災者の健康管理を行う。</p> <p>① 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行うこと。</p> <p>② 保健所等において、保健師等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行うこと。</p> <p>③ 保健所等において、被災県及び市町以外の都道府県及び市町村から被災県及び市町に派遣されて支援にあたる救護班<u>当</u>の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整を行うこと。</p> <p>④ 被害状況等を踏まえ、保健所等において<u>(2) 及び (3) を行うこと</u>が困難であると判断される場合には、当該保健所等を支援するため、県内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等を当該保健所等に応援・派遣すること。</p>	<p>第11章 保健衛生計画</p> <p>第 1 節 保健医療に係る対策</p> <p>6 <u>被災者の健康管理</u></p> <p>(1) 健康管理に必要な情報の収集・共有化</p> <p>県及び被災市町は、避難所等の被災者の健康管理を適切に実施するため、速やかに避難所等の衛生状況など健康管理活動に必要な情報を収集し、厚生労働省健康・生活衛生局に報告するとともに、関係者間で共有する。なお、被災市町がその被災状況等により、情報収集ができない場合には、県が保健所等と連携して実施する。</p> <p>(2) 被災者への健康管理活動</p> <p>県及び被災市町は、以下により被災者の健康管理を行う。</p> <p>① 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行うこと。</p> <p>② 保健所等において、保健師等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行うこと。</p> <p>③ 保健所等において、被災県及び市町以外の都道府県及び市町村から被災県及び市町に派遣されて支援にあたる救護班<u>等</u>の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整を行うこと。</p> <p>③ 被害状況等を踏まえ、保健所等において<u>対応</u>が困難であると判断される場合には、当該保健所等を支援するため、県内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等を当該保健所等に応援<u>削除</u>派遣すること。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

314	<p>⑤ 健康管理に関する業務を担当している部局は、食料調達に関する業務を担当している部局と連携しつつ、管理栄養士等により、被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努めること。</p> <p>⑥ 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者の健康管理を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者の健康管理のための実施計画の策定等により、計画的な対応を行うこと。</p> <p>⑦ 避難所等で生活する妊産婦及び乳幼児並びに被災した子どもたちに対する心身の健康管理の支援の留意点について、被災地で専門的な支援にあたる保健師、助産師、看護師等に対して周知すること。</p> <p>(3) <u>公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣受入</u></p> <p>① 県及び被災市町は、被災者の健康管理に関し、<u>管内</u>の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等のみによる対応が困難であると認めるとときは、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17</u>、<u>災害対策基本法第30条第2項及び第74条の規定等</u>により、<u>その他の都道府県市町村に公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援要請をする</u>。</p> <p>② <u>県・被災市町は、被災者の健康管理に際し、管内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等のみによる（2）①への対応が困難であると認めるとときは、必要に応じ、厚生労働省健康・生活衛生局に被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村からの公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援要請をする。</u></p>	<p>⑤ 健康管理に関する業務を担当している部局は、食料調達に関する業務を担当している部局と連携しつつ、管理栄養士等により、被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努めること。</p> <p>⑥ 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者の健康管理を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者の健康管理のための実施計画の策定等により、計画的な対応を行うこと。</p> <p>⑦ 避難所等で生活する妊産婦及び乳幼児並びに被災した子どもたちに対する心身の健康管理の支援の留意点について、被災地で専門的な支援にあたる保健師、助産師、看護師等に対して周知すること。</p> <p>(3) <u>保健師等チームの応援要請</u></p> <p>① 県及び被災市町は、被災者の健康管理に関し、<u>県内</u>の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等のみによる対応が困難な場合は、<u>災害時相互応援協定締結自治体へ、被災者の健康管理を支援するために被災都道府県以外の地方公共団体の保健師、管理栄養士、その他の専門職等からなる保健師等チーム（以下、「保健師等チーム」）</u>の応援要請をする。</p> <p>② <u>県及び被災市町は、①の結果及び被災状況等により、全国規模の応援要請が必要であると判断した場合、厚生労働省健康・生活衛生局に被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村からの保健師等チームの応援要請をする。</u></p>
-----	---	--

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	災害時感染制御チーム（DICT）の派遣要請に関する修正（福祉保健部地域保健推進課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
314	<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 11 章 保健衛生計画</p> <p>第 1 節 保健医療に係る対策</p> <p>8 防疫対策</p> <p>⑦ <u>被災市町を管轄する保健所</u>は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、<u>県へ感染対策チーム（DICT）</u>の派遣を要請すること。<u>県は日本環境感染学会等と連携し対応を調整する。</u></p>	<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 11 章 保健衛生計画</p> <p>第 1 節 保健医療に係る対策</p> <p>8 防疫対策</p> <p>⑦ <u>県や被災市町</u>は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、<u>災害時感染制御支援チーム（DICT）</u>の派遣を、<u>国立健康危機管理研究機構に設置された DICT 事務局</u>に対して迅速に要請すること。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の災害基本計画の修正に伴う修正及び、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）等の一部改正に伴う修正（福祉保健部福祉保健課）																			
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)																		
341	<p>第3編 災害応急対策計画 第14章 文教応急対策計画</p> <p>9 災害救助法による学用品の給与 (略) (4) 費用 (略) イ 文房具及び通学用品</p> <table> <tr> <td>小学校児童</td> <td>1人当たり</td> <td><u>5,200円</u></td> </tr> <tr> <td>中学校生徒</td> <td>1人当たり</td> <td><u>5,500円</u></td> </tr> <tr> <td>高等学校等生徒</td> <td>1人当たり</td> <td><u>6,000円</u></td> </tr> </table>	小学校児童	1人当たり	<u>5,200円</u>	中学校生徒	1人当たり	<u>5,500円</u>	高等学校等生徒	1人当たり	<u>6,000円</u>	<p>第3編 災害応急対策計画 第14節 文教応急対策計画</p> <p>9 災害救助法による学用品の給与 (略) (4) 費用 (略) イ 文房具及び通学用品</p> <table> <tr> <td>小学校児童</td> <td>1人当たり</td> <td><u>5,500円</u></td> </tr> <tr> <td>中学校生徒</td> <td>1人当たり</td> <td><u>5,800円</u></td> </tr> <tr> <td>高等学校等生徒</td> <td>1人当たり</td> <td><u>6,300円</u></td> </tr> </table>	小学校児童	1人当たり	<u>5,500円</u>	中学校生徒	1人当たり	<u>5,800円</u>	高等学校等生徒	1人当たり	<u>6,300円</u>
小学校児童	1人当たり	<u>5,200円</u>																		
中学校生徒	1人当たり	<u>5,500円</u>																		
高等学校等生徒	1人当たり	<u>6,000円</u>																		
小学校児童	1人当たり	<u>5,500円</u>																		
中学校生徒	1人当たり	<u>5,800円</u>																		
高等学校等生徒	1人当たり	<u>6,300円</u>																		

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	誤字や電力施設数の一部の修正、停電情報提供に関する修正、九州電力送配電が主体として対応するための修正（九州電力）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
3 4 4	<p>第15章 公益事業施設災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 電力施設災害応急対策計画</p> <p>1 電力施設の状況及び所在</p> <p>長崎県内の電力施設としては、長崎エリア管内に1支社6配電事業所、<u>1営業部6営業所</u>、発変電所・開閉所<u>90</u>箇所があり、その他に福岡エリア管内の対馬、壱岐関係の2配電事業所、と発変電所9箇所、佐賀エリア管内の福島町、鷹島町関係の変電所1箇所と本店直轄の1火力発電所 がある。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第15章 公益事業施設災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 電力施設災害応急対策計画</p> <p>1 電力施設の状況及び所在</p> <p>長崎県内の電力施設としては、長崎エリア管内に1支社6配電事業所、<u>1支店3営業センター</u>、発変電所・開閉所<u>92</u>箇所があり、その他に福岡エリア管内の対馬、壱岐関係の2配電事業所、と発変電所9箇所、佐賀エリア管内の福島町、鷹島町関係の変電所1箇所と本店直轄の1火力発電所 がある。</p> <p>2～4 (略)</p>
3 4 5	<p>5 広報対応</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 多くの広報チャンネルの確保</p> <p>非常災害時にホームページ・<u>携帯サイトに情報を掲載する</u>とともに、広報車・航空機による周知、並びに報道機関への情報提供及びラジオスポット等によりきめ細かく広報する。</p> <p>(ホームページ：http://www.kyuden.co.jp/td)</p> <p>(携帯サイト：http://kyuden.jp/td)</p>	<p>5 広報対応</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 多くの広報チャンネルの確保</p> <p>非常災害時にホームページ・<u>停電情報提供アプリにより情報をお知らせする</u>とともに、広報車・航空機による周知、並びに報道機関への情報提供及びラジオスポット等によりきめ細かく広報する。</p> <p>(ホームページ：https://www.kyuden.co.jp/td_teiden/kyushu.html)</p> <p>(<u>九州停電情報提供アプリ</u>：AppStore または GooglePlay からダウンロード可)</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

346	<p>6 重要施設に関する対応</p> <p>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。</p> <p>また、県は国〔経済産業省〕、九州電力等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、九州電力等は、電源車等の配備に努めるものとする。</p>	<p>6 重要施設に関する対応</p> <p>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。</p> <p>また、県は国〔経済産業省〕、九州電力送配電と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、九州電力送配電は、電源車等の配備に努めるものとする。</p>
-----	---	---

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	諫早支店 津久葉工場：ガスホルダー（球形）建設に伴う修正 小浜支店 小浜工場：大村工場と誤記載のため修正（九州ガス株式会社）																																																				
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)																																																			
351	<p>第 3 編 災害応急対策計画 第 15 章 公益事業施設災害応急対策計画 第 2 節 ガス施設災害応急対策計画</p> <p>1 施設</p> <p>(1) 諫早支店</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">津久葉工場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ガス製造設備 (46M J / N m³)</td> <td>44,550 m³/D</td> <td>4 基</td> </tr> <tr> <td>LNG タンク</td> <td>400kl</td> <td>2 基</td> </tr> <tr> <td>LPG タンク</td> <td>50t</td> <td>2 基</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 大村支店 (略)</p> <p>(3) 小浜支店</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2"><u>大村工場</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P 1 3 A ガス製造設備</td> <td>4,800 m³/D</td> <td>2 基</td> </tr> <tr> <td>ガスホルダー（有水式）</td> <td>200 m³</td> <td>1 基</td> </tr> <tr> <td>LPG タンク</td> <td>15t</td> <td>1 基</td> </tr> </tbody> </table>	区分	津久葉工場		天然ガス製造設備 (46M J / N m ³)	44,550 m ³ /D	4 基	LNG タンク	400kl	2 基	LPG タンク	50t	2 基	区分	<u>大村工場</u>		P 1 3 A ガス製造設備	4,800 m ³ /D	2 基	ガスホルダー（有水式）	200 m ³	1 基	LPG タンク	15t	1 基	<p>第 3 編 災害応急対策計画 第 15 章 公益事業施設災害応急対策計画 第 2 節 ガス施設災害応急対策計画</p> <p>1 施設</p> <p>(1) 諫早支店</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">津久葉工場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ガス製造設備 (46M J / N m³)</td> <td>44,550 m³/D</td> <td>4 基</td> </tr> <tr> <td><u>ガスホルダー（球形）</u></td> <td><u>3,000 m³ × 0.99MPa</u></td> <td><u>1 基</u></td> </tr> <tr> <td>LNG タンク</td> <td>400kl</td> <td>2 基</td> </tr> <tr> <td>LPG タンク</td> <td>50t</td> <td>2 基</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 大村支店 (略)</p> <p>(3) 小浜支店</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2"><u>小浜工場</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P 1 3 A ガス製造設備</td> <td>4,800 m³/D</td> <td>2 基</td> </tr> <tr> <td>ガスホルダー（有水式）</td> <td>200 m³</td> <td>1 基</td> </tr> <tr> <td>LPG タンク</td> <td>15t</td> <td>1 基</td> </tr> </tbody> </table>	区分	津久葉工場		天然ガス製造設備 (46M J / N m ³)	44,550 m ³ /D	4 基	<u>ガスホルダー（球形）</u>	<u>3,000 m³ × 0.99MPa</u>	<u>1 基</u>	LNG タンク	400kl	2 基	LPG タンク	50t	2 基	区分	<u>小浜工場</u>		P 1 3 A ガス製造設備	4,800 m ³ /D	2 基	ガスホルダー（有水式）	200 m ³	1 基	LPG タンク	15t	1 基
区分	津久葉工場																																																				
天然ガス製造設備 (46M J / N m ³)	44,550 m ³ /D	4 基																																																			
LNG タンク	400kl	2 基																																																			
LPG タンク	50t	2 基																																																			
区分	<u>大村工場</u>																																																				
P 1 3 A ガス製造設備	4,800 m ³ /D	2 基																																																			
ガスホルダー（有水式）	200 m ³	1 基																																																			
LPG タンク	15t	1 基																																																			
区分	津久葉工場																																																				
天然ガス製造設備 (46M J / N m ³)	44,550 m ³ /D	4 基																																																			
<u>ガスホルダー（球形）</u>	<u>3,000 m³ × 0.99MPa</u>	<u>1 基</u>																																																			
LNG タンク	400kl	2 基																																																			
LPG タンク	50t	2 基																																																			
区分	<u>小浜工場</u>																																																				
P 1 3 A ガス製造設備	4,800 m ³ /D	2 基																																																			
ガスホルダー（有水式）	200 m ³	1 基																																																			
LPG タンク	15t	1 基																																																			

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	海上保安庁への伝達系統の変更に伴う修正（長崎地方気象台）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
407	<p>第4編 活動火山「雲仙岳」災害対策計画</p> <p>第2章 各種情報の収集連絡等</p> <p>第1節 火山現象に関する予報及び警報</p> <p>噴火予報・警報の伝達系統図</p> <p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 (注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路</p>	<p>第4編 活動火山「雲仙岳」災害対策計画</p> <p>第2章 各種情報の収集連絡等</p> <p>第1節 火山現象に関する予報及び警報</p> <p>噴火予報・警報の伝達系統図</p> <p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 (注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	事象の追加及び文言の修正に伴う修正（農林部森林整備室）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
424	<p>第5編 災害復旧計画</p> <p>第1章 災害復旧事業の促進</p> <p>第1節 公共土木施設災害復旧事業計画</p> <p>7 林地荒廃防止施設災害復旧計画</p> <p>林地荒廃防止施設の災害復旧については、一般公共土木施設の復旧計画と同じで、主管省の査定を受け、その緊急性に応じて<u>災害発生の次年度以降「おおむね3ヶ年度」</u>（事業費が治山事業単独で30億円以上の場合<u>「おおむね5年度」</u>）で復旧するよう、計画をたてることとなっている。</p>	<p>第5編 災害復旧計画</p> <p>第1章 灾害復旧事業の促進</p> <p>第1節 公共土木施設災害復旧事業計画</p> <p>7 林地荒廃防止施設災害復旧計画</p> <p>林地荒廃防止施設の災害復旧については、一般公共土木施設の復旧計画と同じで、主管省の査定を受け、その緊急性に応じて、<u>3ヶ年（事業費が治山事業単独で30億円以上の場合は「おおむね5年度」）</u>で復旧するよう、計画をたてることとなっている。また、1件の復旧費の額が県にあっては120万円未満、市町にあっては40万円（暫定法適用）未満の箇所は単独災害として復旧することとなる。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	復興事前準備の取組みの追記に伴う修正（土木部都市政策課 計画調整班）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
425	<p>第5編 災害復旧計画 第1章 災害復旧事業の促進 第3節 都市災害復旧事業計画</p> <p>◎都市の復興に関して定める事項</p> <p>1 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止により快適な都市環境を目指し、計画的に都市の復興を進めるものとする。その際、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。</p> <p>2 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>3 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。</u></p>	<p>第5編 災害復旧計画 第1章 災害復旧事業の促進 第3節 都市災害復旧事業計画</p> <p>◎都市の復興に関して定める事項</p> <p>1 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止により快適な都市環境を目指し、計画的に都市の復興を進めるものとする。その際、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。</p> <p>2 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するものとする。</p> <p><u>3 被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組みを推進するものとする。</u></p> <p><u>4 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。</u></p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	文言の修正（産業労働部経営支援課、）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
429	<p>第5編 災害復旧計画</p> <p>第2章 災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画</p> <p>第2節 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>3 中小企業に関する特別の助成 (第3章第2節中小企業に関する金融の確保、関連) (1) 小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (略)</p>	<p>第5編 災害復旧計画</p> <p>第2章 災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画</p> <p>第2節 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>3 中小企業に関する特別の助成 (第3章第2節中小企業に関する金融の確保、関連) (1) <u>中小</u>企業信用保険法による災害関係保証の特例 (略)</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	激甚災害指定基準の改正に伴う修正（危機管理部防災企画課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
	<p>第5編 災害復旧計画編</p> <p>第2章 災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画</p> <p>第2節 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>5 激甚災害指定基準（改正平成21年3月10日）</p> <p>6 法第12条、<u>第13条</u>（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。</p> <p>6 局地激甚災害指定基準（改正平成23年1月13日）</p> <p>（4）当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える<u>市町</u>（略）上記に該当する<u>市町</u>ごとの（略） なお、この指定基準は<u>平成22年1月1日</u>以後に発生した災害について適用する。</p>	<p>第5編 災害復旧計画編</p> <p>第2章 災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画</p> <p>第2節 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>5 激甚災害指定基準（改正平成28年2月9日）</p> <p>6 法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。</p> <p>6 局地激甚災害指定基準（改正平成28年2月9日）</p> <p>（4）当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える<u>市町村</u>（略）上記に該当する<u>市町村</u>ごとの（略） なお、この指定基準は<u>平成27年4月1日</u>以後に発生した災害について適用する。</p>
431		
432		

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	金融制度の金利改定等に伴う修正(水産部水産経営課、農林部農業経営課)	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
438	<p>第5編 災害復旧計画</p> <p>第3章 金融その他の資金対策</p> <p>第1節 農林水産業に関する金融の確保</p> <p>2 農林漁業資金の貸付（株式会社日本政策金融公庫法） (利率は<u>令和6年10月1日現在</u>)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設の災害復旧資金）（日本政策金融公庫資金）</p> <p>(略)</p> <p>○貸付条件等</p> <p>利率 年 <u>0.65～1.30%</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）</p> <p>(略)</p> <p>○貸付条件</p> <p>ア 貸付利率 年 <u>0.65～1.30%</u></p> <p>イ 貸付限度額 (略)</p> <p>ウ 償還期限 15年以内（内据置期間3年以内）</p> <p>(略)</p>	<p>第5編 災害復旧計画</p> <p>第3章 金融その他の資金対策</p> <p>第1節 農林水産業に関する金融の確保</p> <p>2 農林漁業資金の貸付（株式会社日本政策金融公庫法） (利率は<u>令和7年10月1日現在</u>)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設の災害復旧資金）（日本政策金融公庫資金）</p> <p>(略)</p> <p>○貸付条件等</p> <p>利率 年 <u>1.25～2.10%</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）</p> <p>(略)</p> <p>○貸付条件</p> <p>ア 貸付利率 年 <u>1.25～2.05%</u></p> <p>イ 貸付限度額 (略)</p> <p>ウ 償還期限 15年以内（内据置期間3年以内）</p> <p>(略)</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

439	3 その他の災害資金					3 その他の災害資金				
	以上のほか、農地、漁船等の災害に対するものとして次表のものがある。					以上のほか、農地、漁船等の災害に対するものとして次表のものがある。				
441	(1) 日本政策金融公庫資金 (令和6年10月1日現在)					(1) 日本政策金融公庫資金 (令和7年10月1日現在)				
	資金の種類	利率 (年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額		資金の種類	利率 (年)	償還期間	据置期間
	農業基盤整備資金	<u>0.65～1.30%</u>	25年以内	うち10年以内	農業者1人当たり要負担額		農業基盤整備資金	<u>1.25～2.10%</u>	25年以内	うち10年以内
	林業基盤整備資金(樹苗養成施設)	<u>0.65～1.30%</u>	15年以内	うち5年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%		林業基盤整備資金(樹苗養成施設)	<u>1.25～2.10%</u>	15年以内	うち5年以内
	林業基盤整備資金(林道)	<u>0.65～1.30%</u>	20年以内	うち3年以内	同上		林業基盤整備資金(林道)	<u>1.25～2.10%</u>	20年以内	うち3年以内
	漁業基盤整備資金	<u>0.65～1.30%</u>	20年以内	うち3年以内	事業費の80%		漁業基盤整備資金	<u>1.25～2.10%</u>	20年以内	うち3年以内
	(2) 農協系統資金 (令和6年10月1日現在)					(2) 農協系統資金 (令和7年10月1日現在)				
	資金の種類	利率 (年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額		資金の種類	利率 (年)	償還期間	据置期間
	農業近代化資金	<u>1.30%</u>	15年以内	7年以内	個人(認定農業者) 1,800円以内 法人(認定農業者) 2億円以内		農業近代化資金	<u>2.10%</u>	15年以内	7年以内

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

4 長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金

県単独の制度資金であるこれらの制度資金でも災害により被害を受けた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるため、下記の条件で融資を行うこととし、対象災害については知事が定める。

(令和6年10月1日現在)

資金の種類	貸付限度額		貸付条件		
	個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間
農業者等が災害により被害を受けた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金	500 万円	1,500 万円	年 <u>1.30%</u>	10年以内	2年以内
漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害を <u>こうむり</u> 、これらを復旧するのに必要な資金	1,000 万円	2,000 万円	年 <u>1.30%</u>	10年以内	2年以内

4 長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金

県単独の制度資金であるこれらの制度資金でも災害により被害を受けた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるため、下記の条件で融資を行うこととし、対象災害については知事が定める。

(令和7年10月1日現在)

資金の種類	貸付限度額		貸付条件		
	個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間
農業者等が災害により被害を受けた農業用施設を復旧するため緊急に必要な資金	500 万円	1,500 万円	年 <u>2.10%</u>	10年以内	2年以内
長崎県沿岸漁業等振興資金（天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害を受けた漁業者等が、これらを復旧するのに必要な資金）	1,000 万円	2,000 万円	年 <u>2.10%</u>	10年以内	2年以内

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	特別相談窓口の設置などの支援措置に関する修正（産業労働部経営支援課、九州経済産業局）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
442	<p>第2節 中小企業に関する金融の確保</p> <p>2 (2) 商工組合中央金庫</p> <p>(略)</p> <p>中小企業向け災害復旧資金</p> <p>金利 所定利率</p> <p>融資限度額 1億5千万円（組合：4億5千万円）</p> <p>貸付期間 設備資金15年以内（据置2年以内）</p> <p>運転資金10年以内（据置2年以内）</p>	<p>第2節 中小企業に関する金融の確保</p> <p>2 (2) 商工組合中央金庫</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>
443	<p>3 信用保証</p> <p>中小企業の信用力の不足を補い、金融円滑化のため、中小企業者が金融機関から資金借入を行う際、信用保証協会の保証が必要な場合は、<u>激甚災害について指定された地域内に事業所を有し、市町の証明を受けた被災事業者に対しては、別枠の保証制度が適用される。</u></p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) 保証料 一般保証料率 年0.45～1.9%</p> <p>特別保証料率災害発生の都度、別途定められる</p>	<p>3 信用保証</p> <p>中小企業の信用力の不足を補い、金融円滑化のため、中小企業者が金融機関から資金借入を行う際、信用保証協会の保証が必要な場合は、<u>災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、市町の証明を受けた被災事業者に対しては、別枠の保証が適用される。加えて、激甚災害に指定された場合は、さらに別枠の保証が適用される。</u></p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) 保証料 <u>別途定められる</u></p>
443	<p>4 小規模企業者等設備導入資金の償還延期等</p> <p><u>「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく指定が行われたときは、指定地域の被災中小企業者に対する既往の小規模企業者等設備導入資金の償還期間を2年の範囲内で延長することができる。また、被災した協同組合等に対する高度化資金の償還期</u></p>	<p>4 高度化事業</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>被災した協同組合等に対する高度化資金の償還期間について、貸付条件を変更することができるとともに協同組合等の共同施設等の災害復旧事業に対し、整備資金の90%以内の貸付を行うことができる。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

<p>間について、貸付条件を変更することができるとともに協同組合等の共同施設等の災害復旧事業に対し、整備資金の90%以内の貸付を行うことができる。</p> <p>5 その他</p> <p>県の制度融資 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>5 その他</p> <p><u>(1) 県の制度融資</u> (略)</p> <p><u>(2) 特別相談窓口の設置</u> <u>災害救助法が適用された場合、九州経済産業局、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構九州本部に特別相談窓口を設置。</u></p> <p><u>(3) 既往債務の返済条件緩和等の対応</u> <u>災害救助法が適用された場合、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徵求の弾力化などについて、被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請。</u></p> <p><u>(4) 小規模企業共済災害時貸付の適用</u> <u>災害救助法が適用された市町村において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用。</u></p>
--	--

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の貸付限度額の変更に伴う修正（こども政策局こども家庭課）			
ページ	現 行 計 画			修 正 計 画（案）
448	第5編 災害復旧計画 第4章 被災者の生活確保に関する計画 第4節 生業資金の確保に関する計画 2 母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金 (4) 母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金一覧表（災害関連分）			第5編 災害復旧計画 第4章 被災者の生活確保に関する計画 第4節 生業資金の確保に関する計画 2 母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金 (4) 母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金一覧表（災害関連分）
	資金名	貸付金額の限度	据置期間	償還期間
	事業開始資金	個人貸付 <u>3,470,000円</u>	1年	7年以内
		団体貸付 <u>5,220,000円</u>	1年	7年以内
	事業継続資金	個人貸付 <u>1,740,000円</u>	6か月	7年以内
		団体貸付 <u>1,740,000円</u>	6か月	7年以内
	住宅資金	1,500,000円 (但し、災害老朽化等による)		
	資金名	貸付金額の限度	据置期間	償還期間
	事業開始資金	個人貸付 <u>3,580,000円</u>	1年	7年以内
		団体貸付 <u>5,370,000円</u>	1年	7年以内
	事業継続資金	個人貸付 <u>1,790,000円</u>	6か月	7年以内
		団体貸付 <u>1,790,000円</u>	6か月	7年以内
	住宅資金	1,500,000円 (但し、災害老朽化等による)	<u>6か月</u>	<u>6年以内</u> (災害7年以内)

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

		増改築の場合 2,000,000 円)				増改築の場合 2,000,000 円)		

令和7年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	総務省管区行政評価局（行政監視行政相談センター）が指定地方行政機関に指定されたことに伴う修正 国の防災基本計画に、総務省の特別行政相談活動が位置づけられたことに伴う修正（長崎行政監視行政相談センター）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
458	<p>第5編 災害復旧計画 第5章 被災者の生活再建等の支援 (関係課)</p> <p>県及び<u>市町</u>は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、災害ケースマネージメントの実施等により、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>1 (略) 2 (略) 3 (追加)</p>	<p>第5編 災害復旧計画 第5章 被災者の生活再建等の支援 (関係課：<u>九州管区行政評価局、長崎行政監視行政相談センター</u>)</p> <p>県及び<u>市町</u>は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、災害ケースマネージメントの実施等により、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</p> <p><u>九州管区行政評価局、長崎行政監視行政相談センターは、特別行政相談活動の実施による被災者支援を行うものとする。</u></p> <p>1 (略) 2 (略) 3 特別行政相談活動の実施 <u>九州管区行政評価局、長崎行政監視行政相談センターは、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u></p>

長崎県地域防災計画（震災対策編）

令和7年度修正（案）

令和7年11月

長崎県防災会議

改正理由 (機関)	統計期間の更新とそれに伴う数値の修正に伴う修正（長崎地方気象台）																																																																																																																				
ページ	現 行 計 画				修 正 計 画（案）																																																																																																																
7	第1章 総則 第2節 長崎県における地震の想定 2 長崎県における地震動想定の見直しについて（審議結果） 表一2 長崎県内気象官署震度1以上の地震回数（1919年～ <u>2020</u> 年）長崎地方気象台資料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>震度</th><th>長崎</th><th>雲仙岳</th><th>佐世保</th><th>平戸</th><th>厳原</th><th>福江</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>546</u></td><td><u>1915</u></td><td><u>91</u></td><td><u>97</u></td><td><u>91</u></td><td>34</td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>135</u></td><td><u>756</u></td><td><u>34</u></td><td><u>37</u></td><td>41</td><td>11</td></tr> <tr> <td>3</td><td>40</td><td><u>234</u></td><td>4</td><td>12</td><td>8</td><td>1</td></tr> <tr> <td>4</td><td>2</td><td>37</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr> <td>5</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>5弱</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>計</td><td><u>724</u></td><td><u>2944</u></td><td><u>130</u></td><td><u>148</u></td><td><u>141</u></td><td>46</td></tr> </tbody> </table> 図一1 長崎県周辺のM6以上の地震（1600年～ <u>2021</u> 年） 図一2 長崎県内で震度4以上を観測した地震の震央分布図 （1919年～ <u>2021</u> 年、詳細不明の地震を除く） 表一3 長崎県内震度4以上の震源リスト（1919年～ <u>2021</u> 年）	震度	長崎	雲仙岳	佐世保	平戸	厳原	福江	1	<u>546</u>	<u>1915</u>	<u>91</u>	<u>97</u>	<u>91</u>	34	2	<u>135</u>	<u>756</u>	<u>34</u>	<u>37</u>	41	11	3	40	<u>234</u>	4	12	8	1	4	2	37	1	2	1	0	5	1	1	0	0	0	0	5弱	0	1	0	0	0	0	計	<u>724</u>	<u>2944</u>	<u>130</u>	<u>148</u>	<u>141</u>	46	第1章 総則 第2節 長崎県における地震の想定 2 長崎県における地震動想定の見直しについて（審議結果） 表一2 長崎県内気象官署震度1以上の地震回数（1919年～ <u>2024</u> 年）長崎地方気象台資料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>震度</th><th>長崎</th><th>雲仙岳</th><th>佐世保</th><th>平戸</th><th>厳原</th><th>福江</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>549</u></td><td><u>1941</u></td><td><u>94</u></td><td><u>99</u></td><td><u>93</u></td><td>34</td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>136</u></td><td><u>762</u></td><td><u>35</u></td><td><u>40</u></td><td>41</td><td>11</td></tr> <tr> <td>3</td><td>40</td><td><u>236</u></td><td>4</td><td>12</td><td>8</td><td>1</td></tr> <tr> <td>4</td><td>2</td><td>37</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr> <td>5</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>5弱</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>計</td><td><u>726</u></td><td><u>2978</u></td><td><u>134</u></td><td><u>153</u></td><td><u>143</u></td><td>46</td></tr> </tbody> </table> 図一1 長崎県周辺のM6以上の地震（1600年～ <u>2024</u> 年） 図一2 長崎県内で震度4以上を観測した地震の震央分布図 （1919年～ <u>2024</u> 年、詳細不明の地震を除く） 表一3 長崎県内震度4以上の震源リスト（1919年～ <u>2024</u> 年）	震度	長崎	雲仙岳	佐世保	平戸	厳原	福江	1	<u>549</u>	<u>1941</u>	<u>94</u>	<u>99</u>	<u>93</u>	34	2	<u>136</u>	<u>762</u>	<u>35</u>	<u>40</u>	41	11	3	40	<u>236</u>	4	12	8	1	4	2	37	1	2	1	0	5	1	1	0	0	0	0	5弱	0	1	0	0	0	0	計	<u>726</u>	<u>2978</u>	<u>134</u>	<u>153</u>	<u>143</u>	46			
震度	長崎	雲仙岳	佐世保	平戸	厳原	福江																																																																																																															
1	<u>546</u>	<u>1915</u>	<u>91</u>	<u>97</u>	<u>91</u>	34																																																																																																															
2	<u>135</u>	<u>756</u>	<u>34</u>	<u>37</u>	41	11																																																																																																															
3	40	<u>234</u>	4	12	8	1																																																																																																															
4	2	37	1	2	1	0																																																																																																															
5	1	1	0	0	0	0																																																																																																															
5弱	0	1	0	0	0	0																																																																																																															
計	<u>724</u>	<u>2944</u>	<u>130</u>	<u>148</u>	<u>141</u>	46																																																																																																															
震度	長崎	雲仙岳	佐世保	平戸	厳原	福江																																																																																																															
1	<u>549</u>	<u>1941</u>	<u>94</u>	<u>99</u>	<u>93</u>	34																																																																																																															
2	<u>136</u>	<u>762</u>	<u>35</u>	<u>40</u>	41	11																																																																																																															
3	40	<u>236</u>	4	12	8	1																																																																																																															
4	2	37	1	2	1	0																																																																																																															
5	1	1	0	0	0	0																																																																																																															
5弱	0	1	0	0	0	0																																																																																																															
計	<u>726</u>	<u>2978</u>	<u>134</u>	<u>153</u>	<u>143</u>	46																																																																																																															

令和7年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正調書（新旧対照）

10	過去 10 年間の震度別地震回数（長崎県 2012 年～2023 年）											過去 10 年間の震度別地震回数（長崎県 2015 年～2024 年）										
	震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計	震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
2014年	7	3	1	0	0	0	0	0	0	11	2015年	14	6	1	0	0	0	0	0	0	21	
2015年	14	6	1	0	0	0	0	0	0	21	2016年	253	83	21	5	1	1	0	0	0	0	364
2016年	253	83	21	5	1	1	0	0	0	364	2017年	26	9	4	1	0	0	0	0	0	0	40
2017年	26	9	4	1	0	0	0	0	0	40	2018年	24	6	0	0	0	0	0	0	0	0	30
2018年	24	6	0	0	0	0	0	0	0	30	2019年	14	5	4	0	0	0	0	0	0	0	23
2019年	14	5	4	0	0	0	0	0	0	23	2020年	18	3	0	0	0	0	0	0	0	0	21
2020年	18	3	0	0	0	0	0	0	0	21	2021年	17	6	0	0	0	0	0	0	0	0	23
2021年	17	6	0	0	0	0	0	0	0	23	2022年	19	8	2	0	0	0	0	0	0	0	29
2022年	19	8	2	0	0	0	0	0	0	29	2023年	13	7		0	0	0	0	0	0	0	20
2023年	13	7	0	0	0	0	0	0	0	20	2024年	17	1	3	0	0	0	0	0	0	0	21
合計	405	136	33	6	1	1	0	0	0	582	合計	415	134	35	6	1	1	0	0	0	0	592

令和7年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	南海トラフ地震防災対策推進地域指定に伴う修正（危機管理部防災企画課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
142	<p>第2章 地震災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識・思想の普及</p> <p>(4) 市町における啓発</p> <p>② <u>市町は、住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ等を作成し、住民等に配布する。</u></p>	<p>第2章 地震災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識・思想の普及</p> <p>(4) 市町における啓発</p> <p>② <u>市町は、地域住民等が「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持続的に共有し、津波襲来時に適確な避難を行うことができるようハザードマップの作成・見直し・周知・ワークショップの開催その他の津波からの避難に関する意識を啓発するための措置を講じる。</u></p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正に伴う修正（県民生活環境部県民生活環境課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
144	<p>第2章 地震災害予防計画</p> <p>第2節 自主防災活動</p> <p>(4) 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備</p> <p>県、市町は、県・市町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティア拠点相互のネットワーク構築等に<u>努める</u>。</p> <p>災害時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施されるように、自主防災組織は、地域の被災者のニーズとボランティアをつなぐ役割を果たすものとし、自主防災組織と市町災害ボランティアセンター（市町社会福祉協議会）との役割分担をあらかじめ定めておく。</p>	<p>第2章 地震災害予防計画</p> <p>第2節 自主防災活動</p> <p>(4) 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備</p> <p>県、市町は、県・市町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティア拠点相互のネットワーク構築等に<u>努めるとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る</u>。</p> <p>災害時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施されるように、自主防災組織は、地域の被災者のニーズとボランティアをつなぐ役割を果たすものとし、自主防災組織と市町災害ボランティアセンター（市町社会福祉協議会）との役割分担をあらかじめ定めておく。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	治山ダム設置基数の修正（農林部森林整備室）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
153	<p>第2章 地震災害予防計画</p> <p>第5節 防災都市・地域づくり計画</p> <p>7 平成新山対策</p> <p>(2) 方針</p> <p>① 治山事業</p> <p>水無川上流域（赤松谷地区、極楽谷・炭酸水谷地区、おしが谷地区）において渓間に堆積した土砂及び火山噴出物の浸食・流出の抑止及び土石流対策として、治山ダム<u>17</u>基を設置し、併せて航空緑化工を実施した。</p>	<p>第2章 地震災害予防計画</p> <p>第5節 防災都市・地域づくり計画</p> <p>7 平成新山対策</p> <p>(2) 方針</p> <p>① 治山事業</p> <p>水無川上流域（赤松谷地区、極楽谷・炭酸水谷地区、おしが谷地区）において渓間に堆積した土砂及び火山噴出物の浸食・流出の抑止及び土石流対策として、治山ダム<u>22</u>基を設置し、併せて航空緑化工を実施した。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正（危機管理部防災企画課、県民生活環境部県民生活環境課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
147	<p>第2章 地震災害予防計画 第2節 自主防災活動</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2章 地震災害予防計画 第2節 自主防災活動</p> <p><u>4 多様な主体との連携</u></p> <p>県、市町は、地域コミュニティの防災体制の充実強化を図るため、消防団や自主防災組織、防災士等の多様な主体との連携等を図るものとする。</p> <p>また、国が進める被災者援護協力団体の登録及びそのデータベースの整備を踏まえ、県、市町においても登録被災者救護協力団体との平時からの連携強化に努める。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	令和6年能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災を受け、防災基本計画において、新たに国・地方公共団体の役割として、感震ブレーカーの普及推進に努めることが位置付けられたことから、地域防災計画において、本県の感震ブレーカーの普及促進に関する計画を定める修正（危機管理部消防保安室）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
158	<p>第2章 地震災害予防計画</p> <p>第8節 火災予防対策の推進</p> <p>1 火災の予防対策</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2章 地震災害予防計画</p> <p>第8節 火災予防対策の推進</p> <p>1 火災の予防対策</p> <p>2 長崎県感震ブレーカーの普及推進に関する計画</p> <p><u>(1) 目的</u></p> <p><u>大規模地震時には、住民等が避難を要することにより、火災の発見、通報、初期段階での消火が遅れ、また、災害の同時発生により、消防力が不足し、水道管の破断等により消防水利が確保できないなど、消火活動が困難な状況となり、特に木造密集市街地等では大規模な火災につながるおそれがある。近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生しており、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及を推進することが必要である。</u></p> <p><u>このような観点から、防災基本計画において、感震ブレーカーの普及が位置づけられたところであり、その実効性を確保するため、本計画において地域の実情に即した形での体制作り等、感震ブレーカーの普及推進について具体的な取組内容を定める。</u></p> <p><u>(2) 普及推進に向けた取組の進め方</u></p> <p><u>感震ブレーカーの普及推進にあたって、主な取組の流れは以下のとおりである。各地域の火災予防や地震対策の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及推進における主な関係者との協働体制を構築するとともに、本県内の実情に即した必要な取組を進めるものとす</u></p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正調書（新旧対照）

	<p>る。</p> <p>＜感震ブレーカーの普及推進の取組＞</p> <p>① 感震ブレーカーに関する広報啓発</p> <p>② 感震ブレーカーの普及推進体制の構築</p> <p>③ 重点エリア等への対応</p> <p>④ 感震ブレーカーの設置状況の把握等</p> <p>（3）取組の具体的な内容</p> <p>① 感震ブレーカーに関する広報啓発</p> <p>地震火災の予防の観点から、感震ブレーカーについて、住民の理解を促進し、円滑な普及推進を図るため、関係者と連携し、幅広く普及啓発を行う。</p> <p>また、市町において感震ブレーカーの購入・取付に対する支援事業を行っている場合には、県においても周知等の協力に努め、効果的な普及推進を図る。</p> <p>② 感震ブレーカーの普及推進体制の構築</p> <p>県及び市町は、関係団体と連携し、感震ブレーカーの普及を推進する。各市町と各関係団体との連携にあっては、各地域の火災予防や地震対策に係る既往の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及促進における主な関係者との協働体制を構築する。</p> <p>③ 重点エリア等への対応</p> <p>地震時には火災の同時多発や、消防力の劣勢、水利の使用不可、道路通行障害等により、消火困難となり、大規模火災に至る場合がある。</p> <p>感震ブレーカーの普及にあっては、幅広い地域を対象とすること</p>
--	--

令和7年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正調書（新旧対照）

	<p>が望ましいが、地震発生時に火災の延焼の危険性が高い木造密集市街地等や、津波からの避難に伴い火災の発見遅れや消火活動が困難となるおそれがある津波浸水想定区域等については、出火防止の重要性を考慮し、震災ブレーカーの普及に係る重点エリアとして設定することが適当である。</p> <p>市町は、火災延焼の危険性（築年数が経過した木造住宅が密集、道路狭隘等）や当該地域における過去の被災状況（過去の地震災害や火災等）を踏まえて重点エリアを設定する。</p> <p>県は、市町が設定する重点エリアを把握するとともに、市町に対し、大規模地震の被害想定等に関する情報の提供や必要な助言を行う。</p> <p>④ 感震ブレーカーの設置状況の把握等</p> <p>県及び市町は、県内における震災ブレーカーの設置状況の把握に努める。具体的な調査内容や実施方法については、市町と調整のうえ実施する。</p>
--	--

令和7年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	新たな道路施設の整備に伴う修正（土木部道路維持課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
162	<p>第 2章 地震災害予防</p> <p>第10節 防災事業施設の整備</p> <p>3 防災拠点の確保・整備</p> <p>(1) 地域の防災拠点となる県の地方機関の建物について、非構造部材を含む耐震化を推進する。</p> <p>(2) 防災拠点となる都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう必要に応じて防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置を図る。</p> <p>(3) 下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第 2章 地震災害予防</p> <p>第10節 防災事業施設の整備</p> <p>3 防災拠点の確保・整備</p> <p>(1) 地域の防災拠点となる県の地方機関の建物について、非構造部材を含む耐震化を推進する。</p> <p>(2) 防災拠点となる都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう必要に応じて防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置を図る。</p> <p>(3) 下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図る。</p> <p><u>(4) 道の駅を防災拠点として防災機能強化を図る。</u></p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	南海トラフ地震防災対策推進地域指定に伴う修正（危機管理部防災企画課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
168	<p>第 3 章 地震災害応急対策</p> <p>第 12 節 地域への救助活動</p> <p>4 港湾施設の整備</p> <p><u>(追加)</u> 人員・緊急物質・復旧用資材等の海上輸送の機能を確保するため、長崎港・福江港・郷ノ浦港・厳原港・島原港・比田勝港・有川港・相の浦港において、耐震岸壁を整備する。なお、市町村事業については、整備の促進を図る。また、海路による緊急物資等の受入・搬出のために、岸壁背後に物資等の荷捌き、一時保管、二次輸送の作業等を行うことができるオープンスペースの確保に努める。</p> <p>5 漁港施設の整備</p> <p><u>(追加)</u> 人員・緊急物質・復旧用資材等の海上輸送機能を確保するため、平漁港・小値賀漁港において、耐震岸壁を整備する。また、海路による緊急物資等の受入・搬出のために、岸壁背後に物資等の荷捌き、一時保管、二次輸送の作業等を行うことができるオープンスペースの確保に努める。なお、災害発生時の緊急通行車両の通行ルート確保のため、緊急輸送道路指定の臨港道路（敵刈時津線、敵刈琴海線）について、上記「3. 県警察における交</p>	<p>第 3 章 地震災害応急対策</p> <p>第 12 節 地域への救助活動</p> <p>4 港湾施設の整備</p> <p><u>港湾施設は、震災時には緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、施設の耐震・津波対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理を行い、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保するよう努める。このうち、</u>人員・緊急物質・復旧用資材等の海上輸送の機能を確保するため、長崎港・福江港・郷ノ浦港・厳原港・島原港・比田勝港・有川港・相の浦港において、耐震岸壁を整備する。なお、市町村事業については、整備の促進を図る。また、海路による緊急物資等の受入・搬出のために、岸壁背後に物資等の荷捌き、一時保管、二次輸送の作業等を行うことができるオープンスペースの確保に努める。</p> <p>5 漁港施設の整備</p> <p><u>漁港施設は、水産物の供給基地としてのみならず、震災時には緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送を行う上で、</u>きわめて重要な役割を果たすことから、施設の耐震・津波対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理を行い、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保するよう努める。このうち、人員・緊急物質・復旧用資材等の海上輸送機能を確保するため、平漁港・小値賀漁港において、耐震岸壁を整備する。また、海路による緊</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正調書（新旧対照）

通の確保に関する体制及び施設の整備（6）運転者のとるべき措置の周知徹底」の規定を運用する。	急物資等の受入・搬出のために、岸壁背後に物資等の荷捌き、一時保管、二次輸送の作業等を行うことができるオープンスペースの確保に努める。なお、災害発生時の緊急通行車両の通行ルート確保のため、緊急輸送道路指定の臨港道路（歭刈時津線、歭刈琴海線）について、上記「3. 県警察における交通の確保に関する体制及び施設の整備（6）運転者のとるべき措置の周知徹底」の規定を運用する。
---	---

令和7年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	情報共有に関するシステムにおける「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」の追加に伴う修正（福祉保健部地域保健推進課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
171	<p>第 2章 地震災害予防</p> <p>第13節 医療・保健に係る災害予防対策</p> <p>2 災害時医療体制の整備</p> <p>(4) 災害時情報網の整備</p> <p>県は、厚生労働省の支援を受け、<u>(追加)</u>広域災害・救急医療情報システム（<u>追加</u>コンピュータ等を利用し、災害時に医療施設の診療機能等の迅速な把握が可能な救急医療情報ネットワーク）<u>(追加)</u>により、国・県間、県・市町・保健所間、保健所・医療施設間等の災害時における情報収集及び連絡体制の整備に努める。</p>	<p>第 2章 地震災害予防</p> <p>第13節 医療・保健に係る災害予防対策</p> <p>2 灾害時医療体制の整備</p> <p>(4) 灾害時情報網の整備</p> <p>県は、厚生労働省の支援を受け、<u>災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）</u>、広域災害・救急医療情報システム（<u>EMIS</u>：コンピュータ等を利用し、災害時に医療施設の診療機能等の迅速な把握が可能な救急医療情報ネットワーク）<u>等</u>により、国・県間、県・市町・保健所間、保健所・医療施設間等の災害時における情報収集及び連絡体制の整備に努める。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正（県民生活環境部県民生活環境課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
177	<p>第 2章 地震災害予防計画</p> <p>第15節 生活福祉に係る災害予防計画</p> <p>4 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備</p> <p>（2）県、市町は、県・市町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動のため、ボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティア拠点相互のネットワーク構築等に<u>努める</u>。</p> <p>また、専門的な知識や技術を有するボランティア団体の受入れを円滑に進めるため、県は、平時から、専門的NPO・ボランティア団体等との連携体制を構築するとともに、関係課と連携し、専門的な知識や技術を有するボランティア団体等に係る情報を共有するよう努める。</p>	<p>第 2章 地震災害予防計画</p> <p>第15節 生活福祉に係る災害予防計画</p> <p>4 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備</p> <p>（2）県、市町は、県・市町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動のため、ボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティア拠点相互のネットワーク構築等に<u>努める</u>とともに、<u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る</u>。</p> <p>また、専門的な知識や技術を有するボランティア団体の受入れを円滑に進めるため、県は、平時から、専門的NPO・ボランティア団体等との連携体制を構築するとともに、関係課と連携し、専門的な知識や技術を有するボランティア団体等に係る情報を共有するよう努める。</p>

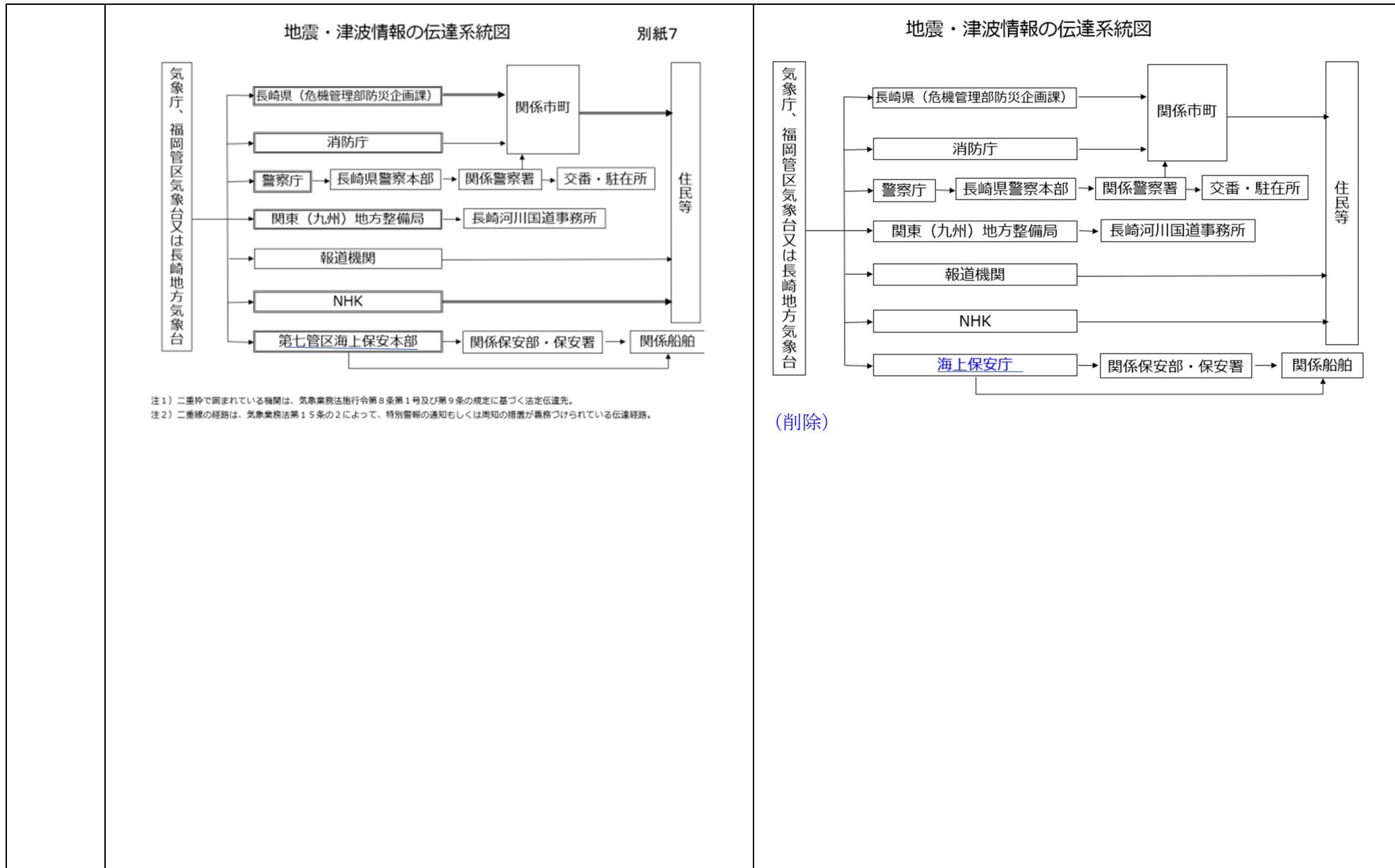
令和7年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	南海トラフ地震防災対策推進地域指定に伴う修正（危機管理部防災企画課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
195	<p>第3章 地震災害応急対策</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>195 2 市町 <u>(追加)</u></p>	<p>第3章 地震災害応急対策</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>2 市町</p> <p>(3) 消防機関等の活動</p> <p>① <u>市町は、消防機関及び消防団が津波からの円滑な避難の確保等のために次の事項を実施するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等の情報の適切な収集及び伝達 ・津波からの避難誘導 ・自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援 ・難津波到達予測時間を考慮した退避ルールの確立等 <p>② <u>県消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。</u></p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	伝達系統図の誤りを修正（長崎地方気象台）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
217	<p>第3章 地震災害応急対策 第2節 情報活動</p> <p>4 報告・要請事項の処理</p> <p>津波警報等の伝達系統図</p> <pre> graph TD A[気象庁、福岡管区気象台又は長崎地方気象台] --> B[NTT東日本又はNTT西日本] A --> C[長崎県（危機管理部防災企画課）] A --> D[消防庁] A --> E[警察庁] A --> F[関東（九州）地方整備局] A --> G[報道機関] A --> H[携帯電話事業者] A --> I[NHK] A --> J[第七管区海上保安本部] B --> K[関係市町] C --> K D --> K E --> K F --> G G --> H H --> I I --> J J --> K K --> L[住民等] E --> M[長崎警察本部] M --> N[関係警察署] N --> O[交番・駐在所] O --> L F --> P[長崎河川国道事務所] G --> Q[関東（九州）地方整備局] Q --> P H --> R[報道機関] I --> S[携帯電話事業者] S --> T[NHK] T --> U[第七管区海上保安本部] U --> V[関係保安部・保安署] V --> W[関係船舶] W --> L </pre> <p>注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。 注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 注3) 長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、壱岐・対馬、有明・八代海の予報区に対して発表された場合。 注4) 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。</p>	<p>第3章 地震災害応急対策 第2節 情報活動</p> <p>4 報告・要請事項の処理</p> <p>津波警報等の伝達系統図</p> <pre> graph TD A[気象庁、福岡管区気象台又は長崎地方気象台] --> B[NTT東日本又はNTT西日本] A --> C[長崎県（危機管理部防災企画課）] A --> D[消防庁] A --> E[警察庁] A --> F[関東（九州）地方整備局] A --> G[報道機関] A --> H[携帯電話事業者] A --> I[NHK] A --> J[第七管区海上保安本部] B --> K[関係市町] C --> K D --> K E --> K F --> G G --> H H --> I I --> J J --> K K --> L[住民等] E --> M[長崎警察本部] M --> N[関係警察署] N --> O[交番・駐在所] O --> L F --> P[長崎河川国道事務所] G --> Q[関東（九州）地方整備局] Q --> P H --> R[報道機関] I --> S[携帯電話事業者] S --> T[NHK] T --> U[第七管区海上保安本部] U --> V[関係保安部・保安署] V --> W[関係船舶] W --> L </pre> <p>注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。 注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 注3) 長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、壱岐・対馬、有明・八代海の予報区に対して発表された場合。 注4) 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。</p>

令和7年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正調書（新旧対照）



令和7年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正調書（新旧対照）

改正理由 (機関)	南海トラフ地震災害対策推進地域の指定に伴う修正（危機管理部防災企画課）							
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)						
231	<p>第3章 地震災害応急対策 第2節 情報活動</p> <p>2 情報の受理・伝達・周知 <u>(追加)</u></p>	<p>第3章 地震災害応急対策 第2節 情報活動</p> <p>2 情報の受理・伝達・周知 (6) 南海トラフ地震に関する情報について</p> <p>(気象庁ホームページから)</p> <p>「南海トラフ地震に関する情報」は、南海トラフ全域を対象に大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて相対的に高くなっていることなどをお知らせするもので、この情報の種類と発表条件等は以下のとおりです。</p> <p>「南海トラフ地震に関する情報」の種類及び発表条件</p> <hr/> <p>「南海トラフ地震に関する情報」は、以下の2種類の情報で発表します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 </td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震関連解説情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） </td> </tr> </tbody> </table> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 	南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）
情報名	情報発表条件							
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 							
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） 							